



THE ROKINREN BANK

DISCLOSURE 2025

ごあいさつ



理事長

西田 安範



労働金庫連合会は 労働金庫〈ろうきん〉の中央金融機関です。

平素より、私ども労働金庫連合会(労金連)に対しまして、格別のご支援を賜り、誠にありがとうございます。

労金連は、1955年の設立以来70年に亘り、協同組織の福祉金融機関である〈ろうきん〉を会員とする中央金融機関として、〈ろうきん〉の余裕資金の集中による効率運用、事務集中による〈ろうきん〉の業務の効率化、業態統一オンラインシステム(アール・ワンシステム)の開発・運用、〈ろうきん〉相互間の資金の需給調整など、〈ろうきん〉が行う金融活動を支える役割を担っています。

2024年度は、ろうきんの理念および「ろうきんビジョン2035～共感と協創～」に基づき、2024年度から2026年度までの3カ年における労金連の経営の方向性、課題などを表した「第11期中期経営計画」の開始年度でした。労金連自ら意識と業務の変革に挑戦し、超高齢社会やデジタル技術の進展に伴う顧客ニーズの変化への対応や顧客利便向上の一層の追求、2030年アール・ワンシステム更改に向けた対応、および金融環境変化に対応した持続的な収益確保と成果還元を優先課題とし取り組んでまいりました。

なお、労金連の2024年度の業績は、金利上昇局面における有価証券ポートフォリオの見直しを進める中で、総資産8兆316億円、預金残高6兆2,093億円、当期純利益92億円となりました。この結果、健全性の指標である自己資本比率につきましても15.83%と引き続き高い水準を確保し、発行体格付はAA-(R&I)を維持することができました。

さて、昨今の社会環境に目を向けると、少子高齢化と人口減少の加速や物価上昇による家計負担の増加など、はたらく人の生活環境は不透明で不確実な状況といえます。

こうしたなか、2025年度は、会員である〈ろうきん〉の理解・協力のもと普通出資金の増資を実施し、より強固な財務基盤の確立および収益力の強化をはかりつつ安定還元の役割を果たすことで、はたらく人とその家族の夢としあわせな暮らしの実現に貢献してまいります。

労金連や〈ろうきん〉の業績、取り組みについてご紹介するため、このディスクロージャー誌「労働金庫連合会2025」を作成いたしました。ご高覧いただき、労金連ならびに〈ろうきん〉へのご理解を一層深めていただければ幸いです。

2025年7月

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する
協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および
文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって
共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、
広く市民の参加による団体を会員とし、
そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、
運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、
健全経営に徹して会員の信頼に応えます。



プロフィール

労金連の概要 (2025年3月31日現在)

●店舗数	1店舗
●常勤役職員数	389人
●会員数	13労働金庫
●預金残高 (譲渡性預金含む)	6兆2,093億円
●貸出金残高	9,925億円
●出資金	1,200億円
●自己資本比率 (国内基準)	15.83%

全国労働金庫の概要 (2025年3月31日現在)

●金庫数	13金庫
●店舗数	588店舗
●常勤役職員数	11,040人
●会員数	97,486会員
●間接構成員数	12,025,461人
●預金残高 (譲渡性預金含む)	23兆159億円
●貸出金残高	15兆9,442億円
●出資金	967億円
●自己資本比率 (国内基準)	(全国平均) 10.70%

※全国労働金庫の数値は速報値

※本誌は労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づいて作成した
ディスクロージャー資料 (業務及び財産の状況に関する説明書類) です。

CONTENTS

ごあいさつ

ろうきんの理念

1.福祉金融機関〈ろうきん〉

〈ろうきん〉の基本姿勢	2
ろうきんビジョン	3
ろうきん相互支援制度	4
トピックス	6
沿革・あゆみ	11

2.事業の概要

労金連の役割	13
経営の健全性・安全性	15
2024年度の事業の概況	16
ろうきんSDGs行動指針に基づく取組み	19
働きやすい職場をめざして	22
社会貢献活動	23

3.経営管理体制

第11期中期経営計画	27
2025年度事業計画	28
経営方針	29
業務の適正を確保するための体制	30
お客さま本位の業務運営に関する方針	33
個人情報保護の取組み	36
顧客保護等管理方針	38
苦情等への対応 (金融ADR制度への対応について)	38
利益相反管理方針の概要	39
反社会的勢力に対する基本方針	40
金融商品に関する勧誘方針	40
確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針	40
証券業務に関する倫理コード	41
リスク管理の体制	42
コンプライアンスの体制	45
内部監査の体制	48
経営体制	49
業務組織図	49
役員	50
職員の状況	51
会員の内訳	51
出資会員	51

4.業務のご案内

主要な業務の内容	52
総合事務センター	57

5.財務資料編

単体財務諸表	58
諸比率	68
自己資本の充実の状況 (単体・連結)	70
不良債権の状況 (単体)	89
資産査定に係る各種基準の比較表	90
報酬等に関する事項 (単体)	92
預金に関する指標	93
貸出金等に関する指標	94
有価証券に関する指標	95
有価証券等の時価情報	96
デリバティブ取引情報	98
連結情報	99
連結財務諸表	101
不良債権の状況 (連結)	110
報酬等に関する事項 (連結)	110
連結セグメント情報	110
会計監査人の名称	110

事務所の所在地	111
全国〈ろうきん〉のお問い合わせ先一覧	112
索引	113

〈ろうきん〉は日本でただひとつ、 はたらく人のための生活応援バンクです。

〈ろうきん〉の基本姿勢

目的

〈ろうきん〉は、
はたらく仲間がつくった
福祉金融機関です。

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合のはたらく仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合っただけでなく協同組織の金融機関です。〈ろうきん〉は、はたらく人とその家族が安心して快適な日々を送れる社会づくりをめざしています。

世の中に数多くある金融機関の中で、純粋にはたらく人の福祉金融機関と呼べるのは、〈ろうきん〉しかありません。

運営

〈ろうきん〉は、
営利を目的としない
金融機関です。

〈ろうきん〉は、労働金庫法に基づいて、営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されています。

この〈ろうきん〉独自の運営に共感する人たちの輪が日本中に広がり、メンバーは全国で約1,000万人。労働組合や生活協同組合の仲間をはじめ、多くのはたらく仲間にも広く利用されています。

運用

〈ろうきん〉は、
生活者本位に考える
金融機関です。

〈ろうきん〉の業務内容は預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりありませんが、はたらく仲間からお預かりした資金は、大切な共有財産として、住宅・自動車・教育・育児などの資金として、はたらく仲間にも融資することにより、はたらく仲間とその家族を支え、より豊かにするために役立てられています。

〈ろうきん〉の事業運営3原則

〈ろうきん〉の目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行との違いが明確に区別されています。〈ろうきん〉は労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

（原則）

第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

〈ろうきん〉は、はたらく人たちがお互いを助け合う、あたたかな絆から生まれた“はたらく仲間の金融機関”です。その基本とする姿勢も、社会的な役割も、暮らしに役立つ商品やサービスも、すべてがはたらく人の生活の視点から発想されたものです。

〈ろうきん〉は人と人の輪の中で、暮らしを見つめ、ニーズをつかみ、快適で賢い生活のためのベストアドバイスを提案できる、はたらく人たちのいちばん身近で親しみやすい金融機関＝生活応援バンクであり続けたいと考えています。

ろうきんビジョン

〈ろうきん〉では、2014年9月に労金協会が策定した「ろうきんビジョン～人々が支え合う共生社会の実現のために～」に基づき、勤労者にとってもっとも身近で信頼される福祉金融機関としての真価を発揮するための取組みを進めてきました。

その取組みの成果と課題、また〈ろうきん〉に求められる役割・事業のあり方を踏まえ、次の10年余りで〈ろうきん〉業態がめざす姿を描いたものとして、「ろうきんビジョン2035～共感と協創～」を労金協会にて策定しました。全国の〈ろうきん〉および労金協会・労金連・日本労信協等の中央機関は会員・地域の仲間との共感を礎として、はたらく人の夢を実現するため、協創の取組みを進めていきます。

ろうきんビジョン 2035 ～共感と協創～

ろうきんは、はたらく人の福祉金融機関であり、共生社会の実現をめざすことを目的としています。『ろうきんの理念』に込められたこの想いを「存在意義」「提供価値」として共有しています。

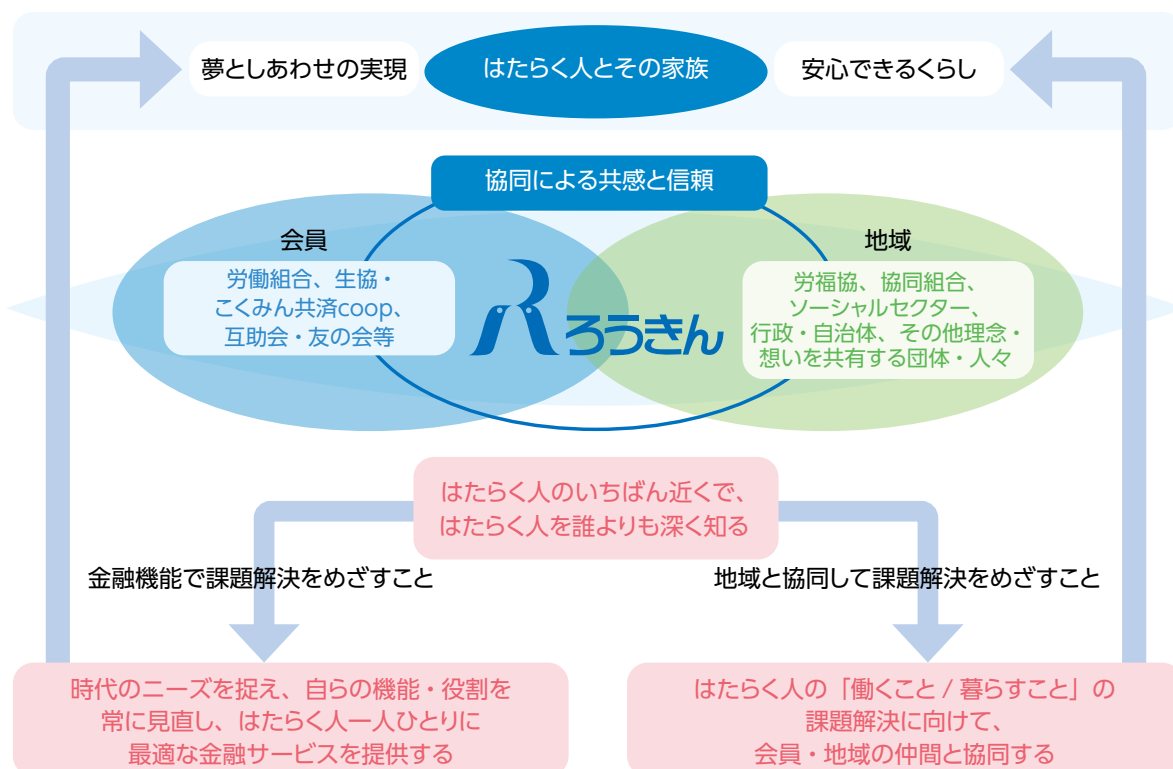
社会環境が大きく変化していくなか、はたらく人の課題やニーズも変わっていきます。ろうきん創設からの変わらぬ想いを会員・役職員が共有する価値観として大切にしつつ、ろうきんは時代やはたらく人の変化に合わせて変革を続けます。

存在意義（パーパス）

はたらく人とその家族の夢としあわせな暮らしの実現
～共感と信頼の力で/会員・地域の仲間とともに～

提供価値（バリュー）

はたらく人とその家族の生涯に寄り添い、一人ひとりの様々な課題に真摯に向き合い解決する



〈ろうきん〉業態のセーフティネット

ろうきん相互支援制度

お客さまの預金を守るしくみに、預金保険制度（公的セーフティネット）があります。
この預金保険制度とは別に、〈ろうきん〉は、業態独自のセーフティネットとして、ろうきん相互支援制度を運営し、預金保険制度の利用に至ることのないよう、お客さまの大切な預金を守っています。

ろうきん相互支援制度は、①〈ろうきん〉の経営悪化を未然に防止し、その経営力強化を図るとともに、②資本増強等を必要とする〈ろうきん〉に対して労金連が支援を行うという2本の柱により構成されています。

全国13〈ろうきん〉、労金協会および労金連の3者によるセーフティネットが、お客さまの大切な預金を守っています。



1番目の柱 予防的措置

〈ろうきん〉の経営悪化を未然に防止するために行う〈ろうきん〉の経営状況のモニタリング（経営モニタリング）および経営改善指導等の予防的措置

労金協会による定期的な経営状況のモニタリングと労金協会内の労働金庫監査機構による監査を実施します。経営上の問題が認められた場合には、労金協会が設置する「経営モニタリング会議」においてその問題の程度に応じた措置を労金連と協議し、労金協会が経営改善指導や監査を実施します。

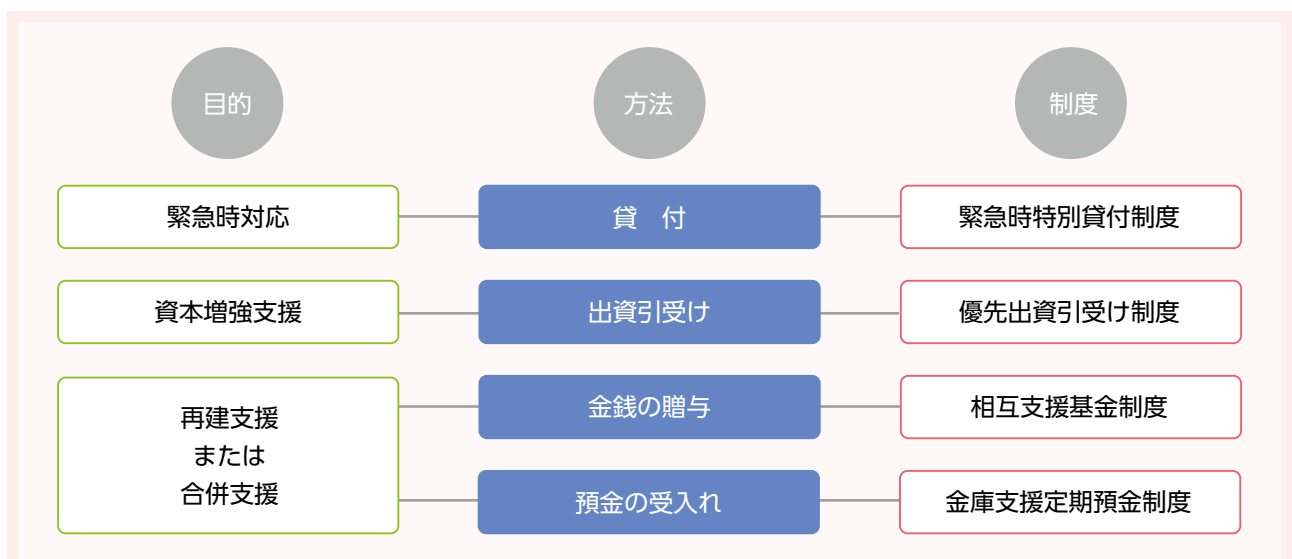
2番目の柱 金融支援措置

〈ろうきん〉の経営状態に応じて適用する金融支援措置

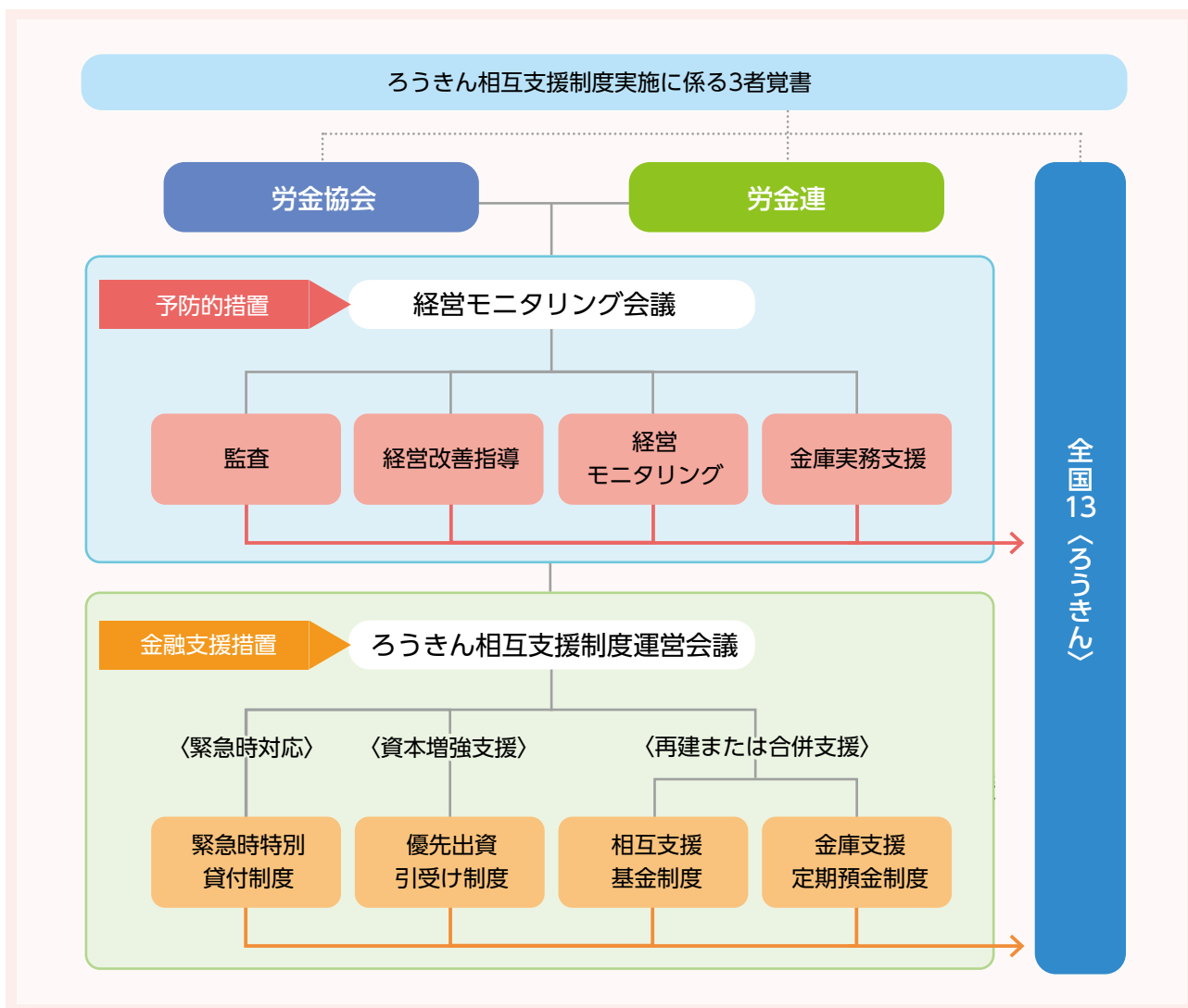
万が一、いずれかの〈ろうきん〉に経営上の問題が生じ金融面での支援が必要となった場合には、労金協会と労金連が共同運営する「ろうきん相互支援制度運営会議」において支援内容を協議し、労金連の金融機能を活用した緊急資金の貸付、資本注入、定期預金の受入れや資金援助を行うこと等で経営を支援します。

支援対象は、全国にあるすべての〈ろうきん〉です。（制度の適用を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。）

ろうきん相互支援制度の金融支援措置の構成



ろうきん相互支援制度



緊急時特別貸付制度

風評などにより、一時的に預金の払戻しが急増した場合やそのおそれがある場合、〈ろうきん〉は労金連に対し、緊急時特別貸付制度適用の申込みができます。

あらかじめ設定された限度額内で借入れ申込みができるため、機動的な利用が可能となっています。

優先出資引受け制度

自己資本の充実の必要が生じた場合、〈ろうきん〉は労金連に対し、優先出資引受け制度適用の申込みができます。自己資本の増強は、普通出資による増資や事業活動の成果である当期純利益の蓄積により行うことが基本ですが、これらの手段を補完するための資本調達手段として制度化されたものです。

相互支援基金制度

万が一、経営に重大な支障をきたした場合、〈ろうきん〉は労金連に対し、相互支援基金制度適用の申込みができます。相互支援基金制度は、全国の〈ろうきん〉と労金連が協力して積み立てた相互支援基金を財源とし、この基金から経営危機に陥った〈ろうきん〉の再建支援または合併支援を行う制度です。

金庫支援定期預金制度

金庫支援定期預金制度は、相互支援基金制度の補完的な位置づけとして制度化されました。〈ろうきん〉は労金連に対し、金庫支援定期預金制度適用の申込みができ、適切なタイミングでの早期支援が可能となっています。この制度の支援を受けた〈ろうきん〉は、事業の継続を図りながら早期健全化に努めます。

トピックス

「ろうきんiDeCo」加入者等件数が33万件突破！！

iDeCo(個人型確定拠出年金)は、税制優遇を活用しながら老後に向けた資産形成ができる私的年金制度で、2024年12月から掛金拠出を個人払込とした場合は事業主証明書が不要となるなどの制度改正により、加入手続きの簡素化が進みました。

〈ろうきん〉で取り扱う「ろうきんiDeCo」の加入者等件数は2025年3月31日現在で33万件を超え、取扱機関のなかでもトップクラスです。

また、労金連は、「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」を用意して、加入および移換手続きのウェブ申請対応を進めているほか、加入者等がいつでもiDeCoに関する質問をウェブサイト上で行い自動回答が得られるチャットボットなどのサービスの提供、専用コールセンターによるお客さまへの対応など、利便性向上や役立つ情報の提供に努めています。



<https://rokin-ideco.com/>

ろうきんiDeCo WEB申込みサービス

「ろうきんiDeCo」の新規加入や移換の申込みは、インターネットよりお客さまのご都合のよいタイミングでお手続きいただけます。

〈ろうきん〉は、今後もお客さまのニーズに応えるウェブコンテンツを提供してまいります。



「ろうきん確定拠出年金定期預金(期間5年・1年)」の残高は1兆132億円

労金連は、全国の(ろうきん)を代表して企業型確定拠出年金の商品提供機関を担っており、「ろうきん確定拠出年金(DC)定期預金(期間5年・1年)」を提供しています。

この商品は、競争力のある金利や高い信用力を背景に多くの企業から選定いただいており(2025年3月31日現在1,428規約、24,838社)、安定的に資産形成できる商品として加入者等にご利用いただいた結果、同時点の残高は1兆132億円となりました。

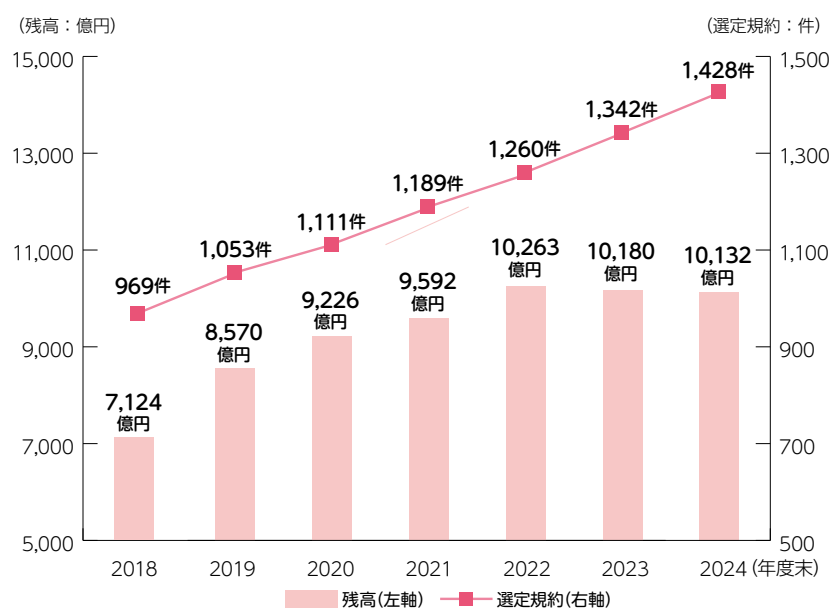
労金連のウェブサイト「ろうきんの勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言～企業年金に係る取り組み～」では、本商品のご案内以外に、企業年金の概要や資産運用の考え方、選択制DCやマッチング拠出のシミュレーションなど役立つ情報を提供しています。



<https://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/>



ろうきんDC定期預金残高の推移



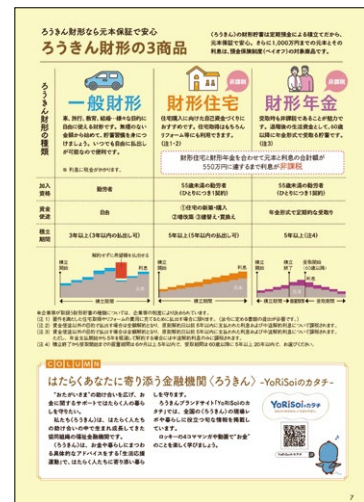
ろうきん財形は選ばれてNo.1

〈ろうきん〉では、計画的な資産形成や多重債務対策などの「生活応援運動」を展開しており、多くの勤労者の皆さまにその中核的な商品である「ろうきん財形」をご活用いただいています。

2025年3月31日現在で契約件数は2,174,033件・貯蓄残高は3兆4,308億円となり、件数・残高ともに業態別第1位となっています。

(単位:件、百万円)

	一般財形	財形年金	財形住宅	合計
契約件数	1,508,572	514,452	151,009	2,174,033
貯蓄残高	2,502,981	714,771	213,117	3,430,870



ろうきんNISAで資産形成!!

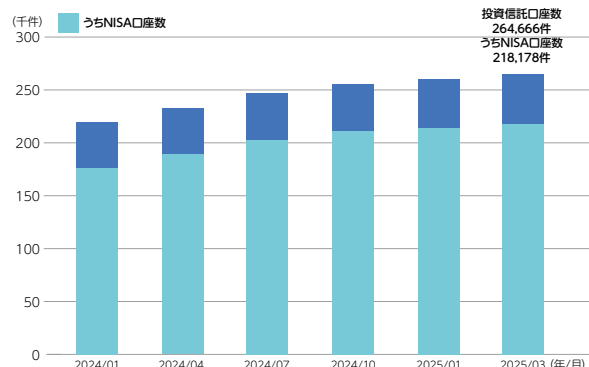
〈ろうきん〉では、お客さまの様々なライフプランに応じた「ろうきんNISA」のご活用をご提案しており、「ろうきんNISAスペシャルサイト」を通じて、NISAを活用した資産形成をはじめとする様々な情報やコンテンツをお客さまへご案内しています。

資産形成をお考えのお客さまのニーズにお応えする中で、2025年3月31日現在で投資信託口座数264,666件のうち、NISAの口座数は218,178件を占め、毎年、取扱いが増加しています。

今後も〈ろうきん〉はNISAに関する情報や商品・サービスの提供に努め、お客さまの将来に向けた資産形成を支援します。



<https://www.rokinren.com/rokin-nisa/>

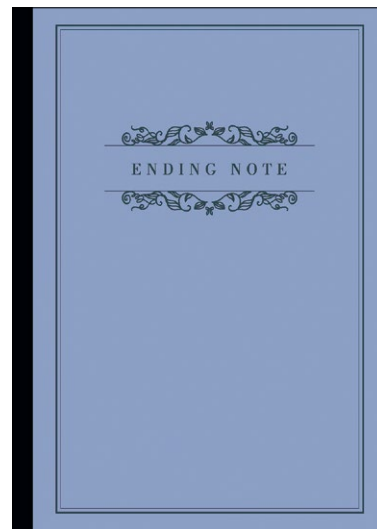


人生100年時代に向けた高齢者支援

高齢者向け情報提供ウェブサイトとして、「〈ろうきん〉と考える相続」を設置し、相続に関する基礎知識や一般的な手続きをご案内しています。また、サイト内では、相続シミュレーションやエンディングノートを掲載し、お客さまがセカンドライフと相続について考えるきっかけとしてご活用いただいています。



<https://www.rokinren.com/souzoku-support/>



ろうきんで「ことら送金」が利用可能になりました！！



<https://www.rokinren.com/rokin-cotra/>

ことら送金は、手数料無料で「1回あたり10万円までの個人間送金」ができるサービスです。

〈ろうきん〉ではBank Payアプリを通じてことら送金をご利用いただけます。相手の口座情報を指定する送金方法だけでなく、携帯電話番号やメールアドレス宛に送金することも可能です。



ろうきんと考える、あなただけの資産形成～資産形成シミュレーション～

はたらく人の安定的な資産形成支援を目的に、2024年9月に非課税優遇制度（財形貯蓄、NISA、iDeCo）を活用した資産形成シミュレーションを「ろうきんアプリ」内に設置しました。

本シミュレーションでは、年代または積立目的を入力することでおすすめの資産配分をご提案します。また、財形貯蓄、NISA、iDeCoの効率的な活用方法、資産配分に係るワンポイントアドバイスや将来の積立総額もご案内しています。



ろうきんと考える、あなただけの資産形成

資産形成シミュレーション

資産形成シミュレーションへの
アクセスはこちら



〈ろうきん〉の広告宣伝活動と情報発信の取り組み

広告宣伝活動の一環として、暮らしに役立つ旬な情報や、お金のことを楽しく学べるマンガや動画を掲載した「YoRiSoiのカタチ」サイトを運営しています。



また、イメージモデルを活用したポスターやガイドBOOKなどを制作しています。労金連独自の取り組みとして、業態統一で活用できるツールの制作も行っています。

● ガイド BOOK2025



<https://rokin-db.libra.jpn.com/#/content/9>

● はじめよう！ライフプランニング



<https://rokin-db.libra.jpn.com/#/content/22>

● ロッキー 4 コママンガ（ライフプランニングってなあに？）



今後も、〈ろうきん〉の認知拡大をめざして、広告宣伝活動を継続して実施してまいります。

沿革・あゆみ

1950	●岡山と兵庫に最初の〈ろうきん〉が生まれる	1986	●〈ろうきん〉新シンボルマーク制定 ●預金保険制度加入 ●全国〈ろうきん〉預金5兆円突破
1951	●全国労働金庫協会設立	1987	●ろうきん投資顧問設立
1953	●労働金庫法施行	1988	●私立学校教職員共済組合年金振込事務取扱開始 ●国債代理窓販業務取扱開始 ●両替業務取扱開始 ●ろうきんゼネラルファイナンスサービス設立
1955	●労働金庫連合会営業開始(出資金7,310万円) ●初代理事長に今井一男就任	1989	●東京金融先物取引所(現「東京金融取引所」)に加入 ●労働金庫総合事務センター設立
1957	●相互救済基金制度制定	1990	●全国〈ろうきん〉オンライン・システム(ユニティ)稼働 ●都銀、地銀とのオンライン業務提携(MICS)開始
1958	●労金会館(港区)竣工 ●全国〈ろうきん〉間当座勘定集中決済制度制定	1991	●第二地銀、信金、信組、農協とのオンライン業務提携(MICS)開始 ●ROCS、MICSのサンデーバンキング開始
1959	●伊勢湾台風被災者救援のため10億円緊急貸付実行	1992	●員外貸出の対象範囲拡大 ●労金連、普通出資235億円に増資
1960	●労金運動10周年記念中央集会 ～労働金庫の歌・統一マークを発表	1993	●中期経営計画策定・取組み開始 ●理事長に禿河徹映就任
1961	●中小企業退職金共済事業団(現「独立行政法人勤労者退職金共済機構」)代理業務取扱開始	1994	●財形貯蓄契約件数業態別第1位獲得 ●国債直接窓販業務取扱開始 ●労金連、普通出資574億円に増資
1962	●特別貸付制度・義務預金制度制定	1995	●阪神・淡路大震災被災者救援のための特別貸付実行 ●創立40周年記念祝賀会および記念活動の実施 ●労金連、普通出資685億円に増資
1964	●労金連と労金協会の運営一体化を決定	1996	●「ろうきん・21世紀への改革とビジョン」策定・取組み開始 ●新労働金庫総合事務センター竣工 ●第2期中期経営計画策定・取組み開始 ●大規模災害特別貸付制度制定 ●全国〈ろうきん〉預金10兆円突破
1965	●創立10周年記念式典 ●激甚災害特別貸付制度制定 ●テレックスを導入し、送金業務開始 ●〈ろうきん〉のマスコットキャラクターの愛称を“キン坊”に決定	1997	●新労働金庫総合事務センター本稼働 ●〈ろうきん〉の新マスコットキャラクター“ロッキー”誕生 ●員外監事の選任 ●監事会設置 ●「労働金庫の基本理念」の改定 ●労金連、普通出資764億円に増資
1967	●「労働金庫の基本理念」決定	1998	●組織統合支援基金制度制定 ●法定監査導入 ●近畿労働金庫発足(近畿7金庫統合)
1971	●労働金庫研修所富士センター開所(～2015)	1999	●郵貯オンライン業務提携開始 ●第3期中期経営計画策定・取組み開始 ●相互救済基金制度改正 ●投信窓販業務取扱開始 ●労金カードサービスとろうきんゼネラルファイナンスサービスが合併 ●日曜・祝日の自動機入金システム稼働
1972	●〈ろうきん〉の統一商品 財形貯蓄「虹の預金」発売	2000	●日本デビットカード(J-Debit)取扱開始 ●「労金連の経営方針」制定 ●理事長に濱本英輔就任 ●東海労働金庫発足(東海3金庫統合)
1973	●福祉資金貸付制度制定		
1974	●全国〈ろうきん〉預金1兆円突破 ●労金連、普通出資80億円に増資		
1975	●NHKの受信料の口座振替取扱開始		
1979	●国民金融公庫(現「日本政策金融公庫」)の奨学資金貸付業務受託 ●当座勘定集中決済制度 ●テレックスオンラインシステム稼働		
1981	●労働金庫会館(千代田区)竣工 ●日本銀行との当座預金取引開始 ●内国為替取扱開始		
1982	●東京手形交換所の代理交換開始 ●公立学校共済組合年金振込事務取扱開始 ●専売共済年金振込事務取扱開始 ●国庫金振込事務取扱開始 ●労金連、普通出資110億円に増資		
1983	●エルピーシー・労金カードサービス設立 ●労働金庫中央事務センター竣工 ●国家公務員共済年金振込事務取扱開始 ●理事長に船後正道就任 ●労金連、普通出資150億円に増資		
1984	●全国銀行データ通信システムに加盟 ●労金連、資金量1兆円突破 ●「労働金庫のビジョン」決定		
1985	●労働金庫研究所設立 ●全国〈ろうきん〉CDネット(ROCS)完成実施		

2001	●中央労働金庫発足(関東・山梨8金庫統合) ●四国労働金庫発足(四国4金庫統合) ●インターネットバンキング取扱開始 ●外貨預金業務取扱開始(～2023) ●北陸労働金庫発足(北陸3金庫統合) ●九州労働金庫発足(九州7金庫統合) ●日本銀行蔵入代理店業務の取扱開始 ●確定拠出年金業務の取扱開始 ●労金カードサービスとろうきん投資顧問を労金連子会社化	2015	●第8期中期経営計画策定・取組み開始 ●創立60周年記念事業の実施 ●「ろうきん森の学校」が国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)連携事業に認定、10周年記念シンポジウム開催および第Ⅱ期事業開始
2002	●ろうきん相互支援制度制定 ●第4期中期経営計画策定・取組み開始 ●財形貯蓄残高業態別第1位獲得 ●確定拠出年金運営管理機関業務取扱開始 ●監査法人による外部システム監査導入 ●ろうきん相談所開設 ●労金連、普通出資1,200億円に増資	2016	●ろうきん点字通知サービス開始 ●イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークス(現「ローソン銀行」)、ビューカードとのATM提携開始 ●ろうきんビジョンサポート貸付の創設 ●熊本地震被災者救援のための特別貸付実行 ●労金連、次世代認定マーク(くるみん)取得 ●「ろうきん森の学校」が第5回いきものにぎわい企業活動コンテストにて「公益社団法人国土緑化推進機構理事長賞」受賞
2003	●理事長に岡田康彦就任 ●東北労働金庫発足(東北6金庫統合) ●中国労働金庫発足(中国4金庫統合) ●[13金庫体制]	2017	●個人型確定拠出年金(iDeCo)取扱開始 ●ネット口座振替受付サービス開始 ●「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定 ●「たんぼぼ認知症治療保険」取扱開始 ●インターネット投資信託取引サービス開始 ●国連が提唱するPRI(責任投資原則)へ署名 ●全国〈ろうきん〉預金20兆円突破
2004	●Pay-easy(ペイジー)収納サービス開始 ●ろうきんZATTSサービス開始 ●アイワイバンク銀行(現「セブン銀行」)とのATM利用提携開始	2018	●つみたてNISAの取扱開始 ●オープンAPIへの対応方針等の公表 ●第9期中期経営計画策定・取組み開始 ●「お客さま本位の業務運営に関する方針」の改正および成果指標(KPI)を設定
2005	●普通預金無利息型(決済用預金)取扱開始 ●第5期中期経営計画策定・取組み開始 ●国債窓販の個人向け国債取扱開始 ●創立50周年記念祝賀会および記念活動の実施 ●格付投資情報センター(R&I)から発行体格付「AA-」取得 ●「ろうきん森の学校」開校	2019	●「ろうきんSDGs行動指針」を策定 ●iDeCoコールセンター業務開始 ●「ろうきん森の学校」開校15周年 ●「ろうきんアプリ」サービス開始 ●労働金庫にふさわしい「組織風土」の確立に向けた基本方針を策定
2006	●第二地銀、信金、信組との「入金ネット」提携開始 ●ICキャッシュカードの取扱開始 ●ろうきんWebお知らせサービス開始 ●金庫CSR支援制度制定(～2021)	2020	●スマホ決済サービスの対応開始 ●仕事と介護の両立支援のシンボルマーク(トモニン)の取得 ●「労金連のESG投融資原則」の制定 ●新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う勤労者生活支援特別融資(無担保)の取扱開始 ●「勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言」の取組み開始
2007	●全国〈ろうきん〉預金15兆円突破	2021	●「労働金庫業態におけるあらゆるハラスメント禁止ガイドライン」の策定 ●第10期中期経営計画策定・取組み開始 ●「ろうきん後見制度支援預金」取扱開始 ●定款変更の認可を受け、臨時総会決議により、非常勤理事を2名増員
2008	●第6期中期経営計画策定・取組み開始 ●ろうきんアセットマネジメント(旧ろうきん投資顧問)解散 ●イオン銀行とのATM利用提携開始 ●労金カードサービスとエルピーシーが合併	2022	●アール・ワンシステム更改 ●「お客さま本位の業務運営に関する方針」の改正 ●理事長に西田安範就任 ●「ろうきんアプリ」口座開設サービス開始 ●ろうきんDC定期預金1兆円突破
2009	●「ろうきんDCプラン企業型年金規約」が規約承認・導入 ●「ろうきん森の学校」5周年記念シンポジウム開催	2023	●「ろうきんローン受付システム」サービス開始 ●労働金庫会館(千代田区)建替えに伴う事務所仮移転
2010	●「労金連のSRI(社会的責任投資)原則」の制定 ●労金連、資金量5兆円突破	2024	●第11期中期経営計画策定・取組み開始 ●「ろうきんビジョン2035～共感と協創～」策定・取組み開始 ●「働く人と子どもの明日を応援プロジェクト」活動開始
2011	●東日本大震災被災者救援のための特別貸付実行 ●理事長に森田則夫就任	2025	●創立70周年記念事業の実施 ●「ろうきん森の学校」20周年記念シンポジウム開催 ●労金連、普通出資1,600億円に増資
2012	●「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」への署名 ●第7期中期経営計画策定・取組み開始		
2014	●全国〈ろうきん〉オンライン・システム(アール・ワンシステム)稼働 ●ろうきんダイレクトサービス開始 ●理事長に中江公人就任 ●「ろうきんビジョン～人々が支え合う共生社会の実現のために～」策定・取組み開始		

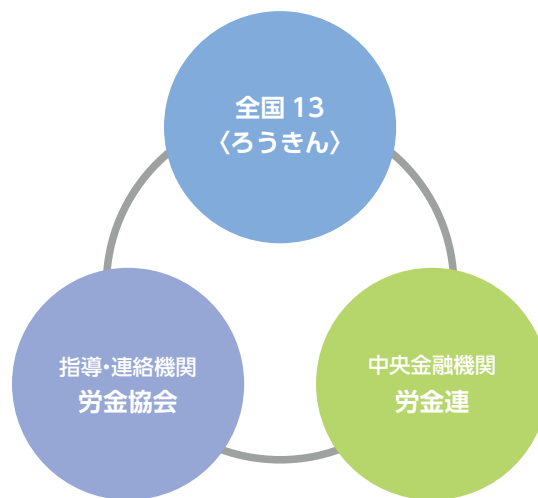
〈ろうきん〉業態の中央金融機関

労金連の役割

〈ろうきん〉の誕生から5年後の1955年、労金連は、〈ろうきん〉を会員とする中央金融機関として設立されました。現在、13の〈ろうきん〉が労金連の会員となっています。

〈ろうきん〉の中央機関として役割を果たしているのが労金連と一般社団法人全国労働金庫協会（労金協会）です。労金連は、〈ろうきん〉が行う金融活動を支え、〈ろうきん〉業態の発展に寄与するため、次のような役割を担っています（詳しくは、「主要な業務の内容」52ページ～をご覧ください）。

また、労金協会は、〈ろうきん〉業態全体の政策・課題について調査・研究・方針化し、提案・調整ならびに指導・連絡などを行っています。



役割 その 1

〈ろうきん〉間の資金需給調整

〈ろうきん〉との預金・貸出金取引を通じて〈ろうきん〉相互間の資金の需給調整を行っています。

役割 その 2

〈ろうきん〉の金融業務の補完

内国為替の資金決済、国債や投資信託の窓口販売、公共料金等の預金口座振替、公的年金振込の中継や業務および事務の支援など、〈ろうきん〉の金融業務機能の補完を行っています。

役割 その 3

〈ろうきん〉業態の信用力の向上

ろうきん相互支援制度（業態セーフティネット）などの運営を通じて、〈ろうきん〉業態の信用力の維持・向上に努めています。

役割 その 4

総合事務センターの運営と事務集中による〈ろうきん〉の業務の効率化

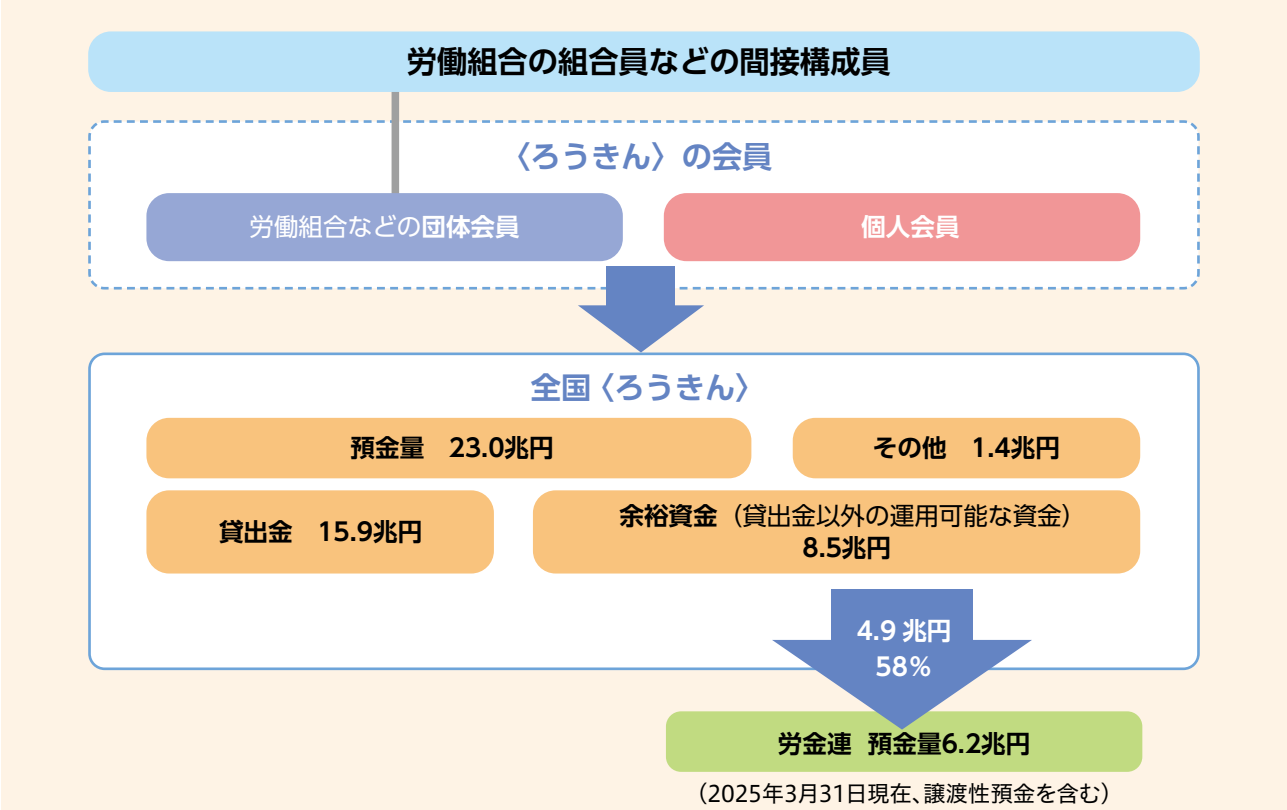
総合事務センターにおけるアール・ワンシステムの開発・運用など、事務の集中処理により〈ろうきん〉の業務の効率化を図っています。

役割 その 5

〈ろうきん〉の余裕資金の集中による効率運用

〈ろうきん〉の余裕資金の効率運用ニーズに応えるため、預金で受け入れた資金を金融市場で効率運用しています。

〈ろうきん〉から労金連への資金の流れ



〈ろうきん〉は、会員や間接構成員の皆さまから預金としてお預かりした資金を主に住宅ローンなどの貸出資金として役立てています。

貸出金以外の資金は、労金連への預金や有価証券などで運用していますが、貸出金以外のこれらの運用資金を余裕資金と呼んでいます。

労金連では、〈ろうきん〉の余裕資金のうち58%を預金で受け入れ、その資金を有価証券や貸出金などで運用しています。

また、労金連が受け入れている預金（譲渡性預金を含む）の80%は〈ろうきん〉からの預金です。

（2025年3月31日現在）

	労金連	労働金庫
根拠法		労働金庫法（1953年）
組織		会員の出資による協同組織の非営利法人
会員	労働金庫	①労働組合 ②消費生活協同組合及び同連合会 ③国家公務員の団体、地方公務員の団体、健康保険組合及び同連合会、国家公務員の共済組合及び同連合会、地方公務員等の共済組合及び同連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ④福利共済活動等を目的とする団体（過半数が労働者）及びその連合団体 ⑤地区内に住所を有する労働者及び地区内に存する事業場に使用される労働者（定款に定めのある場合）
金庫数	1	全国計 13金庫
会員数	13金庫	97,486会員 全国計 （団体 47,052） （個人 50,434）
間接構成員数	—	全国計 12,025,461人
出資金	1,200億円	全国計 967億円
預金残高（譲渡性預金含む）	6兆2,093億円	全国計 23兆159億円
貸出金残高	9,925億円	全国計 15兆9,442億円
店舗数	1店舗	全国計 588店舗
常勤役職員数	389人	全国計 11,040人
自己資本比率	15.83%	全国平均 10.70%

経営の健全性・安全性

総資産

8兆
316億円

〈主要勘定〉

預金残高（譲渡性預金を含む）	6兆2,093億円
貸出金残高	9,925億円
有価証券等	4兆7,978億円

自己資本比率

15.83%

「自己資本比率」は、自己資本の状況が適当であるかどうかを示す、金融機関の経営の健全性を判断するための基準として法令により定められた指標です。

国内業務のみを行う金融機関はこの比率が4%以上であることが求められていますが、労金連は基準を大きく上回っています。

労働金庫法に基づく開示債権及び金融再生法に基づく債権

ゼロ

「労働金庫法に基づく開示債権及び金融再生法に基づく債権」とは、深刻な経営難などの事情により、約定どおりの債務の返済が困難となったり、困難となることが見込まれる取引先に対する債権です。

2025年3月31日現在で、労金連はこれに該当する債権の保有はありません。

発行体格付

AA－
[安定的]

「発行体格付」とは、発行体が負うすべての金融債務についての総合的な債務履行能力に対する格付機関の意見です。

労金連は、2025年1月に「株式会社格付投資情報センター（R&I）」の発行体格付「AA－」、格付の方向性「安定的」の評価を取得しており、健全性が客観的に評価されています。

※上記の数値はいずれも労金連単体での数値です。

2024年度の事業の概況

● 金融経済環境

2024年度の世界経済は、欧米等主要先進国の金融政策が緩和に転じたことや米国の雇用と消費の堅調さが牽引し、緩やかに持ち直しました。

国内経済は、物価高による消費抑制の動きがありましたが、定額減税などの支援策や33年ぶりの賃上げ率となった2024年の春闘による所得増を受けた個人消費の緩やかな回復と、好調なインバウンドの継続により持ち直しの動きがみられました。実質GDP成長率は、4-6月期の前期比年率+3.9%から7-9月期同+0.9%、10-12月期同+2.2%と堅調に推移しています。物価は、既往の輸入物価上昇を起点とする価格転嫁の影響は減衰してきているものの、賃金上昇等を受けたサービス価格の緩やかな上昇が続くもとで、全国コア消費者物価指数(除く生鮮食品)は、前年同月比+2~3%台で推移しました。こうした状況下、日本銀行は、政策金利を2008年以来の0.5%まで段階的に引上げました。

米国経済は、これまでの利上げによる影響を受けつつも、堅調な個人消費や労働市場を背景に底堅く推移しました。11月の大統領選ではトランプ氏が勝利し、就任後は各国に対する関税等の政策が打ち出されるなど不透明な環境が続いています。実質GDP成長率は、10-12月期は前期比年率+2.4%と底堅く推移しており、個人消費は同+4.0%に加速しました。コア消費者物価指数(除く食品・エネルギー)は、4月の前年同月比+3.6%から2月には同+3.1%まで緩やかに鈍化しており、FRBは政策金利の引下げを9月より開始しました。欧州経済は、独仏のマイナス成長を受け、実質GDP成長率が10-12月期には前期比年率+0.9%に減速しました。消費者物価指数(総合指数)は、年度を通し前年同月比+2%台前半を中心に推移しており、ECBは政策金利の引下げを6月より開始しました。中国経済は、政府による支援策が打ち出さ

れているものの、不動産市場および内需の低迷が長期化し、消費者物価指数(総合指数)は2月には前年同月比で下落に転じるなどデフレ懸念が高まっています。

● 2024年度の決算の概況

資金調達状況

2024年度末の資金調達額は7兆7,077億円、前期末比7,617億円の減少となりました。

預金(譲渡性預金を含む)は、期末残高6兆2,093億円、前期末比7,211億円の減少となりました。また、期中平均残高は6兆5,079億円で、前期比8,023億円の減少となりました。

〈ろうきん〉からの定期預金は期末残高4兆5,032億円、前期末比5,324億円の減少となりました。

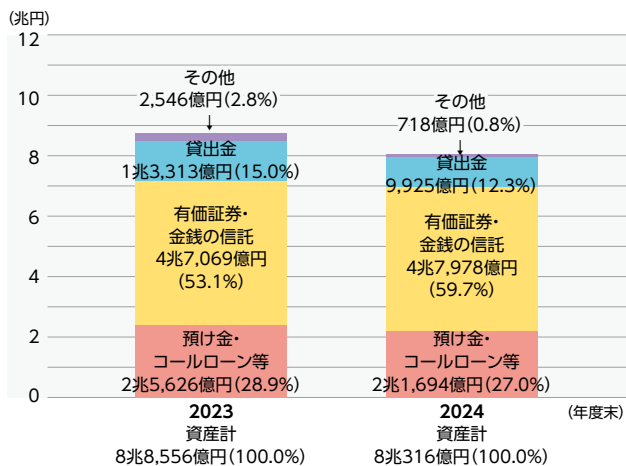
〈ろうきん〉以外のお客さまからお預かりする確定拠出年金定期預金は、期末残高1兆132億円、前期末比48億円の減少となり、譲渡性預金は、期末残高1,269億円、前期末比1,058億円の減少となりました。

要求払預金は、期末残高5,092億円、前期末比942億円の減少となりました。

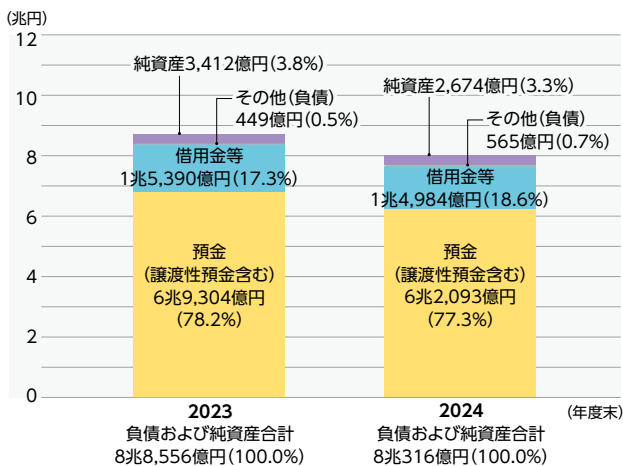
短期金融市場からの調達は、資金繰りや効率運用を目的に取り組みました。借入金、共通担保資金供給オペに加え、被災地金融機関支援オペ、貸出増加支援オペに取り組み、期末残高は5,022億円、前期末比485億円の増加となりました。また、期中平均残高は4,688億円、前期比423億円の増加となりました。

現金担保付債券貸借取引は、裁定取引の一手段として行い、期末残高は9,962億円、前期末比891億円の減少となりました。また、期中平均残高は9,687億円、前期比1,606億円の減少となりました。

資産の構成



負債および純資産の構成



資金運用の状況

2024年度末の貸出金残高は9,925億円、前期末比3,388億円の減少となりました。会員貸付は、「平成28年熊本地震」による特別貸付・日銀資金供給見合い貸付・運営資金貸付に加え、労働金庫事業性資金融資サポート貸付・労働金庫当座貸越により、残高は5,871億円、前期末比777億円の増加となりました。会員外貸付の残高は4,054億円、前期末比4,165億円の減少となりました。内訳は、国に3,912億円、独立行政法人に114億円、その他28億円でした。

短期運用資産は、日銀が金融緩和姿勢を転換し、利上げを継続して実施するなかで、国内金融機関とのコールローン取引のほか、短期社債や国への入札貸付を中心に運用し、期末残高は2兆6,961億円、前期末比8,888億円の減少となりました。

短期運用資産のうち、短期社債については、相場動向や金利水準を見極めながら、信用リスクに留意しつつ運用し、期末残高は1,438億円、前期末比780億円の減少となりました。また、期中平均残高は2,086億円、前期比428億円の減少となりました。

短期社債を除く有価証券（金銭の信託含む）は、期末残高4兆6,540億円、前期末比1,690億円の増加となりました。

購入については、それぞれのリスクに留意しつつ、国債・地方債をはじめとする公共債のほか、内部規程に基づく投資適格債を購入しました。

また、非円金利資産への分散投資を段階的に進める観点から、外貨建債や株式・投資信託、オルタナティブファンド等を購入し、ポートフォリオの充実・強化に努めました。

損益・利回りの状況

経常収益は、前期比51億円増加し710億円となりました。

主な要因は、有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が前期比53億円増加し494億円となったこと、総合事務センターの物件費の増加等に伴う事務処理受託手数料の増加により役務取引等収益が前期比10億円増加し197億円となったこと、株式等売却益が前期比11億円減少し17億円となったことです。

経常費用は、前期比42億円増加し596億円となりました。

主な要因は、預金利息の増加により資金調達費用が前期比48億円増加し222億円となったこと、物件費の増加等により経費が前期比5億円増加し244億円となったこと、国債等債券売却損が前期比42億円減少し72億円となったこと、国債等債券償還損が前期比31億円増加し42億円となったことです。

この結果、経常利益は113億円（前期比9億円増加）、税引前当期純利益は111億円（前期比7億円増加）、当期純利益は92億円（前期比7億円増加）となりました。

資金運用利回りが前期比0.14ポイント上昇の0.61%となり、資金調達原価率は前期比0.14ポイント上昇の0.58%となりました。この結果、総資金利ざやは前期比横ばいの0.03%となりました。

なお、受託手数料として回収した総合事務センター経費等を控除した実質ベースの資金調達原価率は0.35%、総資金利ざやは0.26%となりました。

格付の状況

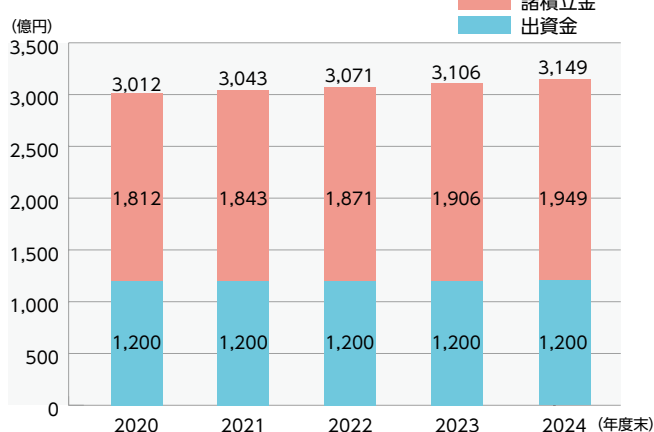
労金連は、「株式会社格付投資情報センター（R&I）」の発行体格付「AA-」を取得しています。（2025年6月30日現在）

純資産額の推移

（単位：億円）

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
出資金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
諸積立金	1,812	1,843	1,871	1,906	1,949
会員勘定合計	3,012	3,043	3,071	3,106	3,149
その他有価証券 評価差額金等	994	689	174	305	△ 475
純資産額	4,006	3,733	3,245	3,412	2,674

会員勘定の推移



主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	62,002	61,628	89,145	65,818	71,005
経常費用	49,282	50,196	78,797	55,379	59,647
経常利益	12,719	11,431	10,348	10,439	11,357
当期純利益	10,467	9,336	8,409	8,496	9,243
純資産額	400,694	373,353	324,586	341,215	267,416
総資産額	10,798,325	9,645,905	9,486,491	8,855,634	8,031,688
預金残高（譲渡性預金含む）	7,419,804	6,900,187	7,239,548	6,930,437	6,209,301
貸出金残高	1,966,247	1,302,215	1,676,976	1,331,398	992,555
有価証券残高	4,668,421	4,666,000	4,620,379	4,701,936	4,792,891
出資総額	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
出資総口数（口）	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
出資に対する配当金	1,800	1,800	1,800	1,800	2,160
職員数（人）	431	426	425	401	383
単体自己資本比率（％）	21.71	19.50	15.04	15.10	15.83

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 単体自己資本比率について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」に基づき算定しています。
なお、労金連は国内基準を採用しています。



ろうきんSDGs行動指針に基づく取組み

● ろうきんSDGs行動指針

〈ろうきん〉は、2019年3月に「ろうきんSDGs行動指針」を策定しました。SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす「金融包摂」の考え方は、「ろうきんの理念」や「ろうきんビジョン」に合致しています。

労金運動を通じた勤労者の生活向上という、〈ろうきん〉の使命を徹底追求することを通じて、〈ろうきん〉に期待される協同組織金融機関としての役割発揮とSDGs達成に取り組めます。

ろうきんSDGs行動指針

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいます。
- 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

SDGsとは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット(個別目標)で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsレポートの発行

労金協会は、「ろうきんSDGs行動指針」に基づき、SDGs推進に係る全国の〈ろうきん〉および労金連による各種取組みや成果等を発信し、会員をはじめとした様々なステークホルダーに「共感の輪」を広げていくための報告書として、「ろうきんSDGs Report 2025」を作成しました。



<https://all.rokin.or.jp/about/sdgs.html>



● 自然災害や感染症から勤労者の生活を守る取組み

自然災害(地震・台風・大雨・大雪等)により被害を受けた皆さまに心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

全国の〈ろうきん〉では、頻発する自然災害により被災された方々に〈ろうきん〉ならではの支援を実施していく観点から、災害復旧等に要する生活資金等や被災住宅の修理・改修等の復旧工事費等にご利用いただける災害救援ローン(無担保・有担保)を取り扱っているほか、会員団体等が行

う自然災害の義援金振込口座への送金に係る為替手数料の免除措置を設けております。

また、労金連では、〈ろうきん〉の中央機関として大規模災害発生時等の緊急時に全国の〈ろうきん〉を支援する貸付制度を整備しています。現在、2016年に発生した熊本地震の被災者支援の取組みを行う九州労働金庫を支援するため、労金連の特別貸付制度に基づき貸付を行い、2025年3月31日現在の残高は344億円となっています。

● 労金連の取組み

持続可能な社会の実現に向けた経営の推進

労金連は、「ろうきんの理念」にある“人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること”を実現するため、経営方針に「社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営」を掲げています。この経営方針を実践し、SDGsを達成していくため、持続可能な社会の実現をめざす金融の担い手として、勤労者を取り巻く社会的課題の解決につながる資金循環をつくりだしていく責任があると考え、ESG投融資に取り組んでいます。

ESG投融資の取組み

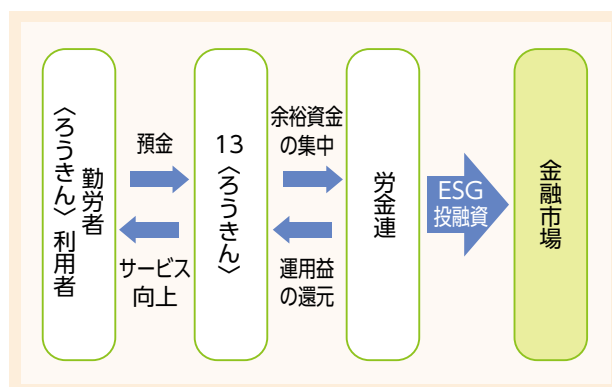
労金連は、ESG投融資を一層進め、内容の充実を図る観点から、2010年4月に制定した「労金連のSRI(社会的責任投資)原則」を見直し、2020年4月に「労金連のESG投融資原則」を制定しました。持続可能な社会をめざす金融の担い手として、投融資の判断にあたっては、財務分析に加えてESG(E:環境、S:社会、G:企業統治)の課題を考慮した取組みを実践しています。

ESG投融資の推進体制

労金連は、「ろうきんSDGs行動指針」および「労金連のESG投融資原則」に基づき、ESG課題にポジティブな企業へ積極的に投融資するため「ESG投融資推進委員会」を設置し、ESG投融資に取り組んでまいりました。2024年4月以降、ESG投融資推進委員会は、全役員・全部長が出席する経営管理委員会へ統合し、従来のESG投融資推進委員会の機能・役割を果たすとともに、脱炭素・気候変動問題等を含めたサステナビリティ課題全般を統括し、総合的に推進・管理する運営体制を整えています。

ESG投融資の実践

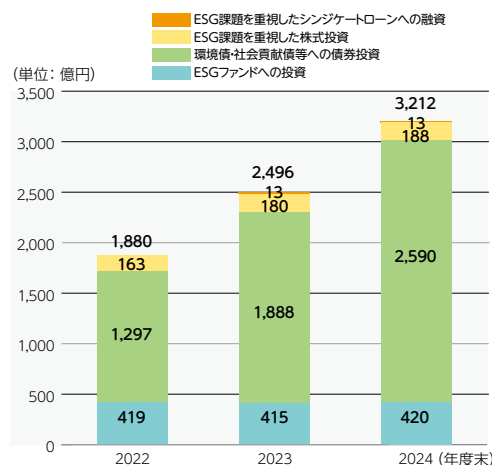
〈ろうきん〉は、会員や間接構成員の皆さまから預金としてお預かりした資金を、全国のはたらく仲間の生活支援として「住宅ローン」「教育ローン」「自動車ローン」といった貸出金として役立てています。労金連は、貸出金以外の運用可能な余裕資金を集中し、効率的に運用するなかで、投融資先企業のESG課題への取組みに配慮したESG投融資を実践しています。



ESG投融資の実績

2024年度末のESG投融資の実績は下記のとおりです。

ファンド・債券・株式・ シンジケートローン	投融資残高	
	2023年度末	2024年度末
ESGファンドへの投資	415億円	420億円
環境債・社会貢献債等への 債券投資	1,888億円	2,590億円
うち、環境債 (グリーンボンド)	(675億円)	(808億円)
うち、社会貢献債 (ソーシャルボンド)	(297億円)	(657億円)
うち、サステナビリティボンド等	(915億円)	(1,125億円)
ESG課題を重視した株式投資	180億円	188億円
ESG課題を重視した シンジケートローンへの融資	13億円	13億円
合 計	2,496億円	3,212億円



持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)への署名

労金連は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名しています。この署名は、21世紀金融行動原則の趣旨が、「ろうきんの理念」および労金連の経営方針に掲げる「社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営」に通底するものであること、ガイドラインの取組み事例と労金連の実践内容が一致

していることなどから

2012年2月に行ったものです。

21世紀金融行動原則は、日本における環境金融の裾野の拡大と質の向上を目的としつつ、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たす取組みです。

労金連は、持続可能な社会の形成に向けた金融機関の責任と役割を認識し、この21世紀金融行動原則の趣旨に基づく取組みを推進していきます。



21世紀金融行動原則

Signatory of:



Principles for
Responsible
Investment

責任投資原則(PRI)への署名

労金連は、2017年9月に「ろうきん」業態を代表し、国内預金取扱金融機関(信託銀行を除く)で初めて、国連が提唱する責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)に署名しています。

PRIとは、投資行動にあたって、投資先企業のESG課題への取組みに配慮することを宣言したものです。2025年3月31日現在、世界で約5,300の機関投資家や運用会社等が賛同署名しています。

労金連は、PRIによる2023年の年次評価(2022年の活動を対象とする評価)において、下表のとおりの評価を受けました。今後もPRIの6つの原則に鑑み労金連が果たすべき役割を探索しつつESG課題に取り組んでまいります。

〈注〉労金連は2024年の年次評価(任意)を見送ったことから、2023年の年次評価が直近の評価結果となります。また、評価は★「1つ星」～★★★★★「5つ星」の5段階で、数字が大きいくほど高評価となります。

PRI 年次報告書 2023 評価結果		スコア		評価結果
		中央値	労金連	
1	シニア・リーダーシップ・ステートメント (SLS)	(採点対象外)		なし
2	組織概要 (OO)	(採点対象外)		なし
3	ポリシー、ガバナンス、ストラテジー (PGS)	60	37	★★☆☆☆
4	信頼醸成措置 (CBM)	80	80	★★★★☆

PRIの6つの原則

1. 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスに ESG の課題を組み込みます
2. 私たちは、活動的な所有者となり所有方針と所有習慣に ESG の課題を組み入れます
3. 私たちは、投資対象の主体に対して ESG の課題について適切な開示を求めます
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

働きやすい職場をめざして

労働金庫にふさわしい「組織風土」の確立に向けた取組み

労金連では、「労働金庫にふさわしい『組織風土』の確立に向けた基本方針」に基づき以下の取組みを進めています。

● 職員のワークライフバランスの実現に向けた取組み

総労働時間削減の取組み

職員のワークライフバランスの実現に向けて、ノー残業デー、年休取得強化月間、連続休暇の取得促進などの取組みを実施しています。

「くるみん」認定および「トモニン」の取得



「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づく「行動計画」を策定し、職員が仕事と育児・介護を両立させることができ、男女共に職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる職場環境の整備に取り組んでいます。2020年には、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として厚生労働大臣より「くるみん」認定を受けるとともに、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組む企業として、厚生労働省委託事業「両立支援のひろば」に「行動計画」と介護との両立支援の取組みを登録し、シンボルマーク「トモニン」を取得しています。

女性の管理監督職比率

すべての職員がその希望に応じて経験や能力を最大限発揮して活躍し、働き続けられる職場環境の整備を進めています。2025年3月31日現在の労金連における女性管理監督職の割合は、係長級が52.3%、管理職が22.1%となっています。

女性職員の割合(2025年3月31日現在)

労金連	割合
職員に占める女性労働者の割合(正職員)	43.7%
係長級にある者に占める女性労働者の割合	52.3%
管理職に占める女性労働者の割合	22.1%
役員に占める女性の割合	4.2%

男性の育児休業取得促進に向けた取組み

男性の育児休業取得を促進するための取組みとして、職場での理解を深めるための制度の周知や研修等を実施した結果、2024年度における育児休業取得率は男性・女性ともに100%となりました。

● 「健康経営優良法人2025」認定の取得

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。労金連は2025年健康経営優良法人に認定されました。この取組みは、労金連で働く職員の「心と体」を健全に保つためにも、継続していきます。



● 人材の採用・育成

「はたらく人たちの暮らしを支える人材」として、着実に成長していける環境と人材育成プログラムを整えています。

採用選考では、公募サイトや大学向け求人サービス等を活用し、全国各地から応募者を広く募るとともに、大学へのアプローチ・企業説明会を行うなど積極的な活動を行っています。

入会後、新卒採用者については、就業規則やビジネスマナーなどの新入職員研修に加え、3ヵ月間「マンツーマンリーダー」として先輩職員を配置し、スムーズな職場への配属をサポートしています。

また、2024年度は1DAYインターンシップ企業研究(オープンカンパニー)を計10回開催し、学生にとって、自分自身や職業についてよりよく理解できるような機会としました。

新卒採用実績(男女別)

	男性	女性	合計
2025年度	8名	9名	17名
2024年度	2名	6名	8名
2023年度	7名	3名	10名

社会貢献活動

● ろうきん森の学校



この事業は「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」が推奨する事業として認定を受けています。



「ろうきん森の学校」は「森づくり」から「人づくり」、「地域づくり」につながる活動です

労金連は、2005年に創立50周年を記念して、「ろうきん森の学校」を開校しました。

「ろうきん森の学校」は、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」を理念に掲げる〈ろうきん〉と、「人・自然・地域の共生する暮らしの実践を通じて感謝の気持ちと誇りを持って生きている社会を目指す」を理念に掲げるNPO法人ホールアース自然学校が共感・協働して、全国5地区のNPOと共に活動を展開しています。

これまでに、「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」が推奨する連携事業に認定されたほか、第5回いきものにぎわい企業活動コンテストにおいて「公益社団法人国土緑化推進機構理事長賞」を受賞するなど、各方面から、長期にわたる活動に対する評価をいただいています。また、ひ

ろしま自然学校(広島地区)においては、里山コモンズ自然学校としての実績が認められ2024年前期の「環境省自然共生サイト」に認定されました。

3つのキーワードと6項目の基本方針に基づく各地区の具体的な活動は、SDGsの「目標15.陸の豊かさを守ろう」はもちろん、「目標3.すべての人に健康と福祉を」、「目標4.質の高い教育をみんなに」、「目標13.気候変動に具体的な対策を」、「目標17.パートナーシップで目標を達成しよう」など複数の目標の連鎖的な達成につながっています。

「ろうきん森の学校」は、2005年の開校から最初の10年間を「第Ⅰ期」、2015年からの10年間を「第Ⅱ期」として取り組んできました。2025年以降は単年度ごとの活動(支援)として取り組み、全国5地区のNPO等と連携して活動を継続していきます。

活動の3つの柱



1 森を育む
植樹、間伐・下刈り等の
森林整備活動



2 人を育む
森づくりや環境教育
リーダーの育成



3 森で遊ぶ
里山を活用した自然体験・
環境教育プログラムの開発と実施

キーワード

- 厳しい環境の中ではたらく勤労者等に精神的な安らぎを与える「緑」
- 身体を動かす喜びと「健康の維持」
- 「地球環境保全」への共感と参画

基本方針

- 地球温暖化防止に対して足元から取り組みます。
- 地域の多様な自然を取り戻します。
- 里山を活かした暮らしの提案・発信をします。
- 森づくりから始める人づくりを行います。
- 地域全体で活動に取り組みます。
- 自律した運営をめざします。



SNS (note)を活用した情報発信により、各地区NPOの活動や森の学校に関わる人たちの想いを記事や写真で紹介しています。



noteで
発信中!

2024年度活動紹介

各地区の森の学校は、①森を育む、②人を育む、③森で遊ぶを3つの柱として活動を展開しています。

2024年度も、各地区ではそれぞれの特色を活かしたプログラムの実施や地域社会との連携強化、フィールド整備等を中心に取り組みました。

3つの柱～①森を育む、②人を育む、③森で遊ぶ～に基づく各地区の取り組み

森を育む

環境省
自然共生サイト認定
【広島地区】



2024年10月にひろしま自然学校が生物多様性を保全する「環境省自然共生サイト」に認定されました。「ろうきん森の学校」の取り組みを通じて、荒れかけた里山を20年間整備するとともに、里山の生物多様性を調査し自然学校として大いに活用してきたことが評価されました。

森を育む

里山つなぎ隊
【富士山地区】



ホールアース自然学校の施設内や、地域の竹林を整備しながら里山の保全を行っています。単なる草刈りではなく、空気や水の循環を意識した大地の再生にも取り組みました。生物に関心が高い方や、体を動かし自然に触れることが好きな方などと共に、主催者・参加者という立場を超えて、互いに学び合うコミュニティが生まれています。

人を育む

中ノ俣子ども
山里学校
【新潟地区】



「中ノ俣子ども山里学校」では、棚田での米作りや山菜の採取・調理・加工、森の遊び場作りなどを通じて、地域の皆さんに「暮らしの知恵と技」を教わりながら、楽しく活動しています。山里学校を卒業した中学生ボランティアが活動を提案するなど、子どもたち自ら計画・実行し助け合う過程を大切にしています。

人を育む

里山リトリート
キャンプ
【広島地区】



日ごろ自然から離れたストレスの多い生活を、里山でリフレッシュして自分をみつめなおすリトリートキャンプ。東京からの参加者も含め12人が参加して、秋の森の自然を味わったり、からだやこころをほぐすワークをしたり、コラージュで自分を再編集する作業をしたりして過ごしました。

森で遊ぶ

ろうきん森の学校
自然体験活動
【福島地区】



この自然体験活動は、いわきの森に親しむ会の発足時から毎月第3日曜日に実施しています。毎月テーマを設け、自然観察、自然体験、木工工作を行い自然の変化を実感するとともに、その季節ならではの自然体験や親子で木工工作を行っています。

森で遊ぶ

秋の恵みの
感謝祭
【岐阜地区】



岐阜地区10年目の節目の年に、これまで活動に参加してくださった皆さんに感謝を込めて、秋の恵みを楽しむ企画を実施しました。焚火料理やピザ焼き、燻製などを味わってもらったほか、木のスプーンや指輪づくり、対面で話しながら世界に一つの自分だけのハンコをつくるワークショップなども開催し、森の魅力を堪能してもらいました。

「ろうきん森の学校」20周年記念シンポジウム

「ろうきん森の学校」が、2025年に20周年を迎えるに際して、2025年3月に「ろうきん森の学校」20周年記念シンポジウムを開催しました。各NPOからの成果報告により「ろうきん森の学校」の20年のあゆみを振り返るとともに、慶應義塾大学の宮垣教授をゲストコメンテーターに迎え、「里山コモンズ自然学校としての『ろうきん森の学校』の意義」をテーマとしたパネルディスカッションを行いました。「里山コモンズ自然学校」の視点と地域課題の解決をめざしたNPO活動との関連性などについて議論を深めました。



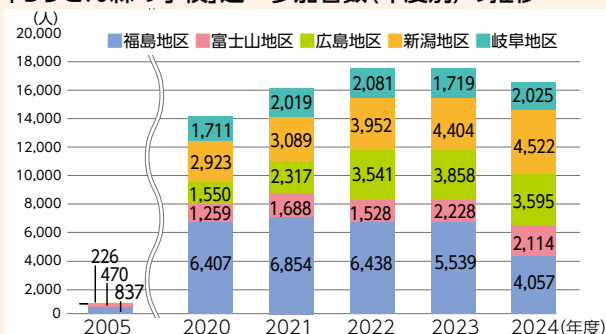
活動実績報告

■2024年度末までに28万人を超える方が参加

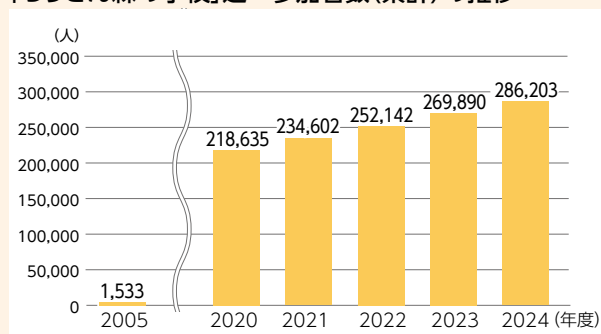
「ろうきん森の学校」は開校から20年目を迎えました。2024年度も、各地区でさまざまなプログラムを実施した結果、参加者数は2地区で増加し、延べ参加者数は5地区合計で16,313人となりました。また、開校から2024年度末までの累計参加者数は286,203人になりました。

今後も、「ろうきん森の学校」各地区NPOと連携し、新たな価値の創出に取り組めます。

「ろうきん森の学校」延べ参加者数（年度別）の推移



「ろうきん森の学校」延べ参加者数（累計）の推移



5地区の紹介／お問い合わせ先

① 富士山地区（静岡県富士宮市他）

現地事務局：NPO法人ホールアース自然学校

富士山のふもと、静岡県富士宮市で活動しています。柚野（ゆの）エリアと田貫湖（たぬきこ）エリアの2つのエリアで、里山の恵みや生きものの多様性を体感できる各種プログラムを展開しています。



③ 新潟地区（新潟県上越市）

現地事務局：NPO法人
かみえちご山里ファン倶楽部

上越市西部中山間地にある活動拠点「くわどり市民の森」からは、地元の集落から日本海まで一望できます。地域の魅力を活用したプログラムのほか、移住促進や地域資源の保全など、中山間地域におけるまちづくり活動に取り組んでいます。



④ 岐阜地区（岐阜県美濃市）

現地事務局：NPO法人
グリーンウッドワーク協会

清流長良川沿い、うだつの上がる町並みと和紙の里として知られる美濃市にあります。生木を使ったものづくりや草木染、竹細工等の体験を通して森林環境の魅力を伝えて、森と人をつなぐ活動に取り組んでいます。



② 福島地区（福島県いわき市）

現地事務局：NPO法人いわきの森に親しむ会

福島県南東部に位置するいわき市にあり、森・川・海のつながりと循環を体験できるフィールドが多数あります。「森の工房」を活動の拠点とし、自然体験活動を中心に取り組んでいます。



⑤ 広島地区（広島県山県郡北広島町）

現地事務局：NPO法人
ひろしま自然学校

広島県北西部の北広島町にある万代池というため池とその周囲の約10haの里山で活動しています。「みんなの里山」として里山林を手入れし、自然体験や環境教育のプログラムに年間3,000人ほどが訪れています。



全国事務局・富士山地区 NPO法人ホールアース自然学校	〒419-0305 静岡県富士宮市下柚野165 (全国事務局) https://www.mori-gakko.net/ TEL:0544-66-0790 FAX:0544-67-0567 (ホールアース自然学校) https://www.wens.gr.jp/
福島地区 NPO法人いわきの森に親しむ会	〒970-8026 福島県いわき市平字北目町95-11 TEL:090-2482-0035 FAX:0246-22-1772 https://iwaki-mori.jimdoweb.com/
新潟地区 NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部	〒949-1734 新潟県上越市大字増沢962-1 TEL:025-541-2602 FAX:025-512-1379 https://kamiechigo.jp/
岐阜地区 NPO法人グリーンウッドワーク協会	〒501-3701 岐阜県美濃市2973-1 TEL:090-4793-9508 https://www.greenwoodwork.jp/
広島地区 NPO法人ひろしま自然学校	〒731-1221 広島県山県郡北広島町今吉田1197 TEL:080-4069-0786 https://hs-gakko.org/

●〈ろうきん〉働く人と子どもの明日を応援プロジェクト



2024年度に開始した
労金連の社会貢献活動です！

「〈ろうきん〉働く人と子どもの明日を応援プロジェクト」とは
金融の枠組みを通してだけでは解決しにくい、手が届きにくい社会的課題の解決に向け、
業態一体となって地域の活動を応援する社会貢献活動です。

「誰一人取り残さない」社会をめざして

本プロジェクトは、〈ろうきん〉業態一体となって取り組むことにより、会員・顧客のみならず、すべての働く人に寄り添う〈ろうきん〉の社会的役割の訴求力の向上、および金庫独自の社会貢献活動の活性化へつなげ、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与します。

また、「ろうきんSDGs行動指針」に基づく「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、SDGs17の目標のうち「目標1.貧困をなくそう」および「目標10.人や国の不平等をなくそう」をターゲットとし、全国の〈ろうきん〉と労働界、非営利協同セクター等とが連携することにより、「目標17.パートナーシップで目標を達成しよう」の実現も同時にめざしています。



期待する効果

- 1 働く人からお預かりした「意思あるお金」を持続可能で包摂的な社会の実現のために使うという資金の社会的循環の流れを一層強め、働く人を取り巻く社会的課題の解決や共生社会の実現に寄与すること。
- 2 業態一体となった働く人の生活課題に焦点を当てた本取組みが、業態のネットワークを通じた外部関係先への情報発信等により、非営利協同セクターとのパートナーシップを深めることや、新たなネットワーク構築につながる。
- 3 業態一体となった本活動が金庫の会員労働組合の認知度向上、共感を呼び、また地方労福協等との連携強化につながり、社会的課題の認識と支援の輪が相乗的に広がっていくこと。

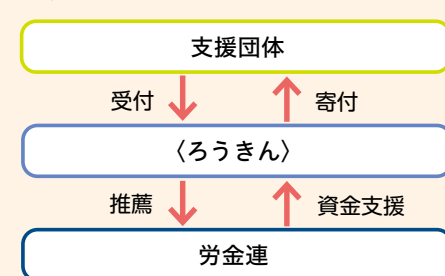
プロジェクトのしくみ

本プロジェクトでは、全国の〈ろうきん〉が支援対象となる社会的課題の解決に取り組む団体を選定し、労金連へ推薦、労金連がその活動資金を〈ろうきん〉に支援します。

支援対象となる社会的課題とは、働く人が直面する子育てや介護、疾病治療等と働くことの両立に係る課題、および低所得・生活困窮状態の勤労者の生活・子育てに係る課題のことです。

具体的な課題解決の取組みとして、低所得・生活困窮世帯やひとり親世帯等の働く人に対する就労支援、生活支援、およびさまざまな困難な状況にある子どもに対する食糧支援、学習支援等を対象として支援しています。

経済的な困難を抱える働く人・子どもへの支援



2024年度・2025年度の実績

本プロジェクトの活動に関して、2024年度は支援対象56団体に総額2,860万円、2025年度は支援対象64団体に総額3,300万円の支援金を金庫を通じて交付しました。

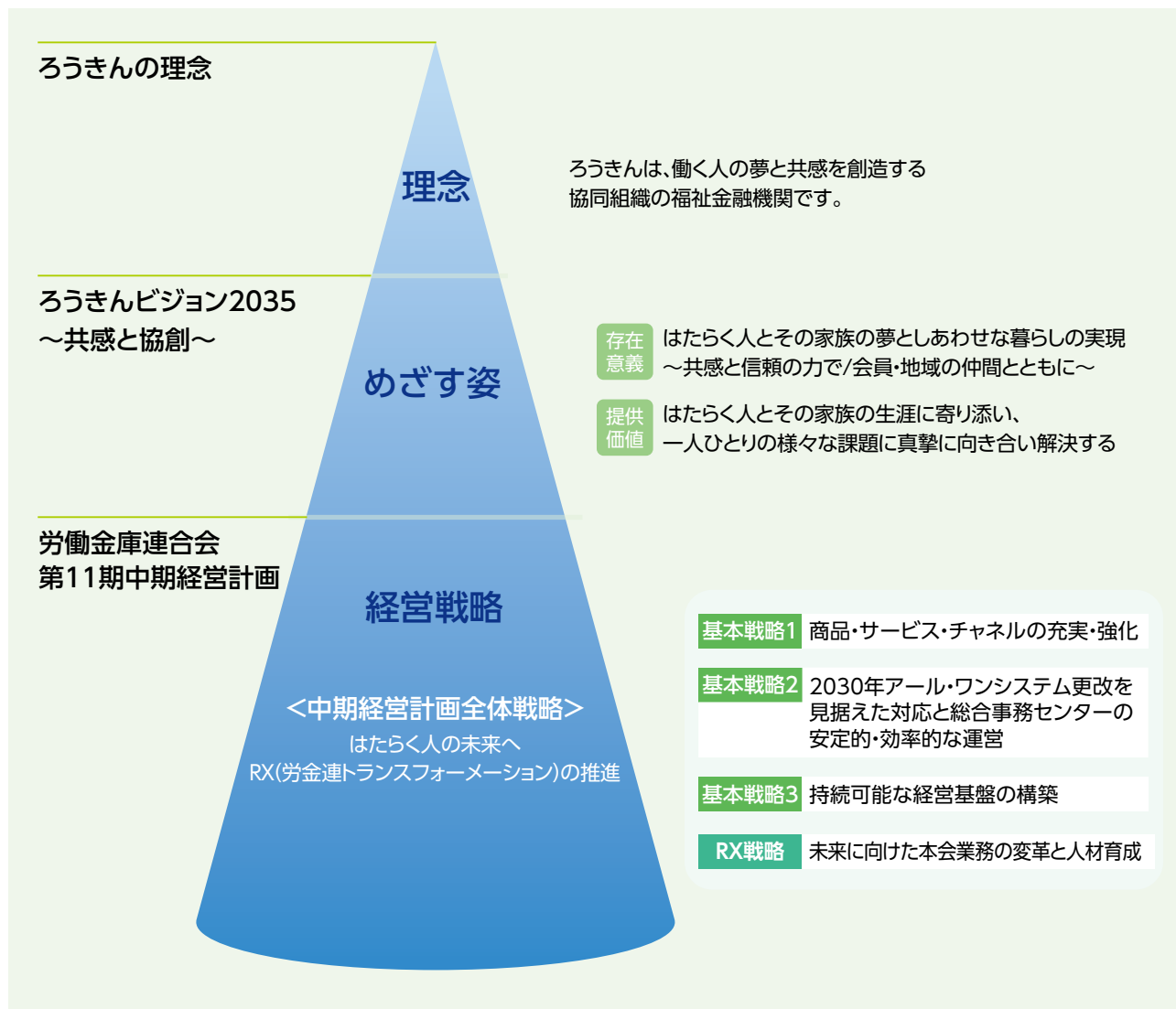
また、2024年5月に労金連ウェブサイト上に専用サイトを開設し、本プロジェクトの制度概要や2024年度および2025年度の支援団体一覧を公表したほか、2025年3月に2024年度の活動紹介動画を公開しました。

労金連ホームページ内の特設サイトにおいて、
支援団体の紹介や活動報告を発信しています！
<https://www.rokinren.com/roukin-ashita-ouen/>



第11期中期経営計画

労金連は、2024年6月の通常総会において、「労働金庫連合会第11期中期経営計画」（以下、「第11期中期経営計画」といいます。）を策定しました。これは、ろうきんの理念および「ろうきんビジョン2035～共感と協創～」に基づき、2024年度から2026年度までの3カ年における労金連の経営の方向性、課題などを表したものです。



第11期中期経営計画の開始年度である2024年度からの3年間は、「ろうきんビジョン2035～共感と協創～」の実現に向けたスタートの期間となります。労金連は、不透明かつ不安定な社会経済環境の中にあって、環境変化に柔軟かつ適切に対応し、はたらく人とその家族の夢とあわせな暮らしの実現に貢献していくことに主眼を置き、第11期中期経営計画を策定しました。

第11期中期経営計画では、社会経済環境の変化に適切に対応していくため、以下を優先課題として取り組みます。

- 自ら意識と業務の変革に挑戦すること
- 超高齢社会やデジタル技術の進展に伴う顧客ニーズの変化や顧客利便向上の一層の追求
- 2030年オール・ワンシステム更改に向けた対応
- 金融環境変化に対応した持続的な安定的な収益確保と成果還元

はたらく人の安心・安全な暮らしの未来に向けて貢献するとともに、〈ろうきん〉業態の持続可能な経営基盤の確立に向けて、系統中央金融機関としての役割を最大限発揮していきます。

2025年度事業計画

第11期中期経営計画では、全体戦略として「はたらく人の未来へ RX(労金連トランスフォーメーション)の推進」を掲げ、3つの基本戦略とRX戦略を策定しました。

これらの戦略に基づき、2025年度事業計画で取り組む主な課題は次のとおりです。

基本戦略1 商品・サービス・チャネルの充実・強化

人生100年時代に対応し、はたらく人やシニア世代の資産形成支援に資する取り組みを行うとともに、商品・サービス・チャネルの充実・強化によるお客さまの利便性向上を図ります。

- **はたらく人やシニア世代の生涯生活設計・資産形成支援**
NISAやiDeCo、財形貯蓄等の非課税優遇制度の複合的な活用推進等、「勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言」の取り組みを一層強化し、資産形成や相続等の多様なニーズに応えます。
- **非対面デジタルサービスの拡充**
デジタル技術の進展に伴い、ろうきんアプリのフルバンキング化などの取引チャネルの強化を図ります。
- **対面相談サービス等の環境整備**
デジタルサービスに不慣れなお客さまへの丁寧な対応等のため、対面取引の効率化に向けた環境整備を行います。

基本戦略2 2030年アール・ワンシステム更改を見据えた対応と総合事務センターの安定的・効率的な運営

2030年のアール・ワンシステム更改を見据え、システムの安定運用を行いつつ、総合事務センターの効率的な運営を行います。また、事務集中部門については、徹底的な業務効率化を図るとともに人員配置を見直すなど、戦略的な再編を行います。

- **2030年アール・ワンシステム更改に向けた取り組み**
第Ⅲ期(2030年)アール・ワンシステム更改に向けて、基本構想・基本計画書に基づき、適切なベンダーコントロールのうえで開発に着手します。
- **総合事務センターの安定的・効率的な運営**
システムの安定稼働を前提に、スピード感あるシステム開発やシステム運用業務の効率化、大規模な自然災害発生に備えた総合事務センター被災時における業務継続方法の整理などに取り組めます。また、複雑化・巧妙化するサイバーセキュリティ対策や「マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融に係るリスク対策」について適切な対応を行います。
- **事務集中部門の運営体制の見直し・業務効率化と対象業務の拡大**
〈ろうきん〉業態の事務集中業務の効率化のため、デジタル技術を活用した高度化、事務集中対象業務の拡大などに取り組めます。

基本戦略3 持続可能な経営基盤の構築

経済・金融・自然環境等の様々な変化に対応し、持続可能な経営基盤を構築するため、内部管理態勢の一層の強化に取り組めます。

- **収益力の向上およびリスク管理態勢と財務基盤の強化**
経済金融環境の変化に適切に対応するため、収益・リスク・自己資本のバランスに配慮しつつ、持続的・安定的な収益確保と成果還元につとめます。
- **SDGs行動指針に基づく各種取り組みと70周年事業の展開**
持続可能な社会をめざす金融の担い手として、ESG投融資の拡大、社会貢献活動等に取り組めます。
- **内部管理態勢の強化**
震災や風水害等の自然災害、感染症の拡大に備えるため、マルチスキル人材の育成や、業務分散機能の向上に取り組めます。また、想定外の事態に対応できるように、オールハザード型BCPの整備を行うなど、オペレーショナルレジリエンスの確保につとめます。

RX戦略 未来に向けた本会業務の変革と人材育成

3つの基本戦略の着実な実践に向け、RX(労金連トランスフォーメーション)を浸透させ、職員一人ひとりが既成概念に捉われず自由な発想を持ち、失敗を恐れず「変革意識」を持って業務にチャレンジする職場風土を醸成します。

- **変革意識にあふれる職場風土の醸成と人材の育成**
失敗を恐れず変革にチャレンジする職場風土を醸成するとともに、変革意識を持った人材育成に取り組めます。
- **ペーパーレスの完全実施等「本会業務の変革」**
ペーパーレスへの取り組みや様々なデジタル技術の活用、創意工夫によって、業務プロセスの見直し等労金連業務の変革を図ります。
- **新労働金庫会館の建設とディーセントワークの実現に向けた環境整備**
業態の中央機関としてふさわしい、安全性、機能性、快適性、環境性能等に配慮した新労働金庫会館の建設を進めます。また、ディーセントワーク実現に向けた労働環境・各種制度の整備に取り組めます。

経営方針

（最終改正 2008年4月1日）

労金連は、「ろうきんの理念」のもと、労働金庫の中央金融機関としてろうきん業態の発展につとめ、その発展を通じて社会における責任を果たすとともに、社会の一員として人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与するため、次の経営方針を掲げ事業運営を行います。

1 中央金融機関の役割を発揮します

労金連は、労働金庫の経営基盤強化に資するため、労働金庫の余裕資金の効率運用、労働金庫のニーズに沿った金融機能の提供につとめるとともに、ろうきん利用者のニーズや満足度を重視し、労働金庫の行う金融商品・サービスの提供を積極的に補完します。

また、労金連は、ろうきんバンキングシステムの安定稼働に万全を尽くし、ろうきん業態全体の業務継続体制を確保するとともに、労働金庫の安定的経営を支援する業態セーフティネットを確立し、ろうきん業態の信用の維持・向上に役割を発揮します。

2 経営基盤を強化し、経営の健全性を確保します

労金連が中央金融機関の役割と機能を十分に果たすためには、経営の健全性を継続的に確保しなければなりません。このため、労金連は、安定的な収益確保に向けて、労働金庫からの安定的な預金の受入れにつとめ、適切なリスク管理およびALMのもとに、運用力の強化を図ります。

また、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤の保有につとめます。

3 金融環境の変化に対応します

労金連は、人材の育成を通じて組織の力量を高め、また、重点分野への機動的な経営資源の配分や柔軟な組織体制の構築を進め、金融環境の変化に柔軟に対応し、新規業務に積極的に取り組みます。

4 顧客の保護および利便性の向上に努めます

労金連は、顧客からの信頼を得ることが、健全経営を確保するための基盤となるとの考えに基づき、コンプライアンスはもとより、業務の適切性の確保、顧客への説明の適切性および十分性の確保、セキュリティ対策等の利用者保護の検証・改善を継続的に行之、顧客の保護や利便性の向上につとめます。

5 内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行います

労金連は、法令や業務上の諸規則等を遵守し、規程等にもとづく厳正な事務と相互牽制の徹底、監査機能の充実・強化を通じて、適切な業務運営を行います。

また、個人情報保護、反社会的勢力との対決と危機管理を徹底し、金融機関機能の安全と信頼の確保に向け、内部管理態勢を強化します。

6 社会的責任（CSR）を重視した誠実な経営を行います

労金連は、自らの持続的な成長と社会の健全な発展の調和を目指し、「ろうきんの理念」にふさわしい社会的責任（CSR）経営を推進します。これを継続的に実践するため、経営姿勢を明確にしてガバナンス態勢の確立につとめます。

また、広く社会から信頼され、評価される金融機関となることを目標に、情報開示やコミュニケーションの充実を図り、透明性の高い誠実な経営を行います。

業務の適正を確保するための体制

(最終改正 2025年4月1日)

労金連(以下、「本会」といいます。)は、労働金庫法第38条第5項第5号および労働金庫法施行規則第19条第1号から第12号までに定める「業務の適正を確保するための体制」を、以下のとおり整備しています。

1 本会の理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(労働金庫法第38条第5項第5号)

- (1) 本会は、「ろうきんの理念」のもと、「経営方針」において、「内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行うこと」および「社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営を行うこと」を掲げている。また、本会は、この「経営方針」に則り、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等遵守体制を整備・確立するための管理方針「法令等遵守方針」を定めるとともに、本会が組織として遵守すべき事項と本会役職員が遵守すべき事項を「行動規範」として定め、これを全役職員に周知し遵守することとしている。
- (2) 本会は、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、関係規程等を整備しこれを全役職員に周知している。
- (3) 理事会は、「理事会規程」を定め、原則月1回開催し、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督している。
- (4) 理事会は、役付理事の職務執行について、「役付理事職務権限規程」を定め、その責任体制を明確にしている。また、監事会は、「労働金庫連合会の監事監査基準」を定め、監事は当該基準に基づき、理事の職務の執行を監査している。

2 本会の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(労働金庫法施行規則第19条第1号)

本会の理事の職務執行に係る情報(総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、稟議書など)については、「理事会規程」、「常務会規程」、各種委員会の規程および「文書取扱規程」等に基づき作成している。記録文書は、「保存文書取扱規程」に基づき、文書種類ごとに、定められた期間適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持している。

監事は、電子稟議システムを通じ、理事の職務の執行状況に係る情報およびその記録文書の保存・管理も監督している。

3 本会の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(労働金庫法施行規則第19条第2号)

- (1) 理事会は、財務の健全性を確保する観点から、①市場リスク、②信用リスク、③流動性リスクを、また、業務の適切性の観点から、①事務リスク、②システムリスク(サイバーセキュリティリスクを含む。)、③法務リスク、④レピュテーションリスク、⑤その他オペレーショナル・リスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者等の体制を整えている。
- (2) 理事会は、リスク管理体制の基礎として、「統合的リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理部署および管理責任者を決定し、リスク状況の検証を行うため、役付理事を委員長とする委員会(コンプライアンス委員会、ALM委員会、経営管理委員会、システムリスク管理委員会)を設置している。委員長は、審議内容を理事会等に報告等するなど、同規程に従ったリスク管理体制を構築している。
- (3) 理事会は、「危機管理規程」に基づき、危機の発生または発生の懸念がある場合には、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失の拡大を最小限に止める体制を整えている。また、常務会は、緊急事態の発生に際して迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための対応方針等として、「災害対策規程」、「業務継続計画」および「コンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)」等を定めている他、業務継続機能を確保するための事前準備活動について「業務継続マネジメント規程」に定めている。
- (4) 理事会は、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」に基づき、マネロン等リスク対策を経営上の重要な課題と認識し、マネロン等リスク対策を本会全体で実施するために組織横断的なリスク管理態勢を整備している。また、常務会は、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融リスク対策規程」にマネロン等リスク対策等についての基本的事項を定め、「マネロン等リスク対策計画」を毎年度策定している。

4 本会の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（労働金庫法施行規則第19条第3号）

- （1）理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「理事会規程」に基づき理事会を定期および臨時に開催している。また、本会の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事および常務理事等からなる常務会が議論を行い、その審議を経て執行決定を行っている。
- （2）理事会の決定に基づく業務執行については、「経営組織規程」、「役付理事職務権限規程」、「常務会規程」および「決裁権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めている。

5 本会の職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（労働金庫法施行規則第19条第4号）

- （1）本会は、「ろうきんの理念」のもと、コンプライアンス体制の基礎として、「経営方針」、「法令等遵守方針」および「行動規範」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の遵守に関する取決めにまとめた「法令等遵守規程」を整備し、周知している。
- （2）本会は、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上を図っている。
- （3）本会は、内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、コンプライアンス部を設置している。
- （4）本会は、役職員が遵守すべき法令等の解説、各業務に即した遵守すべき法令等に関する具体的かつ詳細な留意点、役職員が違反行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、組織全体に周知している。
- （5）本会は、コンプライアンスを実現させるために、教育・研修計画等を含む「コンプライアンス・プログラム」を策定し、組織全体に周知のうえ実践している。
- （6）本会は、役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、弁護士、常勤監事を情報受領者に加えたホットライン制度を整備している。
- （7）監事は、本会のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めている。

6 本会およびその子会社における業務の適正を確保するための体制

（労働金庫法施行規則第19条第5号）

- （1）理事会は、本会およびその子会社（以下、「労金連グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制を構築している。
- （2）常務会は、「子会社管理規程」に本会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の業務運営の管理および指導を行っている。
- （3）理事は、子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監事に報告している。
- （4）理事会は、子会社の管理および指導に関する事項を所管する部門を定め、当該部門が子会社の業務を所管する他の部門と連携し、経営および業務運営の状況等について、把握・分析および指導・支援を実施している。
- （5）監査部は、「子会社監査実施基準」に基づき、子会社の了解を得て子会社監査を実施している。
- （6）子会社の業務ラインから独立した内部通報システムとして、労金連グループ共通のホットライン通報窓口を整備している。
- （7）監事は、労金連グループにおいて適切な内部管理態勢が整備されているかに留意し、子会社の経営管理態勢および内部管理態勢の状況等について、必要に応じて調査等を行うほか、監査役として本会常勤監事が直接子会社の取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監査している。

7 本会の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第6号)

本会は、監事会が制定した「労働金庫連合会の監事監査基準」に基づき、本会職員から監事会事務局に専任の監事補助者を任命している。

8 前記7.の職員の理事からの独立性に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第7号)

理事会は、監事補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定について監事会の同意を得るものとする。

9 本会の監事の前記7.の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第8号)

監事は、監事補助者の業務執行者からの独立性の確保に努めるものとし、必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には本会代表理事に対して必要な要請を行う。

10 本会の監事への報告に関する体制

(労働金庫法施行規則第19条第9号)

(1) 本会の理事および職員が本会の監事に報告をするための体制

監事全員が理事会に出席するとともに、常勤監事は常務会、経営委員会、業務システム委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会、経営管理委員会、金融商品選定委員会、予算管理委員会および内部監査役員会議に出席し報告を受け、意見を述べることができる。

役職員は、重要な稟議書、事務過誤報告、苦情報告等は常勤監事に回付することとし、常勤監事はこれらに意見を付すことができる。

本会は、役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、弁護士、常勤監事を情報受領者に加えたホットライン制度を整備している。

また、前記にかかわらず、「労働金庫連合会の監事監査基準」に基づき、監事はいつでも必要に応じて理事および職員に対して報告を求めている。

(2) 本会の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および職員またはこれらの者から報告を受けた者が本会の監事に報告をするための体制

本会の子会社の管理および指導に関する事項を所管する部門は、子会社が本会に提出する報告書等を常勤監事に回付している。

また、本会は、子会社の業務ラインから独立した内部通報システムとして、労金連グループ共通のホットライン通報窓口を整備している。

11 前記10.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第10号)

本会および本会の子会社は、各々「ホットライン制度運営要領」を定め、報告、通報等を行ったこと(報告、通報等に協力したことを含む。)を理由とするいかなる不利益取扱いを行うことを禁止している。

12 本会の監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第11号)

監事は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後、本会に償還を請求することとしている。

13 その他本会の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第12号)

監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めている。

お客さま本位の業務運営に関する方針

(最終改正 2025年3月31日)

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である「労働金庫法」において、「非営利」、「直接奉仕」、「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、これまでもお客さま本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客さまである勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客さまの立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくのは本来の役割であり、存在意義であるといえます。

労金連(以下、「本会」といいます。)は、〈ろうきん〉の中央金融機関として、〈ろうきん〉の資金需給調整、金融業務機能の補完、余裕資金運用など、〈ろうきん〉が行う金融活動を支えています。また、「ろうきんの理念」のもと、CSR経営など様々な指針による取組みを進めてきました。

今般、「お客さま本位の業務運営に関する方針」(以下、「本方針」といいます。)を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、更なる取組みを進めていきます。

本会は、以下の方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開するとともに、勤労者の夢と共感を創造する〈ろうきん〉の中央金融機関としての役割発揮に努めていきます。

方針1 お客さま本位の業務運営に関する方針の策定・公表

- 本会は、「ろうきんの理念」のもと、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に努め、その発展を通じて社会における責任を果たすとともに、社会の一員として人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与するために事業運営を行っています。
- 本会は、金融庁が2017年3月(2024年9月改訂)に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を全て採択し、本方針を定めます。
- 本方針は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。
- 本方針に係る取組状況は、ウェブサイトに掲載し、公表します。
- 本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。

(注)本方針において、「お客さま」とは、本会および〈ろうきん〉の商品・サービスの利用者(利用を終了したお客さまを含む。)および利用を検討されている方を意味します。

方針2 お客さまの最善の利益の追求

- 本会は、「ろうきんの理念」のもと、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に努め、その発展を通じて社会における責任を果たすとともに、社会の一員として人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与するため、「経営方針」、「事業計画」等を掲げ、「勤労者の生涯生活設計への貢献」などの重点施策を実施しています。
＜「経営方針」の概要＞
 - ①中央金融機関の役割を発揮します
 - ②経営基盤を強化し、経営の健全性を確保します
 - ③金融環境の変化に対応します
 - ④顧客の保護および利便性の向上に努めます
 - ⑤内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行います
 - ⑥社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営を行います
- 「ろうきんの理念」は全ての〈ろうきん〉の役職員の行動の規範となるものであり、毎年若手職員向けに「理念研修」を実施しています。
- 「ろうきんの理念」および「経営方針」は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。

方針3 利益相反の適切な管理

- 本会は、「労働金庫法」に基づく金融機関として、また、「金融商品取引法」上の登録金融機関として、これらの法令により求められている体制整備を行い、「利益相反のおそれのある取引」を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定め、この方針に基づき適切な管理を行っています。
- 「利益相反管理方針」は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。
- 投資信託については、販売する商品がお客さまにとって、基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることについて常務会に付議し、商品選定を行っています。

(注1) 投資信託の商品選定にあたっては、お客さまの最善の利益を最も重視しています。本会が当該商品の提供会社を選定するにあたって、金融商品選定委員会にて商品提供会社の信頼性、提供商品の競争力、〈ろうきん〉の各営業店への支援体制、手数料水準などを総合的に勘案して選定しています。

(注2) 本会および〈ろうきん〉においては、「金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合」、「同一主体またはグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合」となることはありません。

(注3) 本会は〈ろうきん〉の中央金融機関であり、個人のお客さまと直接取引を行うことは稀有ですが、〈ろうきん〉が行う取引について利益相反とならないよう指導しています。

(注4) 〈ろうきん〉の行う取引で利益相反となりうる「類型取引」は〈ろうきん〉のウェブサイトに掲載し、公表します。

方針4 手数料等の明確化

- 本会および〈ろうきん〉がお客さまからいただく手数料は、ウェブサイトに掲載し、公表することを原則としています。
- 投資信託について、本会および〈ろうきん〉は、ファンド情報によりお客さまにお支払いいただく手数料を商品ごとに一覧表にするなど、お客さまにご理解いただけるようわかりやすい開示に努めます。
- また、〈ろうきん〉で取り扱っている投資信託については、〈ろうきん〉のウェブサイトにファンド情報を用意して、お客さまにご理解いただけるように丁寧に対応します。

方針5 重要な情報の分かりやすい提供

- 本会および〈ろうきん〉がお客さまにご利用いただく金融商品の重要な情報は、以下のウェブサイトに掲載し、公表することを原則としています。
 - ① 勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言
 - ・ 各種資産形成商品の活用
 - ・ 投資の基本的な考え方や運用商品の選択 など
 - ② ろうきんNISAスペシャルサイト
 - ・ 「ろうきんNISA」に係る情報や動画
 - ・ 「人生100年時代シミュレーション」 など
 - ③ ろうきんiDeCoスペシャルサイト
 - ・ 「資産運用なるほど講座」
 - ・ 「ろうきんiDeCoチャットサービス」 など
 - ④ ろうきんとつくる あなたのLife Plan
 - ・ ライフプランに役立つ〈ろうきん〉の活用
 - ・ お金や暮らしに役立つ情報 など
 - ⑤ 〈ろうきん〉と考える相続
 - ・ 相続に関する基礎知識や相続税制度の概要、手続きの流れ
 - ・ 「業態版エンディングノート(PDF版)」、「相続シミュレーション」 など
- 〈ろうきん〉では、勤労者とその家族の生活を守り豊かにするため、金融教育のための教材や情報発信ツールを作成し、様々な課題や幅広い世代を対象とした金融教育に取り組んでいます。
- 〈ろうきん〉が提供するアプリ(以下、「ろうきんアプリ」)では、年代や目的にあわせて、税制メリットをふまえた積立資産の配分を試算することができる「資産形成シミュレーション」を掲載しています。

(注1) 本会および〈ろうきん〉は、お客さまの資産状況、取引経験、知識および取引目的・ニーズを把握するとともに、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの販売・推奨等を行います。そのうえで、お客さまに対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の

資料を用いて、分かりやすく行うよう努めます。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、簡潔な情報提供を行う一方、複雑またはリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、より丁寧な情報提供を行います。

(注2) 本会が選定する投資信託のうち、パッケージ商品に該当する商品としては、ファンドオブファンズ形態の投資信託があります。ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。当商品については、個別のファンドのご購入には対応していません。ご購入を検討されているお客さまには、当該商品のメリット、リスク、手数料等の重要な情報をご理解のうえ、ご購入いただく運営としています。

(注3) 投資信託について、本会および〈ろうきん〉は、ファンド情報を用意するなど、お客さまにご理解いただけるように丁寧に対応します。

(注4) お客さまに対して情報を提供する際には、より重要な情報については特に強調するなどしてお客さまの注意を促すとともに、「重要情報シート」等により、本会で取り扱っている同種の金融商品・サービスの内容と比較することが容易となるよう工夫します。

(注5) 本会は、本方針に関する取組状況を確認するための成果指標(KPI)として、投資信託ラインアップやファイナンシャル・プランナー(FP)等の資格取得状況、お客さまへの情報提供の状況等を定期的にウェブサイトに掲載し、公表します。

方針6 お客さまにふさわしいサービスの提供

- 本会および〈ろうきん〉は、お客さまの資産状況、取引経験、知識および取引目的・ニーズを把握するとともに、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの販売・推奨等を行います。
- 本会は、「金融商品に関する勧誘方針」、「確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針」および「証券業務に関する倫理コード」を定め、お客さまにふさわしいサービスの提供に努めます。
- これらの方針は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。

(注1) 〈ろうきん〉は、お客さまのライフプランや資産の状況等を踏まえて、お客さま一人ひとりに適した金融商品・サービスの販売・推奨を行っています。また、金融商品の販売後において、お客さまの意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。

(注2) 本会が選定する投資信託のうち、パッケージ商品に該当する商品としては、ファンドオブファンズ形態の投資信託があります。ご購入を検討されているお客さまには、当該商品のメリット、リスク、手数料等の重要な情報をご理解のうえ、ご購入いただく運営としています。

(注3) 本会および〈ろうきん〉は「金融商品の組成」に携わっていません。

(注4) 〈ろうきん〉では、投資信託の購入に際しては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただき、お客さまにふさわしくない商品である場合には、その旨をお伝えする対応としています。

(注5) 販売する投資信託の提供会社の選定にあたって、本会は、販売する商品の仕組み等の理解を図るための〈ろうきん〉の各営業店向けの研修が充実している会社を選定材料の重要な要素の一つとしています。本会においても情報提供を営業店向けに積極的に行っています。

(注6) 本会および〈ろうきん〉は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を購入いただいたお客さまの属性(年代・取引目的等)や、お客さまの反応などの情報(個人情報を除きます)を連携しています。

(注7) 本会では、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者による運用体制や商品のパフォーマンスなどの各種情報、プロダクトガバナンスへの取組を確認し、投資信託に関する商品選定時および選定後のモニタリングに活用しています。

方針7 職員に対する適切な動機づけの仕組み等

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、〈ろうきん〉の中央機関である全国労働金庫協会において、職員研修「理念研修」を開催し、全国の〈ろうきん〉職員が参加しているほか、本会においても、〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系の中で位置付けています。
- 職員の人事評価にあたっては、お客さまの最善の利益に資する活動の実践を考慮する項目を設定しています。

個人情報保護の取組み

労金連は、経営方針のもと、お客さまの個人情報を適切に取り扱うことが労金連の社会的責任であると認識し、次のとおり「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの個人情報の保護に万全をつくしてまいります。

●お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー（最終改正 2023年7月24日）

労金連は、労金連の個人情報保護に関する取組方針および個人情報保護の取扱いに関する考え方として、下記の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」（以下、「本ポリシー」といいます。）を制定し、公表いたします。

なお、本ポリシーにおいては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく「個人番号」および「特定個人情報」は対象としておりません。「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「お客さまの特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

（労金連の名称・住所・代表者の氏名）

労働金庫連合会（個人情報取扱事業者）

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-13-4

理事長 西田 安範

1 取組方針

労金連は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、労金連が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、本ポリシーをはじめとする労金連の諸規程を遵守し、お客さまの個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2 適正取得

労金連は、お客さまの個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3 利用目的

労金連は、お客さまの個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて取扱いいたしません。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いいたしません。

労金連におけるお客さまの個人情報の利用目的は、「お客さまの個人情報の取扱いに係る利用目的」を制定し、公表しております。

4 第三者提供の制限

労金連は、お客さまの同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則として、お客さまの個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いを委託する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客さまの同意をいただくことなく、お客さまの個人情報を提供することがあります。

5 機微（センシティブ）情報の取扱い

労金連は、お客さまの要配慮個人情報および機微（センシティブ）情報（労働組合の加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除きます。））については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客さまの同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

6 安全管理措置

労金連は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、不正アクセス、個人情報の紛失、改ざんおよび漏えい等を防止するため、適切な安全管理措置を実施いたします。実施する安全管理措置には、次に掲げる事項が含まれます。

●個人データの取扱いに係る規律の整備

個人データの取得、利用、提供、削除、廃棄等の段階ごとに、個人情報取扱方法や担当者およびその任務等について規程を策定しています。

●組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する事務取扱責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や個人情報取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の事務取扱責任者への報告連絡体制を整備しています。

個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施しています。

● 人的安全管理措置

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しています。

個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

● 物理的安全管理措置

個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

● 技術的安全管理措置

アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7 継続的改善

労金連は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本ポリシーを適宜見直し、お客さまの個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

8 開示等のご請求手続

労金連は、お客さまに関する保有個人データの利用目的の通知、内容等の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

9 ご意見・ご要望のお申し出

労金連の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

● お客さまの特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針（最終改正 2023年7月24日）

労金連は、個人番号および特定個人情報（以下、「特定個人情報等」といいます。）保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、以下の方針に基づきお客さまの特定個人情報等の保護に努めます。

1 事業者の名称

労働金庫連合会

2 関係法令、ガイドライン等の遵守

労金連は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」および「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

3 安全管理措置に関する事項

労金連は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業員や委託先（再委託先等を含みます）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4 ご質問および苦情処理の窓口

労金連は、特定個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情に適切かつ迅速に対応いたします。お問い合わせは、以下のお問い合わせ窓口にて承ります。

なお、お客さまの個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」に基づく労金連の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」をご覧ください。

お客さまのための
お問い合わせ窓口

窓 口 労働金庫連合会 統合リスク管理部
電 話 番 号 03-3291-7020（受付時間：土日・祝日および金融機関の休日を除く9時～17時）
所在地（郵送先） 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-13-4

ご案内

個人情報のお取扱いにつきましては、労金連のウェブサイトをご覧ください。
労金連ウェブサイト <https://www.rokinren.com/> ▶ 個人情報のお取扱いについて

顧客保護等管理方針

(最終改正 2014年4月1日)

労金連は、労働金庫法・金融商品取引法その他の法令等を遵守のうえ、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客さまの視点に立った業務運営を確保するよう努力いたします。

1. お取引に際しては、お客さまに適した労金連の商品やサービス等を十分ご理解いただき自らの意思に基づいて選択・活用していただけるよう、労金連職員は、商品知識、業務知識などの習得に努め、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
2. お客さまからのご相談については、お客さまとの情報共有および相互理解を図り、お客さまの視点に立って真摯かつ適切に対応するよう努めます。お客さまからのご意見・苦情等の声については、真摯に受け止めて適切に対応するとともに、お客さまによりご満足いただけるよう努めます。
3. お客さまに関する情報は、法令等に従って適正に取得・利用するとともに、不正なアクセスや不適切な取扱いによる流出等を防止するための適切な措置を講じることにより安全管理を徹底いたします。
4. お客さまとお取引に関連して、労金連の業務を外部に委託する場合は、お客さまの情報の保護や利益を保護するため、その業務を的確に遂行できる能力を持った委託先を選定するとともに、定期的または必要に応じてモニタリングを実施する等により、外部委託する業務を適切に管理いたします。
5. 上記のほか、お客さまの保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務につきましても適切に管理いたします。

*本方針において、「お客さま」とは、労金連の商品・サービスの利用者(利用を終了したお客さまを含む)および利用を検討されている方を意味します。

*本方針において、お客さま保護の必要性のある業務は、預金等の受入れ、融資取引、金融商品の販売、仲介、募集など、お客さまと労金連との間で行われるすべてのお取引に関する業務です。

苦情等への対応(金融ADR制度への対応について)

1 苦情処理措置

労金連は、お客さまからの苦情のお申し出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容を労金連ウェブサイトで公表しています。

労金連の事業運営に関するご相談や苦情については、以下の受付窓口までお申し出ください。

2 紛争解決措置

労金連は、紛争解決のため、以下の受付窓口または労金協会のろうきん相談所(土日・祝日および金融機関の休日を除く9時～17時、電話:0120-177-288)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

①現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

②移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

※現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

お客さまの ための 受付窓口	窓	□	労働金庫連合会 統合リスク管理部
	電	話	番 号 03-3291-7020 (受付時間: 土日・祝日および金融機関の休日を除く9時～17時)
	ファクシミリ		03-3295-9328
	所在地(郵送先)		〒101-0047 東京都千代田区内神田1-13-4

ご案内

苦情への対応の概要・紛争解決措置の概要につきましては、労金連のウェブサイトをご覧ください。
労金連ウェブサイト <https://www.rokinren.com/> ▶ 苦情への対応の概要・紛争解決措置の概要

利益相反管理方針の概要

（最終改正 2016年4月1日）

金融機関または金融グループにおいては、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反の生じかねない状況にあることから、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制の整備が義務付けられています。

労金連（以下、「本会」といいます。）におきましても、労働金庫法に基づく金融機関として、また、金融商品取引法上の登録金融機関として、これらの法令により求められている体制整備を行い、「利益相反のおそれのある取引」を特定し管理するための利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を策定しています。

以下に、その概要を公表いたします。

1 「利益相反のおそれのある取引」

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、本会または本会の子会社（以下、「本会等」といいます。）の行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。

「お客さま」とは、本会の業務に関して本会等と取引関係のあるお客さまをいいます。

2 「利益相反のおそれのある取引」該当性の判断

お客さまとの取引において本会等または本会等役職員に以下の事情がある場合に、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かの判断を行います。

判断にあたっては、「お客さまの有する合理的な期待に反するかどうか」、「契約上または信義則上の義務に本会が反していないかどうか」を判断の基準とします。

- お客さまの不利益により、経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- お客さまとの取引の結果、お客さまの利益とは明確に区別される利益を取得する場合
- お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘因がある場合
- お客さまとの取引以外の取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨もしくはサービスの形で誘因を得る場合、または将来得ることになる場合
- お客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して利益を得る場合

なお、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かの判断に迷う場合は、該当するものとして管理の対象とします。

3 利益相反取引の管理方法

上掲2の「利益相反のおそれのある取引」に該当する場合には、それらの取引については、次に掲げる方法その他の方法を選択し、または組み合わせることにより、適切に利益相反管理を行います。

- 管理対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 管理対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- 管理対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- 管理対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法または同意を得る方法

4 利益相反管理の対象となる法人の範囲

利益相反管理の対象取引は、本会および本会の子会社が行う取引です。

本会の子会社は、次の1社です。

株式会社労金カードサービス

5 体制の整備

本会は、利益相反管理統括部署および利益相反管理責任者を定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理を一元的に行い、その記録を保存します。

また、利益相反について定められた法律その他の法令、内部規程等を遵守するため、役職員に対する教育・研修を行い、利益相反の防止に努めます。

6 監査部による監査

利益相反の管理態勢については、監査部が監査を行い、その適切性および有効性を定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

(最終改正 2016年4月1日)

労金連は、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、ここに反社会的勢力に対する基本方針を制定いたします。

1 反社会的勢力に対する姿勢

労金連は、反社会的勢力との関係を遮断し排除するために、理事長以下、全役職員が一丸となって、組織全体として断固たる姿勢で反社会的勢力と対決します。

2 反社会的勢力との関係遮断

労金連は、組織活動のあらゆるレベルおよびあらゆる取引において、反社会的勢力とは一切の関係をもちません。

3 不当要求の拒絶および法的対応

労金連は、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、名目の如何を問わず、資金提供を行いません。また、不当要求に対しては、民事・刑事・行政の各面から法的対抗手段を講じます。

4 態勢の整備

労金連は、反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。

5 外部専門機関との連携

労金連は、平素から、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係を構築します。

金融商品に関する勧誘方針

(2001年4月1日制定)

労金連は、次の4項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客さまのご意向と実情に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
2. お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
3. お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針

(2014年1月5日制定)

労金連は、確定拠出年金運営管理業務を行うにあたり、次の4項目を遵守し、当該業務の適正な運営に努めてまいります。

1. 運用方法の選定・提示にあたっては、お客さまの利益を考え、適切な金融商品を選定するように努め、お客さまの意向と実情に沿って提示いたします。
2. お客さまご自身の判断でお取引いただくため、金融商品の内容やリスク内容など重要な事項について、適時・適切な情報提供に努めます。
3. お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、確定拠出年金に関する法令などの遵守に努めます。

証券業務に関する倫理コード

(2015年10月29日制定)

労金連(以下、「本会」といいます。)は、国民経済における資金の運用・調達の場である資本市場の一端を担う者として、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、「金融サービス業におけるプリンシプル」(金融庁)に基づいて、本会の役職員一人ひとりが、職業人として国民の皆さまから信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に持ち、求められる専門性に応えられるよう、研鑽に努めます。

また、善良な市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障がいの有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除、防止します。

このため、本会の役職員が業務を遂行するうえでの基本的な心構えとして、以下に「証券業務に関する倫理コード」を定め、その遵守を宣言します。

1 法令等のルールを遵守します

お客さまの財産の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、本会が行う金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守します。

また、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない事象に直面した場合でも、これを補うことができる社会常識と倫理感覚を持ち、実践します。

2 利益相反を適切に管理します

本会とお客さまの間や、本会のお客さま相互間の利益が相反するなど、業務に関して生じる利益相反を、本会は適切に管理します。

また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしません。

3 守秘義務を遵守し、適切に情報を管理します

法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除いて、業務上知り得た情報の管理について細心の注意を払い、これを機密として保護します。

4 社会秩序の維持に努め、社会的貢献を実践します

良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献します。

また、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応して、これら勢力等との取引を一切行いません。

5 お客さまの利益を重視して行動します

投資に関するお客さまの知識、経験、財産、目的などの十分な把握に努め、これらに照らしたうえで、常にお客さまにとって最善となる利益を考慮して行動します。

6 お客さまの立場で、誠実かつ公正に業務を遂行します

資本市場との仲介者として、常にお客さまのニーズや利益を重視し、お客さまの立場で、誠実かつ公正に業務を遂行します。本会での権限や立場、相対的に優位な情報を利用することにより、特定のお客さまを有利に扱うことはしません。また、適切な投資勧誘とお客さまの自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努めます。

さらに、お客さまとの間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、お客さまの利益に対して常に誠実に行動します。

7 お客さまに対して、適切な助言を行います

お客さまに対して投資に関する助言を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別したうえで、専門的な能力を活かした助言を行います。

また、関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報をもとに、お客さまに対する助言を行うことはしません。

8 資本市場との仲介者として、規律をもって行動します

法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、当倫理コードと照らし、その是非について判断します。関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等、非公開情報を適切に管理します。

9 社会的使命を自覚し、資本市場の健全性や信頼性の維持、向上に努めます

資本市場に関する公正性や健全性について正しく理解し、資本市場の健全な発展を妨げる行為はしません。

また、資本市場の健全性維持を通して、果たすべき社会的使命を自覚して行動します。

適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、本会に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為はしません。

10 当倫理コードを遵守するための体制を整備しています

本会は、内部管理統括責任者を倫理コード運用管理責任者と定め、当倫理コードの遵守状況を管理します。

また、役職員に対する教育・研修を行うことで、当倫理コードで宣言した事柄の実効性をより高めていきます。

リスク管理の体制

● リスクに対する考え方

労金連は、経営方針において、労働金庫の中央金融機関としての役割を発揮するために、経営基盤を強化し、経営の健全性を確保するとともに、リスク管理等の内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行うこととしています。

〈ろうきん〉の経営基盤強化に資するために、〈ろうきん〉の余裕資金の効率運用、〈ろうきん〉のニーズに沿った金融機能の提供に努めるとともに、〈ろうきん〉の行う金融商品・サービスの提供を積極的に補完します。また、ろうきんバンキングシステムの安定稼働に万全を尽くし、業態全体の業務継続態勢を確保するとともに、〈ろうきん〉の安定的経営を支援する業態セーフティネットを確立し、業態の信用の維持・向上に役割を発揮します。

労金連が中央金融機関の役割と機能を十分に果たすためには、経営の健全性を継続的に確保することが必要となります。安定的な収益確保に向けて、〈ろうきん〉からの安定的な預金の受け入れに努め、適正なリスク管理およびALMのもとに、運用力の強化を図ります。また、自己資本の充実

を図り、リスクに応じた十分な財務基盤の維持に努めています。

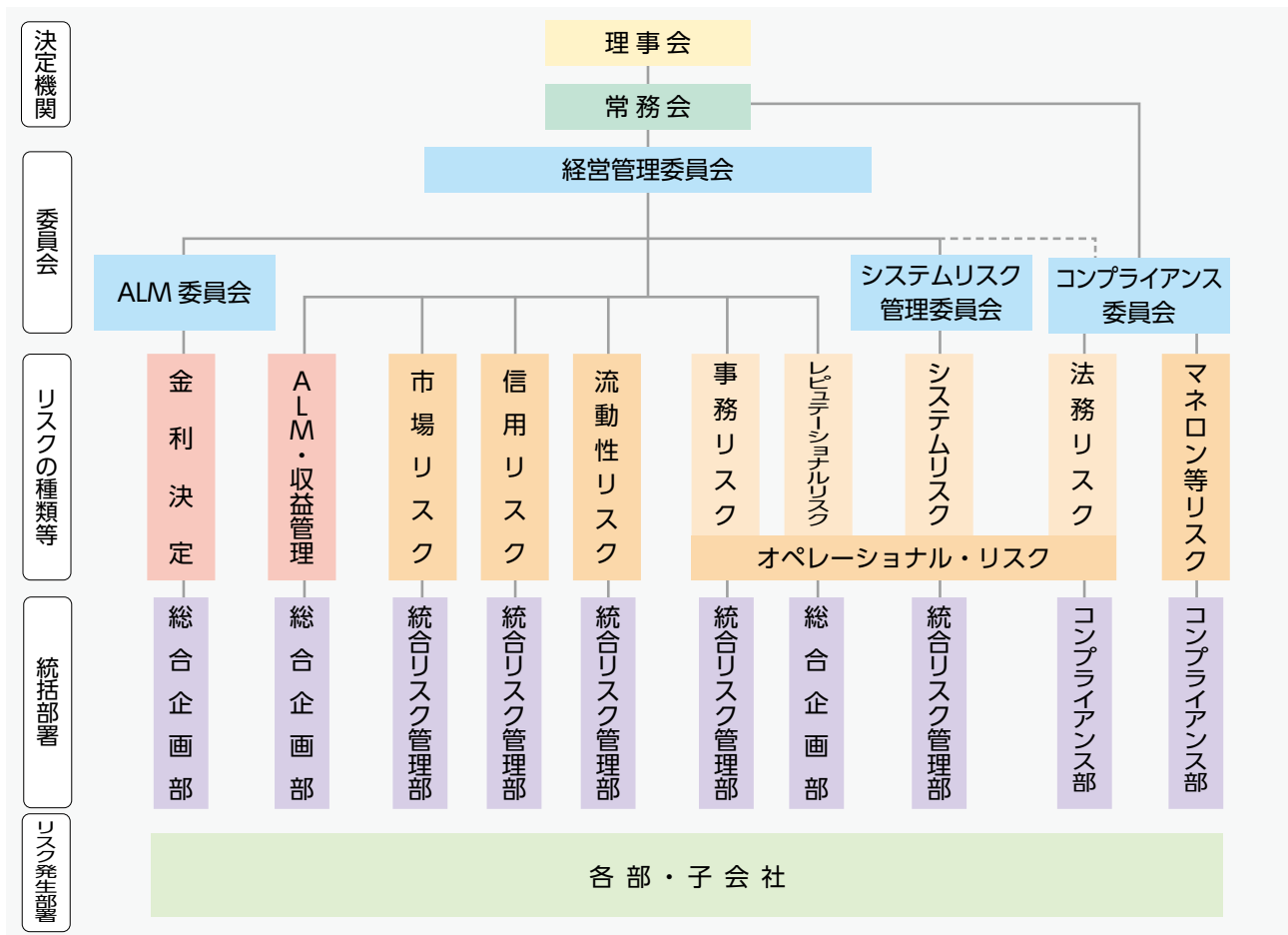
労金連は、財務の健全性を確保する観点から、市場リスク、信用リスク、流動性リスクを、また、業務の適切性の観点から、事務リスク、システムリスク、法務リスク、レピュテーションリスク、マネロン等リスクを認識し、各リスクを把握し管理する体制を整えています。

労金連に所在する各種のリスク状況を把握し、必要に応じて適切な対応を行うため「統合的リスク管理規程」により、リスク管理の態勢整備に関する方針、リスクの特定・把握に関する方針、リスク管理の基本方針等、リスク管理態勢の基本的事項を定めています。

役付理事を委員長とする経営管理委員会、システムリスク管理委員会、ALM委員会、コンプライアンス委員会等を設置し、審議内容を常務会に報告または付議するなど、同規程に従ったリスク管理体制を構築しています。

リスク管理体制

(2025年7月1日現在)



● 統合的リスク管理

各種リスクについて個別の方法で定量的または定性的に評価を行い、経営体力（自己資本）の範囲内で必要なリスクを取るとともにコントロールしながら、安定的な収益確保と健全な財務状態の維持に努めています。

計量化可能な市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクについては、統合的リスク管理手法によりVaR（バリューアットリスク）等をベースとした統一的な尺度で計測し、自己資本と対比することによって一元的なリスク管理を行っています。

また、事業計画、収益管理に基づいて、リスク資本の配賦を行い、カテゴリーごとに取り得るリスクの許容範囲を明確にすることで、リスクコントロールを適切に実施しています。

加えて、金融市場の変化や不確実性に対応するため、金利上昇リスクに焦点をあてたストレスシナリオや株価、為替のストレスシナリオを用いてカテゴリー（金利、価格変動、為替、信用）ごとのストレステストを実施し、配賦したリスク資本の十分性を検証しています。

● 各リスクの管理方針

市場リスク

「市場リスク」は、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクです。

金利リスク

市場金利の変化に対応した資産・負債の管理を行うため、金利更改ベースでの残存期間別差額を算出するほか、将来の金利推移を予測した金利シナリオや資金量推移を予測した資金シナリオでシミュレーションを行い、金利変動による収支損益の変動額を把握しています。

また、イールドカーブ等を用いて資産・負債の現在価値を算出して市場VaRの計測を行い、金利リスクを定量的に把握・管理しています。

価格変動リスク

個別株式・投資信託の評価損益をモニターするほか、株価等の変動を考慮した市場VaRの計測を行い、価格変動リスクを定量的に把握・管理しています。

為替リスク

外貨建資産・負債の為替損益をモニターするほか、為替の変動を考慮した市場VaRの計測を行い、為替リスクを定量的に把握・管理しています。

これらの管理手法に加え、BPV（ベースポイントバリュー）、GPS（グリッドポイントセンシティビティ）などを算出し、リスクファクターの変動による価格損益の変動額も把握しています。

信用リスク

「信用リスク」は、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクです。また、「信用リスク」は、貸出取引だけでなく市場取引にも付随して発生します。

有価証券の信用リスク

国別、発行体別、格付別に保有限額を定め、保有状況のモニターを行っています。また、債務者がデフォルトした場合に加え、債務者の信用度が低下した場合における経済価値の損失を考慮する信用VaRを計測し、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

有価証券以外の信用リスク

貸出金は個別取引先ごとに審査を行うほか、短期資金取引・使用貸借または賃貸借契約による貸付を行っている場合の有価証券・デリバティブ取引は取引先にクレジットラインを設けて、取引状況のモニターを行っています。また、有価証券と同様に信用VaRの計測を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

これらの管理に加え、企業情報の収集・分析、および信用状態の悪化に対するモニタリング機能を強化するとともに、個別取引ごとに自己査定を実施し、個別信用リスクの把握を行うほか、オン・オフ一体によるポートフォリオ全体の名寄せを行い個別・グループごとの総与信額を算出し、信用リスクの的確な把握と管理を行っています。

流動性リスク

「流動性リスク」は、市場の混乱等により市場において取引が成立しなかった場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」と、予期せぬ資金の流出等により資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」があります。

労金連では、中央金融機関として、各〈ろうきん〉の支払準備資金を確保・供給するという本来の役割を果たしつつ資金を効率的に運用するうえで、資金繰り管理を重要なリスク管理と位置づけています。〈ろうきん〉の資金動向、外部環境、労金連の要因等についてモニターするなど、短期的な資金動向にとどまらず長期的な資金動向も注視しています。また、市場からの調達可能額や担保差入可能額を把握するなど、適正な流動性資金の確保に努めています。

オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」は、業務の適切性の観点から業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクです。

事務リスク

「事務リスク」は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは役職員の過失や不正等に起因して不適切な事務が行われることにより損失を被るリスクです。

労金連では、正確かつ効率的な事務処理が信用の原点であると認識し、役職員の「事務リスク」に対する考え方や意識を高め、適切な事務リスク軽減策を講じ、事務改善を図るための態勢確保に努めています。

具体的には、各部の事務処理に係る要領・マニュアル等の整備を行うとともに、事務過誤を記録・保管し、各部内の研修を実施すること等により、事務過誤再発防止に努めています。また、正確な事務の遂行を目的として、自己検査を定期的に行っています。

システムリスク

「システムリスク」は、コンピューターシステムの停止または誤作動等、さらにシステムの不備および不正に使用されることにより損失を被るリスクです。

労金連は、中央金融機関として、〈ろうきん〉業務の重要な部分についてのコンピューター処理を担っており、広範な「システムリスク」に晒されています。

このため、経営戦略の一環としてコンピューターシステムを捉えること、セキュリティポリシーをはじめとした各種規程や具体的な管理基準を定め、システムリスクの極小化を図ること、また「危機管理規程」および「コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）」を策定し、顕在化したシステムリスクに対しても損失を最小限に抑えることを基本原則とし、障害発生時のバックアップの確保、障害復旧訓練および安全性の検証等システムリスク管理体制を整備し、実施しています。また、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を、〈ろうきん〉業態全体で構築しています。

法務リスク

「法務リスク」は、法令・契約等に違反する行為や不適切な契約の締結により、あるいは法律・会計制度・税制の変更への対応が不十分であることなどにより損失を被るリスクです。

労金連では、法務リスクの顕在化の防止に努め、適切に管理する体制を整備しています。

具体的には、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員に周知徹底するとともに、適時、コンプライアンス・マニュアルの見直しを行い、法令や制度・規則等の変更に対応しています。また、新たな業務や各種契約に関しては、内部でリーガル・チェックを実

施するほか、必要に応じて弁護士等の外部の専門家に意見を求めることとしています。

レピュテーションリスク

「レピュテーションリスク」は、労金連の事業活動に関連して現実に生じた各種のリスク事象、または虚偽の風説・悪意の中傷等が報道されることにより、結果的に金庫・会員・顧客や取引先に対して信用を失い、労金連または〈ろうきん〉業態全体が有形無形の損失を被るリスクです。

労金連では、労金協会と協力し、〈ろうきん〉業態に大きな影響を及ぼすと判断されるレピュテーションリスクを早期に把握し、そのレピュテーションリスクの規模・性質に応じて迅速かつ適切に対応するための管理体制を整備しています。

マネロン等リスク

「マネロン等リスク」は、顧客の属性、商品・サービス、取引形態、取引にかかる国・地域等の観点から、労金連が行う取引がマネー・ローンダリングやテロ資金供与、大量破壊兵器の拡散金融等に利用されるリスクです。

労金連では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（金融庁）に基づくマネロン等リスク管理態勢を整備しています。また、マネロン等リスク対策の継続的・組織的な実効性確保に向け、「マネロン等リスク対策計画」に基づくPDCAサイクルに沿った取組みを実施し、マネロン等リスク対策の高度化に取り組んでいます。

危機管理体制

労金連では、大規模災害、政治・経済・社会制度の変化、コンピューターシステムの障害、風評被害、感染症等に起因する緊急事態を想定した「危機管理規程」を危機管理対応における最上位規程として整備しています。本規程では、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための体制および対応方針等を定めています。

危機発生時（発生が懸念される場合を含む）には緊急対策本部を設置し、一元的に指揮・命令を行う体制としています。

また、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めるとともに、業務継続態勢の不断の見直しを行っています。

審査体制

個別案件の融資審査においては、当該融資先の経営内容、事業計画の健全性と将来性および資金計画・償還計画の妥当性、担保の適格性等を総合的に勘案しています。

また、大口融資案件等については、決裁権限規程および個別制度規程に基づき、信用リスクの把握と審査における相互牽制機能を重視した手続きを実行しています。

融資実行後においては、融資先の経営状況や事業遂行状況を的確に把握すること、また資産の自己査定結果を踏まえた適切な事後管理策を実施することにより、資産の健全性の確保に努めています。

コンプライアンスの体制

● コンプライアンスに対する考え方

労金連は、「ろうきんの理念」に掲げる「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を「経営方針」に明記し、理念に根ざした事業活動を行うことを経営の根幹に据えています。これは、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に努めると同時に、社会の一員としてより良い社会の実現に対する責任を果たしていくことが労金連のめざすCSR経営であるからです。

このCSR経営の重要な柱となるのがコンプライアンスです。労金連は、社会からの揺るぎない信頼の維持、業務の健全性および適切性を確保するため、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ「法令等遵守方針」を定めています。

法令等遵守方針（抜粋）

1. 経営方針に則り、本会の社会的責任と事業目的に適合する高い企業倫理を構築し、その実践と徹底を図るため継続的な取組みを行うこと
2. コンプライアンス関連情報を一元的に収集、管理、分析、検討して、その結果に基づき適時に適切な措置・方策を講じるための態勢を整備すること
3. 法令等遵守を実践するために具体的な計画（コンプライアンス・プログラム）を年度ごとに策定し、進捗状況および達成状況を定期的に把握・評価し検証しながら改善を加えること
4. 法令等違反行為が発生した場合には、事実関係の調査・解明と原因究明を行い、迅速な問題解決と徹底した再発防止に努めるとともに、関係者の責任追及と監督責任の明確化を図ること
5. 役職員にコンプライアンスの重要性を認識させ、法令やルールを遵守のうえ担当職務を誠実に遂行させること

また、「行動規範」では、法令等遵守に加え、情報開示、人間の尊厳の尊重、環境への配慮、情報や情報システムの適切な管理・保護など、労金連あるいは役職員一人ひとりが守るべき事項を定め、企業倫理や事業活動に対する労金連の基本姿勢を明らかにしています。

このような理念、経営方針、法令等遵守方針ならびに行動規範に基づき、労金連は、今後も広く社会から信頼される金融機関となることをめざして透明性の高い誠実な経営を行っていきます。

行動規範（抜粋）

I 基本原則

I-1 公共的使命と事業目的に対する責任

公共的使命と事業目的に対する責任の重みを常に自覚し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼を確保する。

I-2 法令やルールの遵守と誠実で倫理的な事業活動

法令やルールおよびその精神を遵守し、誠実かつ倫理的な事業活動を行う。

I-3 SDGs達成への取組みとステークホルダーとの関係重視

「ろうきんの理念」に掲げる「人々が喜びをもって共生できる社会」の実現に向けて、「ろうきんSDGs行動指針」に基づく取組みを実践し、労金連を取り巻くさまざまなステークホルダーとの関係を重視する。

II 労金連

II-1 政治・行政との健全かつ透明な関係

労働金庫法に定める「政治的中立の原則」を堅持するとともに、行政との健全かつ透明な関係作りにつとめる。

II-2 反社会的勢力との関係遮断、テロ等脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除し、反社会的勢力による被害を防止する体制を構築する。また、金融機関に対する国際的な要請であるマネー・ローンダリング、テロ資金供与および大量破壊兵器の拡散金融に係るリスク対策を着実に実施する。

II-3 透明な経営

必要な情報を適時適切かつ誠実に開示し、透明性の高い経営を行う。

II-4 人間の尊厳の尊重

人間の尊厳を尊重する組織風土を醸成する。

II-5 雇用に関する取組み

職員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、働きがいがあり、安全で働きやすい環境を確保する。

II-6 社会貢献活動

事業活動はもとより、社会活動を通じて、より良い社会づくりへの貢献につとめる。

II-7 環境問題等への配慮

地球環境や社会情勢の変化等の重要性を強く認識し、サステナブルな環境・社会の構築に配慮した取組みを継続的に展開する。

II-8 代表理事の果たすべき役割と責任

代表理事は、本行動規範の実践、徹底および問題解決について、役割と責任を遂行する。

III 役職員

III-1 職務上の地位を利用した不当な利益を図る行為や労金連と利益が相反する行為を行ってはならない。

III-2 公私を明確に区別しなければならない。

III-3 情報や情報システムは適切に管理・保護し、それらの機密や安全を損ねる行為は一切行ってはならない。

III-4 社会的常識の範囲を超えるような過剰な接待・贈答については、慎まなければならない。

III-5 インサイダー取引を行ってはならない。

III-6 日常の自己管理を徹底しなければならない。

III-7 品位と誇りを持って職務を遂行しなければならない。

III-8 共に働く人を大切に(あるいは尊重)しなければならない。

● 運営体制

労金連のコンプライアンス体制は、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門であるコンプライアンス部および各部門に配置されたコンプライアンス部門責任者・コンプライアンス部門担当者を中心に運営しています。

理事長を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢の整備・強化に関する諸課題について審議・決定しています。コンプライアンス部は、コンプライアンス全般に係る企画・立案、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラムの策定・見直し、モニタリング等を担当しています。また、部門ごとに、コンプライアンス態勢の定期的な自主点検や研修を実施するほか、所管業務に即した法令や事例の蓄積に努めることとしており、労金連全体でコンプライアンスに取り組む体制としています。

● 具体的な取組み

コンプライアンスの実践は、中期経営計画や年度ごとの事業計画にコンプライアンスに係る課題を設定するとともに、年度ごとに策定する「コンプライアンス・プログラム」に沿って、計画的に取り組んでいます。

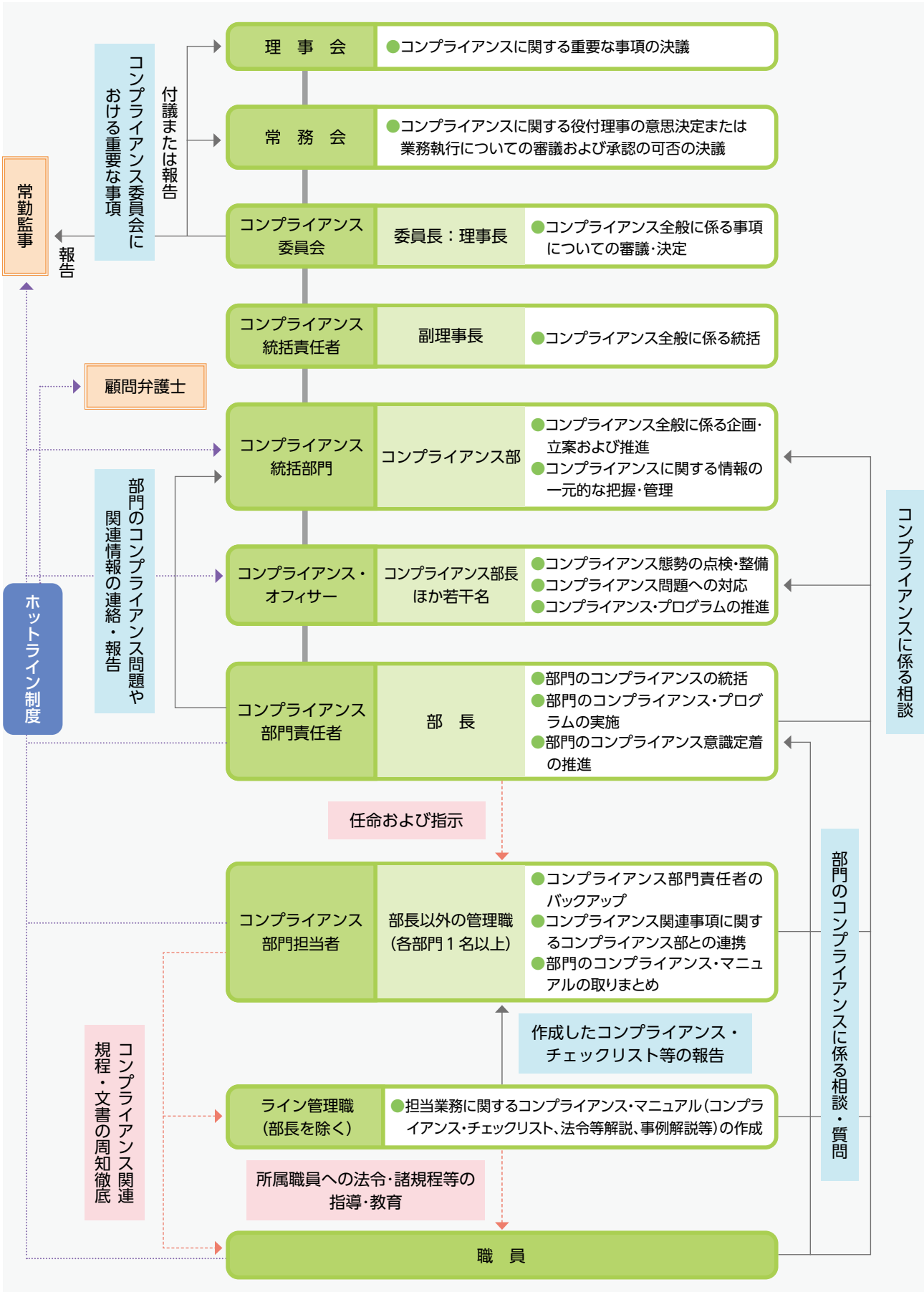
コンプライアンス・プログラムでは、特に研修の充実に力点を置き、役職員のコンプライアンス意識の醸成とコンプライアンスの定着に努めています。また、コンプライアンス・リスクへの対応として各部の業務特性に応じた取組みを行っています。

コンプライアンス上の問題については、定期的なモニタリングを通じてその把握に努めるとともに、常時、相談や報告ができるようにホットライン制度を設け、早期発見・是正の仕組みを整備しています。

「コンプライアンス・マニュアル」には、「ろうきんの理念」、「経営方針」、「行動規範」や関連規程をはじめ、法令等解説や事例解説などを掲載し、全役職員が業務を遂行するうえでの手引きとして活用できるよう事務所LAN上で情報共有し、周知徹底を図っています。

● 反社会的勢力との関係遮断

労金連は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断する態勢を整備しています。具体的には、行動規範・規程・対応マニュアルを整備し、統括責任者を設置して一元的な管理態勢を構築するとともに、各事業所の不当要求防止責任者がコンプライアンス部と連携することとしています。また、契約書等への暴力団排除条項導入により反社会的勢力との取引の未然防止に努めるとともに、必要に応じ外部機関とも連携のうえ対応しています。



● マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策

労金連は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）のリスク対策を経営上の重要な課題と認識し、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命して組織横断的なリスク管理態勢を整備し対策強化に取り組んでいます。

経営陣は、関係する全ての部門が連携・協働して対応できるよう主体的に関与し、常務会において「マネロン等リスク対策計画」を毎年策定のうえ、リスク・ベース・アプローチによるマネロン等リスクの特定・評価・低減措置の実施、継続的な顧客管理、職員研修および子会社との連携強化に取り組んでいます。

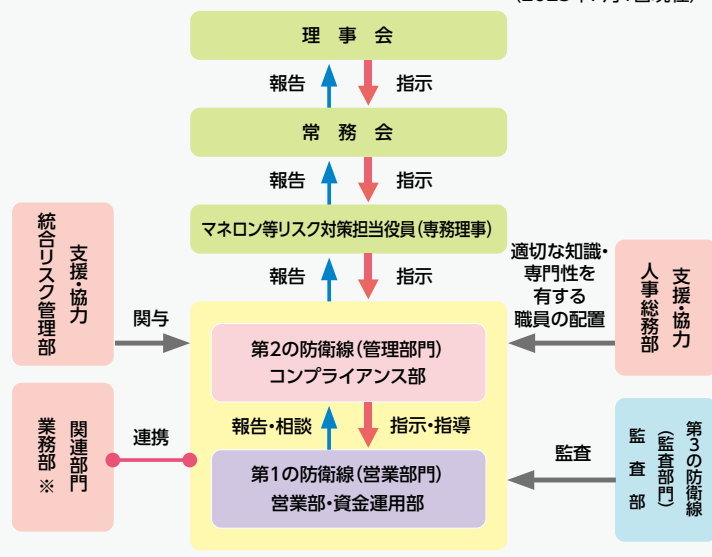
マネロン等リスク対策関連部門の役割

第1の防衛線（営業部門）は、取引時確認の対象となる顧客との取引開始時に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認を行い、取引開始後は継続的な顧客管理を行っています。また、運用資産の購入・引受時は、内部規程に基づきマネロン等リスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を実施しています。

第2の防衛線（管理部門）は、マネロン等リスク管理の主管部署として上記の方針や計画等の遵守を営業部門に指示・指導するとともに、全ての部門が協働するリスク管理態勢を推進しています。

第3の防衛線（監査部門）は、労金連におけるマネロン等リスク管理態勢の有効性を定期的に検証しています。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策体制 (2025年7月1日現在)



※労金連は、〈ろうきん〉業態の中央機関として、金庫にとって参考とすべき情報・対応事例の共有、態勢構築への支援を行っています。

内部監査の体制

労金連では、業務部門から制約を受けない独立した部署である監査部（内部監査部門）が、内部監査の実施により、業務全般のガバナンス・プロセス等の有効性と効率性を検証・評価し、その結果に基づいて客観的意見を述べ改善提言等を行う体制としています。

● 内部監査の目的と範囲

内部監査部門は、業務全般のガバナンス・プロセス、リスクマネジメント・プロセスおよびリスク・コントロール・プロセスを対象に、規律遵守の態度をもって有効性と効率性を評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、改善を図ることを目的として提言・勧告を行うアシュアランス活動と、経営陣からの要請に基づき特定の経営諸活動に助言するコンサルティング活動を行います。

● 内部監査実施状況

1. 監査

2024年度の内部監査は、第11期中期経営計画および2024年度事業計画に基づき、超高齢社会やデジタル技術の進展による顧客ニーズの変化など労金連および〈ろうきん〉業態をとりまく金融環境の変化に対応し、以下の重点監査テーマを策定、実施しました。

- | | | |
|--------------|---------------|-------------------------|
| ①子会社および子会社管理 | ②リーガル・チェック等態勢 | ③マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策 |
| ④システムリスク管理態勢 | ⑤クラウド管理 | ⑥サイバーセキュリティ対策 |

また、各担当部門への監査のみならず、オフサイトモニタリングを継続的に実施し日常的にリスク把握につとめています。

2. 監事・外部監査等との連携・調整

常勤監事および会計監査等の外部監査人、その他の監査機能と十分な連携を図り、効率的かつ有効な三様監査体制を構築しています。

経営体制

労金連は、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に寄与するため、経営体制の強化に努めています。

総会

総会には、通常総会と臨時総会があり、通常総会は、毎年6月（毎事業年度終了後3ヵ月以内）に開催され、経営の最高意思決定機関として、定款変更、事業計画、剰余金処分案の承認ならびに役員の選任など、運営の基本的事項について決議しています。

また、臨時総会は、必要に応じて開催されます。

理事会

理事会は、原則毎月1回開催され、業務執行の決定や理事の職務執行を監督します。

2025年6月30日現在、役付理事6名（常勤、うち代表理事3名）、理事14名（非常勤）、計20名の理事で構成されています。

また、理事会には監事も出席し、必要があると認めたときは意見を述べ、必要に応じ報告を行います。

常務会

常務会は、役付理事により構成され、経営の基本方針および諸方策を適切・迅速に策定し、経営活動を効率的に行うため、必要に応じ開催しています。

常務会には、役付理事に加え執行役員も出席し、提案・報告を行います。

また、常勤監事も出席し、必要があると認めたときは意見を述べ、必要に応じ報告を行います。

各種専門委員会

各種専門委員会として、理事会の決議により「経営委員会」および「業務システム委員会」を設置し、労金連の事業運営に関する重要事項について、理事会の諮問を受け、答申する体制を整備しています。

各々の委員会は、理事会において理事（役付理事を除く）の中から選出された委員長、副委員長各1名、および各〈ろうきん〉の常勤の理事または執行役員およびこれに準ずる者1名で構成され、理事会の諮問を受けた事項を審議し、その結果を答申しています。

なお、上記委員会は、諮問事項のほか緊急を要する事項についても、対応方針等を協議し、理事会に具申することができます。

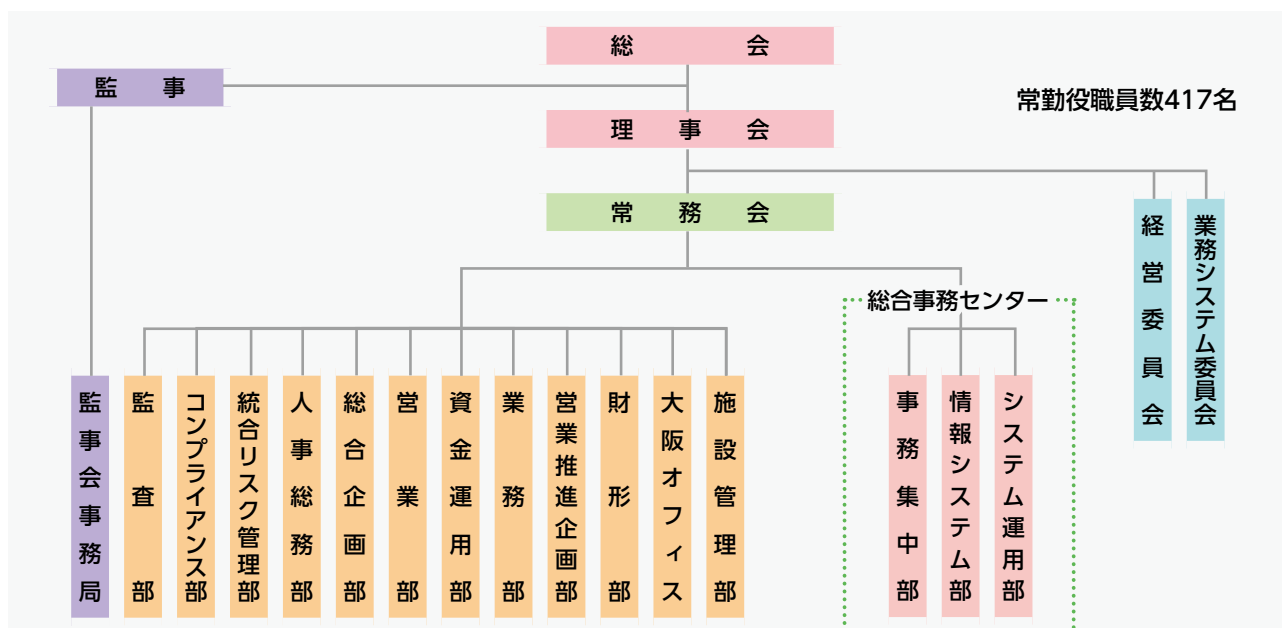
監事（監事会）

監事は、会員である〈ろうきん〉から選任される非常勤監事1名、員外常勤監事1名および非常勤の法定員外監事1名の計3名で構成され、各々独立した権限を有しています。監事は監事会を組織し、事業年度を通じて業務監査を実施することにより、理事の職務執行を監査しています。

なお、労金連は、労働金庫法の規定に基づき会計監査人による監査を受けることが義務づけられており、監事による監査と会計監査人による外部監査の体制を整備しています。労金連は業務監査・会計監査の実効性を確保することにより、経営の健全性確保と経営内容の透明性の向上に努めています。

業務組織図

（2025年7月1日現在）



役員

(2025年6月30日現在)



理事長 西田 安範
(員外)



副理事長 古川 正明
(員外)



専務理事 上田 浩幸
(員外)



常務理事 瀬古 俊文
(員外)



常務理事 鶴岡 知明
(員外)



常務理事 岡田 博志
(員外)



常勤監事 渡部 裕之
(員外)

理事 杉山 元	(北海道労働金庫理事長)	理事 新居 栄治	(四国労働金庫理事長)
理事 伊藤 啓志	(東北労働金庫理事長)	理事 青柳 直	(九州労働金庫理事長)
理事 杉浦 賢次	(中央労働金庫理事長)	理事 東盛 政行	(沖縄県労働金庫理事長)
理事 山崎 雅彦	(新潟県労働金庫理事長)	理事 渡邊 由香里	(員外)
理事 西澤 忠司	(長野県労働金庫理事長)	監事 田中 穂	(中国労働金庫副理事長)
理事 増田 泰孝	(静岡県労働金庫理事長)	監事 関 次郎	(員外)
理事 西田 満明	(北陸労働金庫理事長)		
理事 佐々木 龍也	(東海労働金庫理事長)	常務執行役員 對比地 浩志	
理事 宮崎 正	(近畿労働金庫理事長)		
理事 中山 悦己	(中国労働金庫理事長)		

※執行役員は、労働金庫法第32条の役員(理事及び監事)ではありませんが、執行体制を強化するために設けています。

職員の状況

項 目	2023年度末	2024年度末
職員数（人）	401	383
平均年齢	45歳	45歳5月
平均勤続年数	15年2月	14年8月
平均給与月額	406千円	427千円

（注）1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 職員数には、〈ろうきん〉からの出向者（2024年度末13名）、常勤嘱託職員、休職者および給料等を負担する出向職員を含み、臨時職員（派遣職員、アルバイト、パート、非常勤嘱託職員等）を除いています。なお、顧問弁護士等の雇用契約によらない者は除いています。

3. 平均給与月額は、3月中の平均給与月額であり、〈ろうきん〉からの出向者および常勤嘱託職員の給与を含んでいます。

4. 平均勤続年数には、労金協会および関連会社等での勤続年数が加算されています。

会員の内訳

（単位：千円、％）

会 員	2023年度末			2024年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
労働金庫	13	120,000,000	100.0	13	120,000,000	100.0

（注）2025年6月30日に会員である13労働金庫を引受先として総額400億円の増資を実施し、出資金額は1,600億円となっております。

出資会員

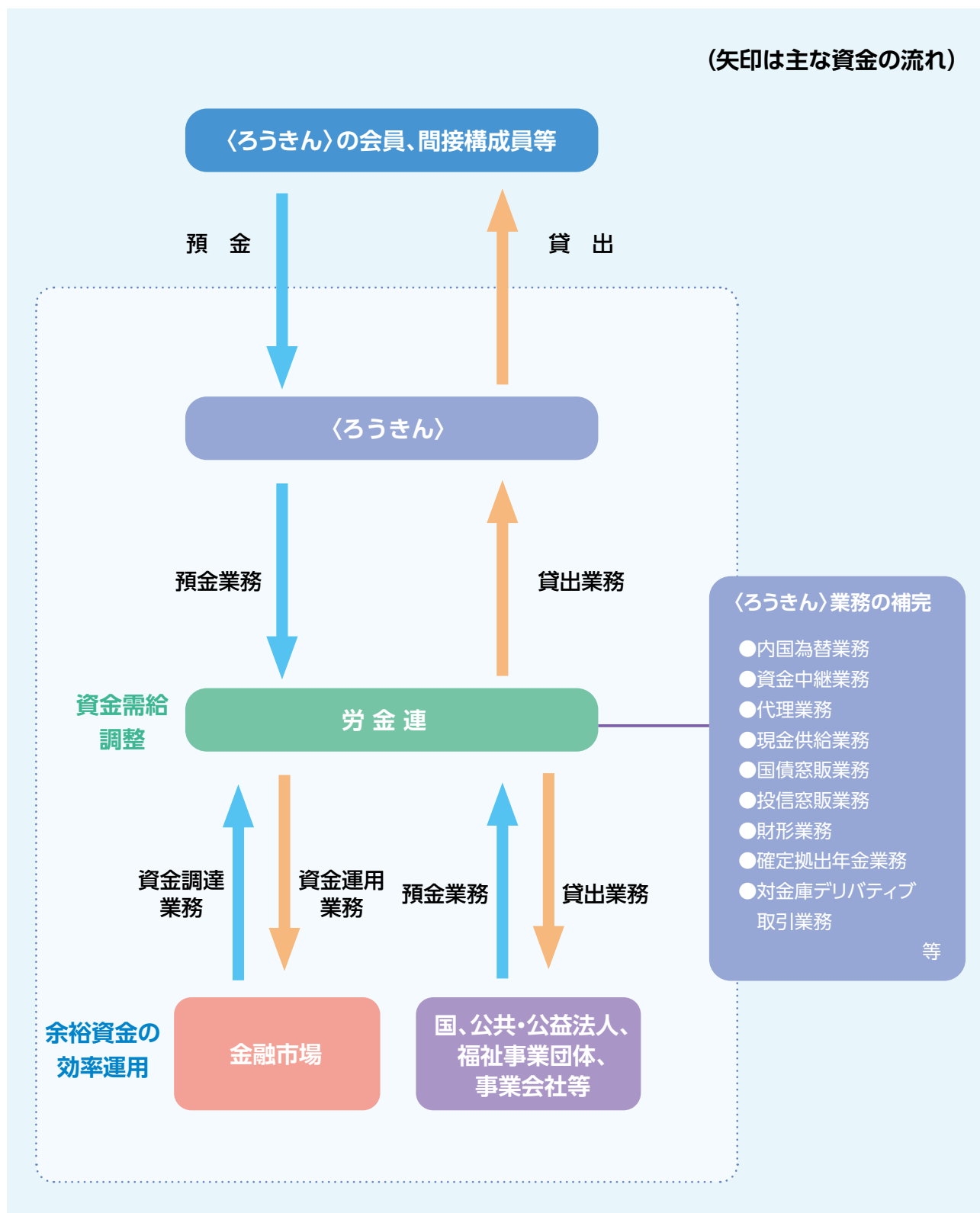
（単位：千円、％）

会 員 名	2025年3月31日（2024年度末）		2025年6月30日現在	
	出 資 金 額	出資金総額に対する割合	出 資 金 額	出資金総額に対する割合
北海道 労働金庫	6,300,000	5.2	8,300,000	5.1
東北 労働金庫	10,600,000	8.8	17,100,000	10.6
中央 労働金庫	30,000,000	25.0	40,000,000	25.0
新潟県 労働金庫	5,600,000	4.6	6,800,000	4.2
長野県 労働金庫	3,900,000	3.2	5,800,000	3.6
静岡県 労働金庫	7,300,000	6.0	9,500,000	5.9
北 陸 労働金庫	5,900,000	4.9	6,200,000	3.8
東 海 労働金庫	8,400,000	7.0	15,800,000	9.8
近 畿 労働金庫	14,700,000	12.2	17,900,000	11.1
中 国 労働金庫	7,700,000	6.4	9,800,000	6.1
四 国 労働金庫	4,400,000	3.6	4,900,000	3.0
九 州 労働金庫	13,400,000	11.1	15,600,000	9.7
沖縄県 労働金庫	1,800,000	1.5	2,300,000	1.4

主要な業務の内容

労金連は、〈ろうきん〉の中央金融機関として、〈ろうきん〉との間で預金業務、貸出業務、内国為替などの〈ろうきん〉業務を補完する各種金融業務を行っています。そのほか、福祉事業団体、勤労者の団体、事業会社などとの法人取引を行っています。また、金融市場においては、機関投資家として資金の調達や運用を行っています。

(矢印は主な資金の流れ)



● 資金調達業務

労金連の資金調達の残高(2025年3月31日現在)は、7兆7,077億円となっており、そのうち78.9%が預金です。

労金連が金融機能を十分に発揮していくためには、安定的な資金調達が不可欠です。このため、預金の受入れ以外にも、日銀金融調節や市場から資金調達を行うなど、多様な調達手段による流動性資金の適正な確保に努めています。

預金業務

労金連の預金の大部分は、会員である〈ろうきん〉から受け入れています。

このほか、労金連では、公共法人や公益法人など、〈ろうきん〉以外のお客さまからも預金をお預かりしています。

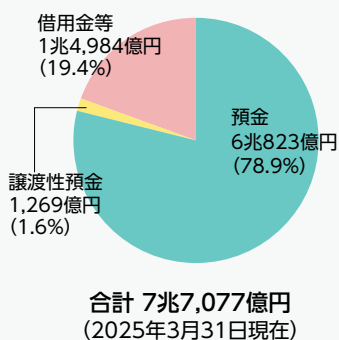
労金連の預金の種類は、当座預金、普通預金、普通預金無利息型(決済用預金)、通知預金、定期預金など一般の金融機関とほぼ同じですが、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉を対象とした独自の預金制度を設けています。

労金連は、これら〈ろうきん〉を対象とした預金により安定的な資金調達を行い、〈ろうきん〉間の資金需給調整機能を発揮するとともに、〈ろうきん〉の余裕資金の効率運用に資しています。

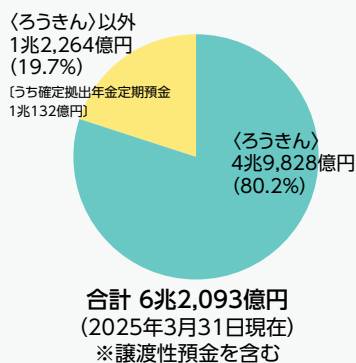
また、業態セーフティネットや大規模災害特別貸付の財源を確保するための預金の仕組みを作り、〈ろうきん〉業態の信用維持につとめています。

2025年3月31日現在の預金の残高(譲渡性預金を含む)は、6兆2,093億円となっています。

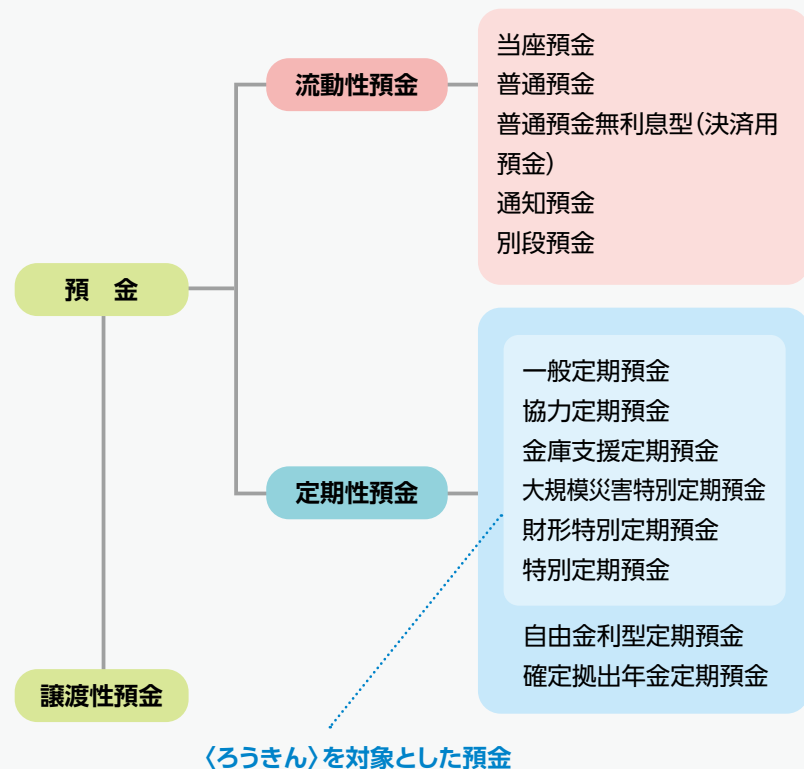
資金調達の構成



預金の構成



労金連の預金制度



● 資金運用業務

労金連には、〈ろうきん〉の余裕資金を効率的に運用し、安定的に収益を還元するという中央金融機関としての重要な役割があります。この役割を果たすため、労金連は、さまざまな運用手段を用いて資金の効率的な運用に努めています。

労金連の資金運用は金融市場運用の割合が高く、なかでもその中心的位置を占めているのが有価証券運用です。

総資産8兆316億円(2025年3月31日現在)のうち、59.7%が有価証券等による運用資産です。

貸出業務

会員である〈ろうきん〉への貸出は、〈ろうきん〉間の資金需給の調整、〈ろうきん〉業態の信用維持、災害時の被災者への支援などを主な目的としています。

また、労金連は、会員である〈ろうきん〉のほか、国や公共法人・公益法人、一部の株式会社などにも貸出を行っています。

2025年3月31日現在の貸出金の残高は、9,925億円となっています。

市場運用業務

労金連は、全国の〈ろうきん〉の余裕資金の効率運用と〈ろうきん〉間の資金需給の調整を主な目的として、国内を中心とする金融市場で資金運用を行っています。

(有価証券運用)

有価証券運用は、中長期的な視野に立ち、期間収益の確保と自己資本の健全な成長を目的として、債券を中心としたポートフォリオを構築しています。

運用にあたっては、マクロ経済環境や市場動向の分析を行うとともに、債券の金利を主な収益源泉と位置付け、国債・地方債をはじめとする公共債のほか、内部規程に基づく投資適格債に投資を行っています。

このほか、金利上昇リスク対応としての変動債や、分散投資の観点から外貨建債や株式・投資信託、オルタナティブ

ファンド等にも幅広く投資を行っています。

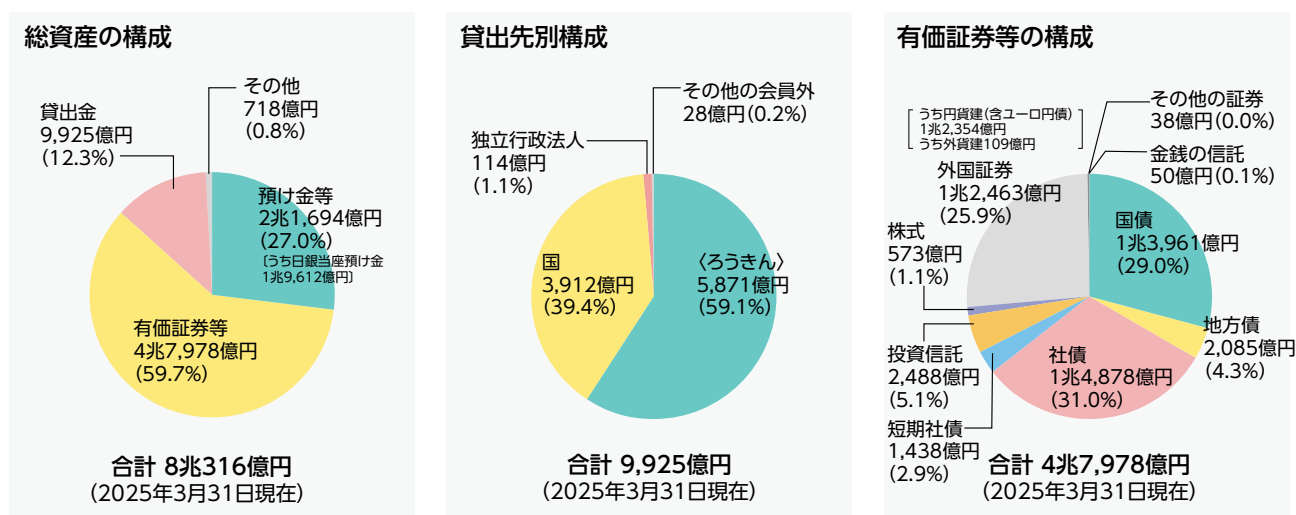
また、リスク管理は、デュレーションの管理や投資対象別限度額の設定とともに、金利リスク・信用リスク・流動性リスク等の状況をモニタリングすることにより、過度のリスクを取ることをないよう努めています。

2025年3月31日現在の有価証券(短期社債を除く)および金銭の信託の残高は、4兆6,540億円となっています。

(短期金融市場業務)

労金連は、信用リスク・流動性リスクに留意しながら、支払準備資産である短期資金の運用を行っています。

2025年3月31日現在の短期運用資産残高(国への入札貸付等、短期運用見合いの貸付3,925億円を含む)は、2兆6,961億円となっています。



● 〈ろうきん〉業務の補完

内国為替業務等

〈ろうきん〉は、国内の民間金融機関との間で内国為替取引やATM提携サービスをはじめとした、各種情報ネットワークサービスを提供しています。

労金連は、〈ろうきん〉業態を代表して、労働金庫内国為替制度の運営や為替貸借の決済を行うとともに、業態統一の窓口として各種情報ネットワークサービスとの資金決済を担っています。

(内国為替業務)

〈ろうきん〉の内国為替は、労働金庫内国為替制度に基づき取り扱っており、アール・ワンシステムによりオンライン処理されています。

労金連は、労働金庫内国為替制度を運営するとともに、〈ろうきん〉相互間の為替貸借の決済を行っています。

また、〈ろうきん〉は、アール・ワンシステムと全国銀行データ通信システム(全銀システム)との接続により他の全銀システム加盟金融機関ともオンラインで結ばれ、〈ろうきん〉以外の金融機関との為替取引が行えるようになっています。

内国為替取扱実績

(単位: 件)

項 目	区 分	2023年度		2024年度	
		労金連	〈ろうきん〉合計	労金連	〈ろうきん〉合計
送金・振込	各地へ向けた分	1,528,517	8,797,556	1,414,012	9,469,132
	各地より受けた分	82,008	31,632,978	80,289	32,973,857
代金取立	各地へ向けた分	—	11	—	10
	各地より受けた分	—	30	—	36
合 計	各地へ向けた分	1,528,517	8,797,567	1,414,012	9,469,142
	各地より受けた分	82,008	31,633,008	80,289	32,973,893

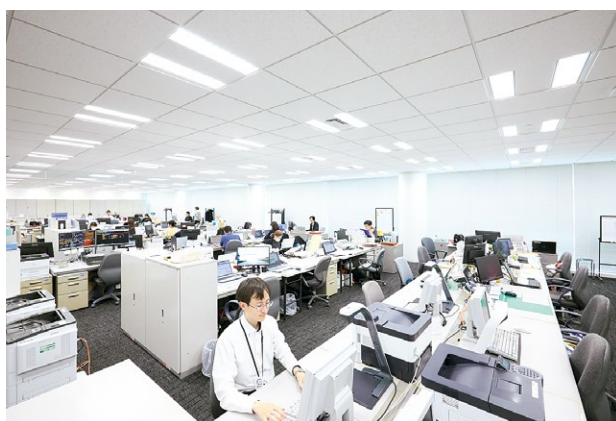
(その他の各種サービス)

〈ろうきん〉は、全国の〈ろうきん〉のネットワークと各種提携先を接続して、さまざまな情報ネットワークサービスを提供しています。

労金連は、業態統一の窓口として各種情報ネットワークサービスとの資金決済を行っています。

- ATM提携サービス(全国〈ろうきん〉間、全国〈ろうきん〉とMICS(入金ネット・他行カード振込を含む)、イオン銀行、ゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イーネット、ビューカード)
- デビットカードサービス・Bank Payサービス(こたら送金サービスを含む)※
- マルチペイメントネットワーク(ペイジー収納サービス・ペイジー口座振替受付サービス)
- ネット口座振替受付サービス
- CDキャッシング

※「Bank Pay」は日本電子決済推進機構が運用する「J-Debit」の仕組みを活用した決済サービスです。



資金中継業務

労金連では、全国の〈ろうきん〉が口座振替により収納した国税収納金、国民年金保険料や公共料金、クレジットカード利用代金などの資金を取りまとめ、一括して日本銀行や民間企業との決済を行っています。

また、労金連では、国の年金やその他の国庫金の振込、民間給与振込など、全国の〈ろうきん〉に開設されているお客さまの口座への振込業務も受託しています。

代理業務

労金連は、日本銀行歳入代理店業務のほか次の機関の業務の代理を行っています。

- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 株式会社日本政策金融公庫
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 一般社団法人日本労働者信用基金協会
- 預金保険機構

現金供給業務

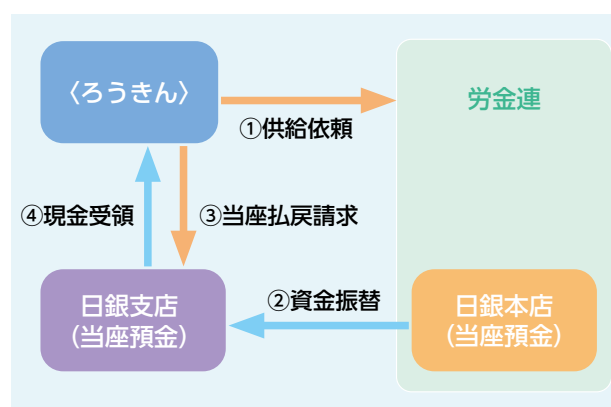
労金連は、全国の〈ろうきん〉が日々必要とする業務用現金を安定的かつ確実に調達できるよう、〈ろうきん〉業態で唯一認められている日本銀行本支店との当座取引を通じて現金の供給を行っています。

また、余剰となった現金は日本銀行の当座預金口座へ入金しています。

2024年度取扱実績

日本銀行からの現金払戻	567件	9,272億円
日本銀行への現金入金	151件	366億円

労金連の現金供給業務の流れ

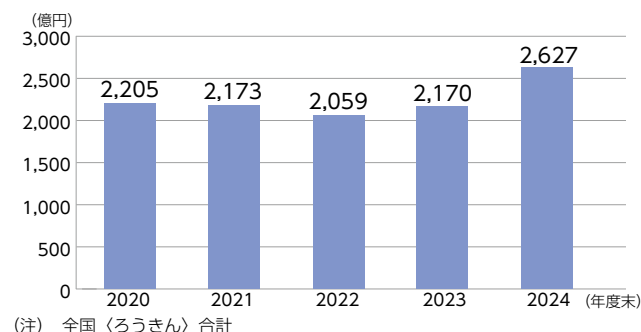


国債窓販業務

〈ろうきん〉では、お客さまの資金運用ニーズに幅広くお応えするため、個人向け国債(3年、5年、10年)の窓口販売業務を行っています。

労金連は、〈ろうきん〉が行う国債窓口販売に係る取りまとめ機能を担うことにより、〈ろうきん〉の国債窓口販売業務をサポートしています。

国債窓販残高の推移



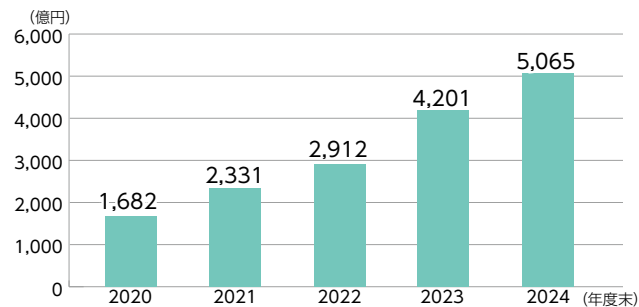
投信窓販業務

〈ろうきん〉は、登録金融機関として投資信託の販売を行っています。

労金連は、全国の〈ろうきん〉の委託を受け、投信委託会社、信託銀行との間で指定販売会社としての取りまとめ機能を担っています。

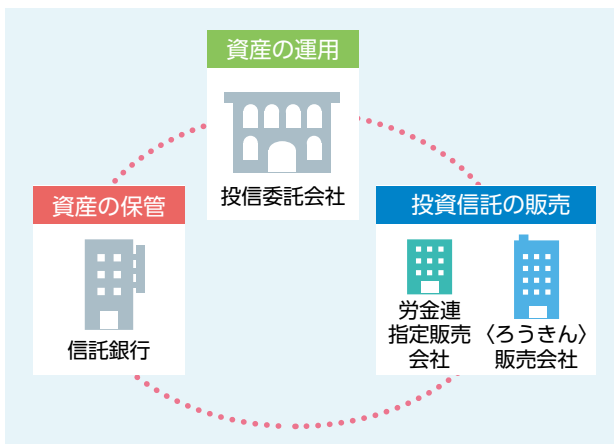
また、投資信託の商品の選定を行い、投資対象資産や投資対象地域の分類等による幅広い品揃えを提供するなど、各〈ろうきん〉における資産運用サービスのサポートに取り組んでいます。

投信窓販純資産残高の推移



(注) 1. 全国〈ろうきん〉合計
2. 純資産残高は「各年度3月31日時点の基準価額×残高口数」にて算出
3. 純資産残高には確定拠出年金 (DC) 向け商品を含む

労金連投信窓販業務の仕組み



財形業務

労金連は、全国規模の企業・団体における財形貯蓄の事務手続き(各種書類の授受や積立金の振込など)が円滑に行われるよう、全国〈ろうきん〉の窓口としての役割を担っており、ろうきん財形契約件数約217万件のうち、36万件が労金連を通じて取引されています。(2025年3月31日現在)

また、財形貯蓄のトップバンクとして“便利で使いやすい財形貯蓄”をめざし、インターネットでの残高照会や一般財形の払戻等のサービス向上、さらに財形制度の改善にも積極的に取り組んでいます。

確定拠出年金業務

(企業型確定拠出年金)

労金連は、全国の〈ろうきん〉を代表して、企業型確定拠出年金の商品提供機関の役割を担っており、元本確保型商品である「ろうきん確定拠出年金定期預金(期間5年)」・「ろうきん確定拠出年金定期預金(期間1年)」を提供しています。

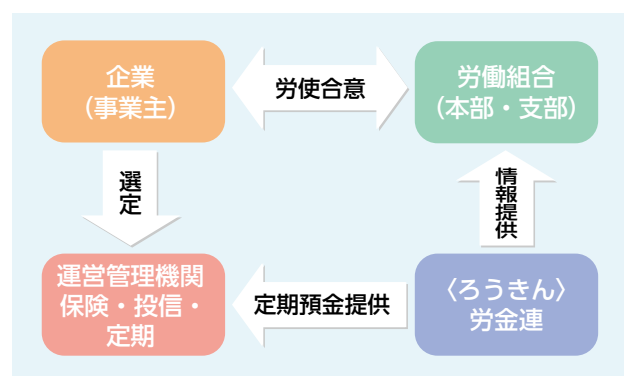
また、労金連が企業型確定拠出年金の運営管理機関となる総合型確定拠出年金「ろうきんDCプラン」を取り扱っています。

(個人型確定拠出年金《iDeCo》)

全国の〈ろうきん〉では、個人型確定拠出年金商品「ろうきんiDeCo(個人型年金プラン)」を取り扱っており、お客さまの利便性向上のため、加入・移換手続きのWEB申込みも受け付けています。

iDeCoは、税制上の優遇措置を活用した、より豊かな老後生活を送るための資産形成方法のひとつとしてお客さまにご提案しており、労金連は、iDeCoスペシャルサイトや専用コールセンターの運営、各種推進ツールの作成など全国の〈ろうきん〉の推進活動・事務の支援を行っているほか、全国の〈ろうきん〉を代表して、確定拠出年金普及・推進協議会に参加し、iDeCoの制度普及に取り組んでいます。

企業型確定拠出年金の仕組み



対金庫デリバティブ取引業務

労金連は、全国の〈ろうきん〉に対し、リスクヘッジ機能を提供することを目的に、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っています。

〈ろうきん〉業務の支援

上記以外にも、労金連は、事務の統一化・標準化、業態統一規程の管理や業態事務集中化の対応など〈ろうきん〉の業務および事務の支援を行っています。

その他

労金連では、商品有価証券売買業務、社債受託および登録業務、ならびに信託業務は行っていません。

総合事務センター

総合事務センターは、1989年12月にろうきんバンキングシステムの共同センターとして設立され、全国〈ろうきん〉の金融業務、内国為替取引のほか、ATM提携など対外機関との決済に係るオンラインシステムの運用を担っています。

〈ろうきん〉統一オンラインシステム（ユニティシステム）は、1990年以降、各地域の〈ろうきん〉のシステムを順次統合し、2003年5月の勘定系リニューアル等を経て、2007年1月に〈ろうきん〉業態のオンラインシステムの全国一本化が完了しました。

また、2014年1月5日からは、業態競争力の飛躍的強化やITコストの削減をねらいとした新たなオンラインシステム「アール・ワンシステム」が稼働しています。

〈ろうきん〉では、お客さまが来店することなくお取引ができるチャネルとして、他金融機関やコンビニATMとの提携サービス、パソコンやスマートフォンによる「ろうきんダイレ

クト」、「ろうきんアプリ」などのサービスを提供しています。

また、キャッシュレス決済を活用してお客さまの日常生活をサポートするため、スマホ決済サービス「PayPay」「J-Coin Pay」「Bank Pay」への〈ろうきん〉口座からの電子マネーチャージにも対応しています。

2024年12月18日からは新たに「Bank Pay」アプリを利用した「ことら送金」サービスを導入し、手数料無料で1回あたり10万円までの個人間送金を可能としています。

総合事務センターでは、お客さまに安心してご利用いただくため、「アール・ワンシステム」の安定稼働に努めるとともに、制度・政策課題への取組み、「ろうきんアプリ」の機能拡充や営業店におけるタブレット端末の活用などの金融デジタルイノベーションに対応した取組みおよびサイバーセキュリティ強化の取組みなどを実施していきます。

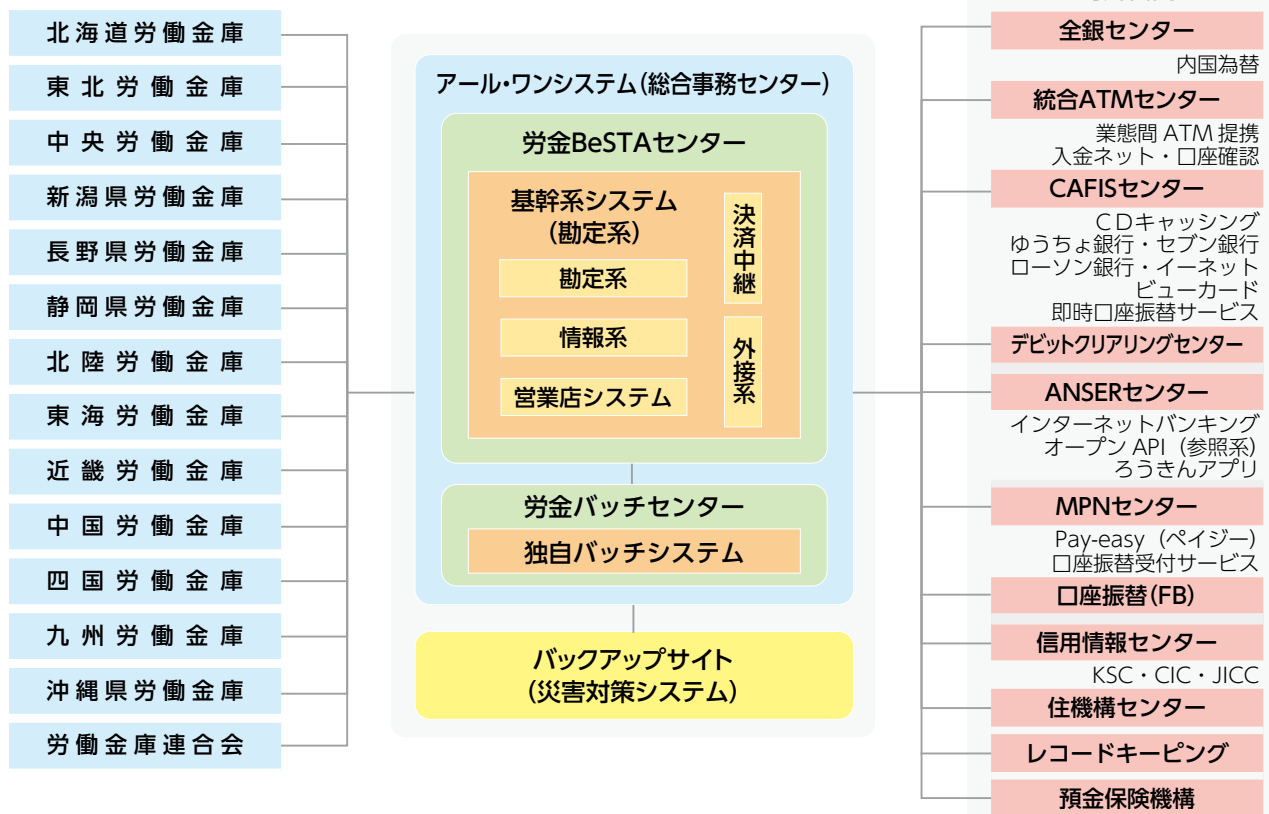
*主なATM提携先

- MICS加盟の金融機関
- 「入金ネット」マークのある金融機関
- イオン銀行（主な設置先：イオン・マックスバリュ・ミニストップなど）
- ゆうちょ銀行
- セブン銀行（同：セブン-イレブン・イトーヨーカドーなど）
- ローソン銀行（同：ローソン）
- イーネット（同：ファミリーマート他）
- ビューカード（同：「VIEW ALTE」JR東日本の駅構内）

*主なアプリ等提携先

- 家計簿アプリ（マネーツリー、マネーフォワードなど）
- スマホ決済サービス（PayPay、J-Coin Pay、Bank Pay）

アール・ワンシステム全体構成



単体財務諸表

貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	2023年度末	2024年度末
現 金	—	—
預け金	2,423,623	1,990,407
買入手形	—	—
コールローン	139,000	179,000
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	4,986	5,000
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	4,701,936	4,792,891
国 債	1,229,495	1,396,128
地方債	282,044	208,561
短期社債	221,964	143,868
社 債	1,511,905	1,487,892
貸付信託	—	—
投資信託	249,366	248,844
株 式	62,016	57,377
外国証券	1,141,051	1,246,356
その他の証券	4,091	3,862
貸出金	1,331,398	992,555
割引手形	—	—
手形貸付	509,100	555,600
証書貸付	820,471	403,931
当座貸越	1,827	33,024
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	233,787	30,375
未決済為替貸	—	7
前払費用	18,595	16,464
未収収益	7,577	10,083
未収還付法人税等	1,087	494
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	25	48
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	206,501	3,277
有形固定資産	14,851	15,399
建 物	6,020	5,613
土 地	6,519	6,454
リース資産	2	1
建設仮勘定	174	1,405
その他の有形固定資産	2,135	1,924
無形固定資産	6,069	6,267
ソフトウェア	6,001	6,229
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	67	38
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	—	19,808
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	—	—
貸倒引当金	△ 18	△ 16
(うち個別貸倒引当金)	(—)	(—)
資産の部 合計	8,855,634	8,031,688

貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科 目 (負債の部)	2023年度末	2024年度末
預 金	6,697,560	6,082,325
当座預金	—	—
普通預金	603,304	509,016
貯蓄預金	—	—
通知預金	—	—
別段預金	135	194
定期預金	6,094,120	5,573,114
その他の預金	—	—
譲渡性預金	232,876	126,976
借入金	453,700	502,200
借入金	453,700	502,200
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	1,085,335	996,228
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	32,449	55,019
未決済為替借	—	1,236
未払費用	23,805	27,541
未払法人税等	703	650
前受収益	315	181
払戻未済金	—	—
払戻未済持分	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等受入担保金	71	71
リース債務	2	1
資産除去債務	138	—
その他の負債	7,413	25,337
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	202	192
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	1,649	1,265
役員退職慰労引当金	61	63
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	10,584	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	—	—
負債の部 合計	8,514,419	7,764,272
(純資産の部)		
出資金	120,000	120,000
普通出資金	120,000	120,000
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	190,680	194,924
利益準備金	52,200	54,900
その他利益剰余金	138,480	140,024
特別積立金	112,020	112,000
(特別積立金)	(2,000)	(2,000)
(金利変動等準備積立金)	(35,000)	(35,000)
(配当準備積立金)	(15,000)	(15,000)
(経営基盤強化積立金)	(30,000)	(30,000)
(相互支援基金積立金)	(30,000)	(30,000)
(60周年記念活動積立金)	(20)	(—)
当期末処分剰余金	26,460	28,024
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	310,680	314,924
その他有価証券評価差額金	30,534	△ 47,507
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	30,534	△ 47,507
純資産の部 合計	341,215	267,416
負債及び純資産の部 合計	8,855,634	8,031,688

(注) あわせて貸借対照表注記（62 ページ～）をご覧ください。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	65,818	71,005
資金運用収益	44,186	49,489
貸出金利息	264	889
預け金利息	1,550	5,496
買入手形利息	—	—
コールローン利息	23	432
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	42,252	42,671
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	94	0
役務取引等収益	18,694	19,703
受入為替手数料	3	2
その他の役務収益	18,691	19,700
その他業務収益	37	48
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	6	1
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	24
その他の業務収益	30	22
その他経常収益	2,901	1,763
貸倒引当金戻入益	—	2
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	2,901	1,747
金銭の信託運用益	—	14
その他の経常収益	—	—
経常費用	55,379	59,647
資金調達費用	17,370	22,240
預金利息	17,073	20,253
譲渡性預金利息	180	144
借入金利息	0	62
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	0
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	116	1,780
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	956	855
支払為替手数料	2	2
その他の役務費用	953	852
その他業務費用	12,617	11,558
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	11,506	7,283
国債等債券償還損	1,096	4,259
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	2	—
その他の業務費用	13	15
経 費	23,916	24,421
人件費	3,702	3,344
物件費	19,868	20,757
税 金	345	319
その他経常費用	518	570
貸倒引当金繰入額	13	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	17	6
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	13	—
その他資産償却	456	514
退職手当金	0	1
その他の経常費用	17	48
経常利益	10,439	11,357

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
特別利益	－	45
固定資産処分益	－	45
負ののれん発生益	－	－
金融商品取引責任準備金取崩額	－	－
その他の特別利益	－	－
特別損失	26	233
固定資産処分損	26	233
減損損失	－	－
金融商品取引責任準備金繰入額	－	－
その他の特別損失	－	－
税引前当期純利益	10,412	11,169
法人税、住民税及び事業税	1,949	1,802
法人税等調整額	△ 34	123
法人税等合計	1,915	1,925
当期純利益	8,496	9,243
繰越金（当期首残高）	17,946	18,760
60周年記念活動積立金取崩額	17	20
当期末処分剰余金	26,460	28,024

(注) あわせて損益計算書注記（66 ページ）をご覧ください。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度 (総会承認日2024年6月28日)	2024年度 (総会承認日2025年6月30日)
当期末処分剰余金	26,460,244	28,024,043
積立金取崩額	－	－
剰余金処分額	7,700,000	8,760,000
利益準備金	2,700,000	2,900,000
普通出資に対する配当金	1,800,000	1,800,000
優先出資に対する配当金	－	－
記念配当金	－	360,000
事業の利用分量に対する配当金	3,200,000	3,700,000
特別積立金	－	－
繰越金(当期末残高)	18,760,244	19,264,043

会計監査人による監査

令和6年度における計算書類(貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書)については、労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

代表者の確認

令和6年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」といいます。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年7月1日

労働金庫連合会

理事長 西 田 安 範

貸借対照表注記

労金連は以下「本会」といいます。

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 一部の外貨建債券(その他有価証券)に係る為替変動リスクの相殺を目的に、ヘッジ対象を契約単位で識別する個別ヘッジを実施しております。
- ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一にする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。
- これは、本会の「2024年度リスク管理方針」に基づいて個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の償還時における為替変動リスクをヘッジすることを目的とするものであります。
- なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
6. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、本会の定める決算経理規程に基づきそれぞれ次のとおり償却しております。
- | | |
|------------|---|
| 建物(本館) | 定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は15年～18年であります。 |
| 建物(事務センター) | 定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は6年～60年であります。 |
| その他 | 定額法(利用可能期間による耐用年数を使用)を採用しております。
また、主な耐用年数は4年～20年であります。 |
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、本会内における利用可能期間に基づいて償却を行っております。主要な償却年数は5年であります。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
8. 外貨建資産・負債は決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、本会の定める資産査定基準及び決算経理規程に則り、次のとおり計上しております。
- 正常先債権及び要注意先債権に相当する債権(以下「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権をいう)については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づいた引当額を引当てることとしております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
- すべての債権は本会の定める資産査定基準に則り本会各部が第一次査定を、統合リスク管理部が第二次査定を実施し、当該部から独立した監査部が査定監査を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 本会の引当基準は、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

ます。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

- (1) 過去勤務費用
- その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により算出した額を損益処理
- (2) 数理計算上の差異
- 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
- また、嘱託職員の退職金の支払に備えるため、嘱託職員就業規則に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 収益の計上方法は、本会の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
17. 子会社等の株式総額 538百万円
18. 子会社等に対する金銭債権総額 1,512百万円
19. 子会社等に対する金銭債務総額 528百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 13,536百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額はあります。
22. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権はありません。
- なお、債権は、貸借対照表の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
23. 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
24. 債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
25. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額はあります。
26. ローン・パーティシペーションについては、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づき、原債務者に対する貸出金として会計処理していますが、決算日における残高はありません。
27. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 1,553,786百万円 |
| 貸出金 | 391,200百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 502,200百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 996,228百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券291,400百万円

を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は238百万円であります。

29. 出資1口当たりの純資産額 222,847円38銭

30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本会は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、主として有価証券です。主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、貸出金は主に日本国政府及び全国にある13の労働金庫向けであります。

一方、金融負債はそのほとんどが全国にある13の労働金庫からの預金であり、すべて固定金利の預金です。金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、為替予約取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

本会は、取引先の信用状態の調査を基に与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する与信管理と、信用リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する信用VaRによりモニタリングすることなどで、信用リスクを管理しております。

与信管理は、信用リスクに関する管理諸規程に従い各部が管理しており、与信管理の状況を統合リスク管理部がチェックし、算出した信用VaRと合わせて経営管理委員会及び常務会に報告を行っております。

また、事業年度ごとにリスク資本を信用リスクに配賦しており、月次で信用VaRとの対比を行うことで、信用リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

本会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等を定めており、理事会において決定したリスク管理方針に基づき、経営管理委員会及び常務会においてリスク管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、総合企画部のALM報告と合わせて月次で経営管理委員会及び常務会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

本会は、価格変動リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する市場VaRによりモニタリングすることなどで、市場リスクを管理しております。また、市場環境や財務状況などのモニタリングを行い、これらの情報を統合リスク管理部が経営管理委員会及び常務会に報告しております。

なお、事業年度ごとにリスク資本を市場リスクに配賦しており、算出した市場VaRとの対比を行うことで、市場リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。

(iii)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価及び事務管理に関する部門を分離し内部率制を確立するとともに、デリバティブ取引実施基準に基づき実施しております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

本会では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaR等により計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

本会のVaRは分散共分散法(保有期間:満期保有目的の債券及び一部の定期預金120営業日、その他の資産及び負債60営業日、信頼区間:99%、観測期間:1,250営業日)により算出しており、令和7年3月31日現在で本会の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で

59,590百万円であります。

なお、本会では、モデルが算出するVaRと仮想損益(ポジションを固定した場合に発生したと想定される評価損益)を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、令和4年8月より、仮想損益額がVaRを超過する頻度が、モデルが想定している回数を超過したことから、市場変動率の高まりを反映させ、VaRに一定の掛け目を乗じた値に補正しております。

③流動性リスクの管理

本会は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

31. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金は記載を省略しており、預け金、コールローン、コールマネー、債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	5,000	5,000	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,080,683	1,064,944	△ 15,738
その他有価証券	3,707,790	3,707,790	-
(3) 貸出金	992,555		
貸倒引当金(*1)	△ 16		
	992,539	988,588	△ 3,951
金融資産計	5,786,012	5,766,322	△ 19,690
(1) 預金	6,082,325	6,114,523	32,198
(2) 譲渡性預金	126,976	126,976	-
(3) 借入金	502,200	502,200	-
金融負債計	6,711,501	6,743,699	32,198
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	48	48	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	48	48	-

(注) 時価には、既に損益認識し貸借対照表に計上されている下記の未収利息及び未払利息に相当する金額が含まれています。

(未収利息) 貸出金 432百万円

(未払利息) 預金 5,559百万円

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の令和7年3月31日における貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	555
投資事業有限責任組合出資金(*2)	3,862
合 計	4,418

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項の取扱いを適用しており、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)							
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
有価証券							
満期保有目的の債券	236,958	390,506	351,078	45,382	47,670	9,856	—
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2,919	8,266	20,654	5,382	42,670	3,047	—
短期社債	144,000	—	—	—	—	—	—
社債	60,949	215,440	264,924	40,000	—	6,809	—
外国証券	29,090	166,800	65,500	—	5,000	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券のうち 満期があるもの	199,153	912,338	751,207	398,430	561,365	687,185	—
国債	—	319,000	188,000	180,000	425,100	303,300	—
地方債	36,041	13,883	17,479	11,293	20,699	33,779	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—
社債	77,024	134,630	149,830	98,790	58,975	349,052	—
外国証券	85,298	400,088	374,900	86,800	50,190	—	—
その他	788	44,736	20,998	21,546	6,400	1,052	—
貸出金	503,742	451,612	1,301	15	8	35,875	—
合 計	939,854	1,754,457	1,103,587	443,827	609,044	732,917	—

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)							
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
預金	2,043,082	2,018,321	1,511,710	—	—	—	509,210
譲渡性預金	126,976	—	—	—	—	—	—
借入金	50,600	451,600	—	—	—	—	—
合 計	2,220,659	2,469,921	1,511,710	—	—	—	509,210

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
以下の表には、貸借対照表の有価証券のほか、「預け金」の中の譲渡性
預け金が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	1,992	1,994	1
	短期社債	—	—	—
	社債	23,662	23,698	35
	外国証券 その他	—	—	—
	小計	25,655	25,692	37
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	81,087	77,956	△ 3,131
	短期社債	143,868	143,868	—
	社債	563,707	554,226	△ 9,481
	外国証券 その他	266,363	263,200	△ 3,163
	小計	1,055,028	1,039,251	△ 15,776
合 計		1,080,683	1,064,944	△ 15,738

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(2) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株式	56,287	25,016	31,271
	債券	400,954	396,326	4,627
	国債	290,387	287,126	3,261
	地方債	12,657	12,649	8
	短期社債	—	—	—
	社債	46,881	46,717	164
	外国証券	51,027	49,834	1,193
	その他	167,080	117,984	49,096
	小計	624,322	539,327	84,994
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	534	612	△ 77
	債券	3,001,169	3,144,133	△ 142,963
	国債	1,105,740	1,182,898	△ 77,158
	地方債	112,823	121,430	△ 8,607
	短期社債	—	—	—
	社債	853,640	893,715	△ 40,075
	外国証券	928,964	946,088	△ 17,123
	その他	100,764	109,220	△ 8,456
	小計	3,102,468	3,253,965	△ 151,497
合 計		3,726,790	3,793,293	△ 66,502

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とする
とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)して
おります。なお、当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための合理的な基準については、時価の
下落率のほか、対象発行体の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定して
おります。また、市場価格のない株式等については発行体における財政状態の悪化
等の要件を勘案し、減損処理の要否を検討しております。

33. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりで
あります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び
重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)
相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能
なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合に
は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定にお
ける優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
金銭の信託	—	5,000	—	5,000
有価証券				
その他有価証券	1,471,171	1,705,232	531,386	3,707,790
国債	1,396,128	—	—	1,396,128
地方債	—	125,480	—	125,480
社債	—	900,522	—	900,522
株式	56,822	—	—	56,822
外国証券	2,932	445,673	531,386	979,992
投資信託	15,287	233,557	—	248,844
資産計	1,471,171	1,710,232	531,386	3,712,790
デリバティブ取引 (*1)				
金利関連	—	48	—	48
通貨関連	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	48	—	48

(*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で
正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
有価証券				
満期保有目的の債券	-	1,013,107	51,837	1,064,944
地方債	-	79,950	-	79,950
短期社債	-	143,868	-	143,868
社債	-	556,267	21,657	577,924
外国証券	-	233,020	30,180	263,200
貸出金	-	-	988,588	988,588
資産計	-	1,013,107	1,040,425	2,053,532
預金	-	6,114,523	-	6,114,523
譲渡性預金	-	126,976	-	126,976
借入金	-	502,200	-	502,200
負債計	-	6,743,699	-	6,743,699

(注1) 時価算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格がない投資信託について、重要な解約制限等がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、主にブローカー等の第三者から入手した評価価格を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・パニア型の金利スワップ取引、為替予約等が含まれております。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、金利スワップ取引が含まれます。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を基準日において同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。

なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。算定された時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

該当はありません。

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	その他有価証券			デリバティブ取引	
	社債	外国証券	金利関連		
期首残高	428,873	-	428,873	-	-
当期の損益またはその他の包括利益	損益に計上(*1) 4 その他の包括利益に計上(*2) △ 9,269	-	4 △ 9,269	-	-
購入、売却、発行および決済	購入 176,977 売却 - 発行 - 決済 △ 65,200	-	176,977 - - △ 65,200	-	-
レベル3の時価への振替	-	-	-	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-	-	-	-
期末残高	531,386	-	531,386	-	-
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産および金融負債の評価損益	-	-	-	-	-

(*1) 損益計算書の「資金運用収益」及び「資金調達費用」並びに「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 本会は労働金庫法施行規則第113条に定める別紙様式に則り、包括利益計算書は作成していません。

(3)時価の評価プロセスの説明

本会は常務理事または常務執行役員が決裁した時価算定要領にて時価の算定に係る手続等を定めており、これに沿って営業部が時価を算定しております。算定された時価は、営業部にて検証を行うほか、統合リスク管理部においても時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証することにより、時価の算定の手続に関する適正性及び算定された時価の適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、他の第三者から入手した会計基準に従って算定されていると期待される価格と比較検討を行う等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当はありません。

34. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2,478	1,448	6
債券	151,231	1	7,187
国債	1,736	-	244
地方債	59,293	-	4,434
短期社債	-	-	-
社債	74,200	-	2,508
外国証券	16,001	1	-
その他	1,010	299	95
合 計	154,719	1,749	7,289

36. 当事業年度中に、保有目的区分を変更した有価証券はありません。

37. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1)運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	5,000	-

(2)満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。

(3)その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)の取扱いはありません。

38. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

39. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、175,975百万円であります。

このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が175,975百万円あります。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
固定資産減損額	665百万円
有形固定資産減価償却限度超過額	139百万円
退職給付引当金	358百万円
有価証券減損	59百万円
未払事業税	113百万円
賞与引当金繰入額	51百万円
ソフトウェア減価償却限度超過額	－百万円
役員退職慰労引当金	18百万円
社会保険料未払費用	15百万円
その他有価証券評価差額金	19,642百万円
繰延ヘッジ損益	－百万円
その他	177百万円
繰延税金資産小計	21,242百万円
評価性引当額	△786百万円
繰延税金資産合計	20,455百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	646百万円
繰延ヘッジ損益	－百万円
繰延税金負債合計	646百万円
繰延税金資産の純額	19,808百万円

41. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.67%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は506百万円増加(繰延税金負債は16百万円増加)し、その他有価証券評価差額金は476百万円増加し、法人税等調整額は13百万円減少しております。

42. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	468百万円
契約負債	153百万円

43. 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものではありません。

44. 追加情報
(退職金制度の変更)

本会は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更(退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等)を決定いたしました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用374百万円(退職給付債務の減少)が発生し、2024年度はこのうちの31百万円を費用処理しております。

損益計算書注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 13百万円
子会社等との取引による費用総額 193百万円
 - 出資一口当たり当期純利益金額 7,703円05銭
 - 子会社等との間の取引のうち重要なもの
該当する事項はありません。
 - 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、19,703百万円であります。
 - 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は下表のとおりであります。

(単位：百万円)

損益計算書計上額	
主要な財又はサービス	
金融業務全般に係る電算機処理手数料	18,566
集中型財形の事務処理に係る手数料	354
投信販売手数料の証券販売業務関係の受入手数料	391
保証制度に係る電算機処理手数料	98
口座振替業務に係る手数料	78
保険販売業務関係の受入手数料	52
その他	161
合 計	19,703

7. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
その他の役務取引	金融業務全般に係る電算機処理手数料	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。金融業務全般に係る電算機処理手数料については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
	集中型財形の事務処理に係る手数料	
	投信販売手数料の証券販売業務関係の受入手数料	
	保証制度に係る電算機処理手数料	
	口座振替業務に係る手数料	
	保険販売業務関係の受入手数料	

(注1) 役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、金融商品の利息配当金や売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)が適用されないため除いております。

なお、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

また、顧客との契約から生じる収益に該当する収益のうち、金額的重要性が乏しいものについても記載しておりません。

8. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報は下表のとおりであります。

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
契約資産(期首残高)	－
契約資産(期末残高)	－
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	433
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	468
契約負債(期首残高)	308
契約負債(期末残高)	153

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は308百万円であります。

契約負債の増減は、主として前受金受取り(契約負債の増加)と、収益認識(同、減少)により生じたものです。

なお、契約負債は、主として金融業務全般に係る電算機処理サービスの提供において、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。当該サービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、未充足の履行義務に配分した収益はありません。

純資産の内訳

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
純資産	341,215	267,416
出資金	120,000	120,000
普通出資金	120,000	120,000
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	190,680	194,924
利益準備金	52,200	54,900
その他利益剰余金	138,480	140,024
特別積立金	112,020	112,000
(特別積立金)	(2,000)	(2,000)
(金利変動等準備積立金)	(35,000)	(35,000)
(配当準備積立金)	(15,000)	(15,000)
(経営基盤強化積立金)	(30,000)	(30,000)
(相互支援基金積立金)	(30,000)	(30,000)
(60周年記念活動積立金)	(20)	(—)
当期末処分剰余金	26,460	28,024
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	310,680	314,924
その他有価証券評価差額金	30,534	△ 47,507
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	30,534	△ 47,507

出資配当等

(単位：千円、%)

項 目	2023年度 (総会承認日2024年6月28日)	2024年度 (総会承認日2025年6月30日)
普通出資配当	1,800,000	1,800,000
(配当率)	(年 1.5% の割合)	(年 1.5% の割合)
優先出資配当	—	—
(配当率)	(年－ % の割合)	(年－ % の割合)
記念配当	—	360,000
(配当率)	(年－ % の割合)	(年 0.3% の割合)
利用配当	3,200,000	3,700,000
配当負担率	18.89	20.91

(注)

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{普通出資配当} + \text{優先出資配当} + \text{記念配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

諸比率

主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
業務粗利益	31,982	34,600
業務粗利益率	0.34	0.42
業務純益	7,995	10,017
実質業務純益	8,009	10,017
コア業務純益	20,605	21,558
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	12,075	17,252
資金運用収支	26,824	27,262
役務取引等収支	17,738	18,847
その他業務収支	△ 12,580	△ 11,509
資金運用勘定平均残高	9,310,154	8,103,239
資金運用収益 (受取利息)	44,186	49,489
資金運用収益増減 (△) 額	2,815	5,303
資金運用利回り	0.47	0.61
資金調達勘定平均残高	9,222,187	7,940,449
資金調達費用 (支払利息)	17,370	22,240
資金調達費用増減 (△) 額	1,164	4,870
資金調達利回り	0.18	0.27
資金調達原価率	0.44 (0.25)	0.58 (0.35)
総資金利ざや	0.03 (0.22)	0.03 (0.26)
総資産経常利益率	0.10	0.13
総資産当期純利益率	0.08	0.11
総資産業務純益率	0.08	0.12
純資産経常利益率	3.10	4.34
純資産当期純利益率	2.52	3.53
純資産業務純益率	2.37	3.82
単体自己資本比率	15.10	15.83

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 「資金調達原価率」および「総資金利ざや」の () 内数値は、受託手数料として回収した総合事務センター経費等を控除して算出した実質ベースの数値です。

7. 利益率・純益率

$$\text{総資産 (純) 利益率 (又は純益率)} = \frac{\text{(純) 利益 (又は純益)}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産 (純) 利益率 (又は純益率)} = \frac{\text{(純) 利益 (又は純益)}}{\text{純資産 (外部流出額を除く) 期末残高}} \times 100$$

8. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)

なお、2024年度の金銭の信託運用見合費用は13百万円、2023年度は9百万円です。

9. 単体自己資本比率について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき算定しています。

なお、労金連は国内基準を採用しています。

預貸率

(単位：％)

項 目	2023年度	2024年度
預貸率（期末値）	19.21	15.98
預貸率（期中平均値）	20.28	13.78

預証率

(単位：％)

項 目	2023年度	2024年度
預証率（期末値）	67.84	77.18
預証率（期中平均値）	63.44	72.66

常勤役職員1人当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
預金残高（平均残高）	16,281	15,681
貸出金残高（平均残高）	3,302	2,161

- (注) 1. 役職員数は期中平均人員を使用しています。
2. 預金には譲渡性預金を含みます。

1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
預金残高（平均残高）	7,310,275	6,507,916
貸出金残高（平均残高）	1,482,999	896,861

- (注) 1. 店舗は1店舗です。
2. 預金には譲渡性預金を含みます。



自己資本の充実の状況(単体・連結)

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

労金連における自己資本比率告示(注1)第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」といいます。)に属する会社と連結財務諸表規則(注2)第5条に基づき連結の範囲(以下、「会計連結範囲」といいます。)に含まれる会社との相違点

相違点はありません。

(注1)労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)

(注2)連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)

連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

労金連の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は1社です。連結子会社の名称および主要な業務の内容は99ページをご覧ください。

自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

自己資本調達手段の概要

労金連における自己資本調達は、すべて「普通出資金」により行われています。また、労金連グループにおいては、「普通出資金」および「普通株式」により資本調達を行っています。

なお、労金連および労金連グループの自己資本調達手段の概要は、下記のとおりです。

単体(労金連)

普通出資	①発行主体：労働金庫連合会
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：120,000百万円

連結(労金連グループ)

普通出資	①発行主体：労働金庫連合会
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：120,000百万円
普通株式	①発行主体：株式会社労金カードサービス
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：－百万円

(注)子会社の普通株式は、コア資本に係る基礎項目には該当しませんが、参考として記載しています。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2024年度末の自己資本比率は労金連15.83%、労金連グループ15.85%と、国内基準の所要自己資本比率の下限である4%を大きく上回っています。自己資本比率告示における自己資本は、損失吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、労金連グループの自己資本は、質・量ともに充実していると評価しています。

また、安定的な経営体力の維持と業態セーフティネット機能保持の観点から、自己資本から一定の金額を未配賦資本として確保し、これを控除した金額をリスク資本として、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクに配賦しています。当該リスク資本配賦額は、各種のリスク量と比べて十分余裕のある状況であることを確認しています。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

労金連では、信用リスクを管理するため、与信業務の基本事項や手続を明示した「融資事務基本規程」等を定めています。

また、融資商品・制度以外の市場取引に係る信用リスクについても、限度額を定めているほか、全運用資産の名寄せを行い過度の与信集中が生じないように定期的にモニタリングを行い、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

信用リスクの評価については、資産査定部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより信用リスクの把握に努めているほか、格付推移行列等を用いて信用VaRによる計量化を行い、配賦されたリスク資本配賦額を超過することのないようモニタリングを行っています。

引当金の算定については、「資産査定基準」ならびに「決算経理規程」に基づき算定しています。

これらの信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。

なお、労金連グループにおける信用リスクについては、大宗を労金連が占めていますが、子会社においても、審査基準に則った与信審査を行うとともに延滞債権の回収率向上のため債権管理体制を強化しています。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しており、エクスポージャーの種類ごとに使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

該当ありません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針 および手続の概要

信用リスク削減手法とは、適格金融資産担保、相殺契約および保証等、信用リスクを軽減するための保全措置のことです。

労金連では、融資実行に際して、資金使途・返済原資・財務内容など、さまざまな角度から取扱い可否の判断をしており、保全措置については、補完的な位置づけとしています。

労金連が受け入れる適格金融資産担保として、預金、有価証券および不動産といった物的担保を取得する場合には、「団体与信事務取扱要領」等に基づき適正に評価・管理を行っています。

なお、物的担保を補完する目的で、個人または法人を連帯保証人とする契約を締結する場合は、「経営者保証に関する取組方針」に基づき対応いたします。

貸出金と預金の相殺については、手形貸付、証書貸付、当座貸越および債務保証取引が対象となり、「労働金庫取引約定書」および「金銭消費貸借契約証書」等の定めにより、労金連が担保に取得している預金に対して第三者からの差押等の理由により相殺適状となった場合に行っています。

派生商品取引およびレポ形式の取引については、原則として法的に有効な相対ネットリング契約を締結したうえで実行しています。

有価証券投資では、政府など相対的に信用力の高い機関から保証を取得しています。これらの投資については、政府保証債や地方公共団体および金融機関等による保証の取得があり、政府保証債の法的根拠については、各発行機関の設置法において明記されています。

なお、労金連においては、信用リスク削減手法の適用について、預金および国債等の適格金融資産担保や政府および地方公共団体等からの保証の取得を主としており、懸念されるマーケット・リスクの集中は生じていません。

労金連グループにおける信用リスクについては、大宗を労金連が占めています。

派生商品取引および長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関するリスク管理の方針 および手続の概要

労金連グループにおける派生商品取引については、労金連のみが行っています。労金連では、ポジションのヘッジを行うために金利スワップ取引等を利用しており、「与信限度額基準」で各取引を実施するときの与信限度枠を定めています。

また、引当金の算定については、「資産査定基準」ならびに「決算経理規程」に基づき算定しています。

万一、取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

リスク管理については、オンバランス取引を含めた他の与信関連業務と合算のうえ行っており、限度枠の遵守状況とあわせて定期的に経営管理委員会および常務会へ報告を行っています。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針およびリスク特性の概要

労金連グループにおける証券化取引については、労金連のみが行っています。労金連では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため証券化商品を購入しており、証券化取引における役割としては「投資家」に該当します。

証券化商品および再証券化商品については、有価証券投資および短期資金運用の一環として捉えており、裏付となる資産の状況、時価、および適格格付機関の格付等を勧告のうえ投資を行っています。

他の有価証券等と同等の手法により、リスクの評価・把握を実施し、定期的に経営管理委員会および常務会へ報告を行っています。

自己資本比率告示第224条第1項第1号から第4号までに 規定する体制の整備およびその運用状況の概要

労金連では、証券化商品および再証券化商品への投資にあたって、商品に内在するリスクを適正に認識するため、所定の様式を定めて購入時および期中の情報管理を行っています。また、期中管理する情報については、定期的に経営管理委員会および常務会へ報告を行っています。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針 該当ありません。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算 出に使用する方式の名称

労金連では、「外部格付準拠方式」および「標準的手法準拠方式」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化 取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類およ び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有し ているかどうかの別

該当ありません。

労金連(または労金連グループ)の子法人等(連結子法人等を除く。)および関連法人等のうち、労金連(または労金連グループ)が行った証券化取引(労金連(または労金連グループ)が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

証券化取引に関する会計方針

労金連の「決算経理規程」および企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号)等に基づき、適切に処理しています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの 判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しており、エクスポージャーの種類ごとに使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

内部評価方式に関する事項

該当ありません。

CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および対象取引の概要

労金連では、「簡便法」によりCVAリスク相当額を算出しており、主に金利変動リスク回避を目的としたデリバティブ取引が対象となります。

CVAリスクの特性およびCVAIに関するリスク管理態勢の概要

「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。労金連では、自己資本比率の算出時においてCVAリスクを算出し、その変化を確認しています。

なお、CVAリスクのヘッジは行っていません。

マーケット・リスクに関する事項

労金連および労金連グループは、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

労金連および労金連グループでは、事務リスク・システムリスク・法務リスク・レピュテーションリスク等をオペレーショナル・リスクの対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理体制および手続については、「統合的リスク管理規程」ならびに「オペレーショナル・リスク管理規程」で定めています。発生事象等については、経営管理委員会、システムリスク管理委員会等に報告を行い、対応策等を協議し、常務会で決議しています。

なお、子会社の発生事象についても報告を受け、リスクの把握に努めています。

労金連および労金連グループでは、「標準的計測手法」によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は自己資本比率告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、自己資本比率告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

労金連の保有する子会社株式については、保有有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「其他有価証券」で保有する株式については、「資金運用基本方針」等で購入枠等を設定しているほか、子会社株式を含めた株式保有額全体に対して限度額を設定しており、これら限度額の遵守状況や市場価格の把握を行い、定期的に経営管理委員会および常務会へ報告を行っています。

また、時価のない子会社株式については、「資産査定基準」に基づく査定により評価を行い、リスクの把握に努めています。

不動産投資法人への出資およびこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定につきましては、上場、非上場に関わらず、株式等と同様の判定をしています。

会計処理については、「決算経理規程」および企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号)等に基づき、適切に処理しています。

なお、労金連グループにおける株式等エクスポージャーについては、大宗を労金連が占めています。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

労金連は、主に有価証券および短期金融市場で資金を運用し、貸出等については国・政府向けを中心に行っています。また、資金調達には、預金による調達が大宗を占めます。これらの運用・調達から発生するリスクは、市場リスク(金利リスク、価格変動リスク、為替リスク)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクは、預金・貸出金・有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象としてリスク量を計測しています。

金利リスクを含む市場リスクについては、VaRによる計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行っています。市場リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。

また、VaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRB)についてΔEVE(金利ショックに対する経済価値の変動額)およびΔNII(金利ショックに対する金利収益の変動額)も計測しています。

金利リスクの削減策として、金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

リスク計測は、月次でVaRおよびIRRBを、日次でVaRを計測しています。

なお、労金連グループにおける金利リスクは、労金連が大宗を占めていることから連結と単体の金利リスク量は等しいとみなしています。

金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIならびに労金連がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、1.25年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年としております。

- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (4) 貸出金の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
考慮しておりません。
- (5) 複数通貨の集計方法およびその前提
 $\Delta E V E$ 、 $\Delta N I I$ ともに保守的に通貨ごとに算出した金利リスクが正となる通貨のみを対象としています。
- (6) スプレッドに関する前提
割引金利にはスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにはスプレッドを含めて算出しています。
- (7) 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ は、有価証券のデュレーション短期化を主因に減少しています。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
 $\Delta E V E$ の計測値は、自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案すれば、健全性に特段の問題はない水準と判断しています。
また、内部管理として、総資産・負債の5%程度を重要性の判断基準と定めています。

2. 労金連が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1) 金利ショックに関する説明

労金連では、VaRをリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提およびその意味(特に定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点)

VaRは、保有期間3ヵ月(一部の資産負債については6ヵ月)、信頼水準99%、観測期間5年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。



自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度末	2024年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	305,680	309,064
うち、出資金及び資本剰余金の額	120,000	120,000
うち、利益剰余金の額	190,680	194,924
うち、外部流出予定額 (△)	5,000	5,860
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	18	16
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	18	16
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	305,699	309,080
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4,389	4,488
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,389	4,488
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,389	4,488
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	301,309	304,591
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,911,666	1,841,664
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	82,457	81,657
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,994,124	1,923,322
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.10	15.83

(注) 労金連は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

なお、労金連は国内基準を採用しています。

定量的な開示事項(単体)

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク・アセットの額の合計額 (A)	1,911,666	76,466	1,841,664	73,666
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	1,911,478	76,459	1,719,037	68,761
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	11,401	456	8,042	321
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,018	80	2,539	101
国際開発銀行向け	6,725	269	6,725	269
地方公共団体金融機構向け	2,003	80	1,906	76
我が国の政府関係機関向け	32,925	1,317	29,334	1,173
地方三公社向け	1,229	49	1,204	48
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	228,801	9,152	238,024	9,520
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	63,542	2,541
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	632,768	25,310	518,479	20,739
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-
不動産関連向け	1,806	72	-	-
（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	69,596	2,783
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	1	0
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
株式等	109,418	4,376	40,434	1,617
上記以外	882,379	35,295	802,749	32,109
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	526,502	21,060	456,047	18,241
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	6,540	261	8,298	331
（うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー（国内基準の適用を受ける労働金庫連合会に限る。））	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー（国内基準の適用を受ける労働金庫連合会に限る。））	314,624	12,584	321,357	12,854
（うち上記以外のエクスポージャー）	34,711	1,388	17,045	681
証券化	97	3	1,238	49
（うちSTC要件適用分）	97	3	86	3
（うち非STC要件適用分）	-	-	1,151	46
再証券化	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	121,297	4,851
（うちリック・スルー方式）	-	-	117,342	4,693
（うちマンドート方式）	-	-	3,954	158
（うち蓋然性方式（リスク・ウェイト250%））	-	-	-	-
（うち蓋然性方式（リスク・ウェイト400%））	-	-	-	-
（うちフォールバック方式（リスク・ウェイト1250%））	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額（注4）	10	0	26	1
中央清算機関関連エクスポージャー（注5）	80	3	64	2
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額（注6） (B)	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額（注7） (C)	82,457	3,298	81,657	3,266
リスク・アセット、所要自己資本の総額 (A)+(B)+(C)	1,994,124	79,764	1,923,322	76,932

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸付対照表に記載された資産に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、労金連では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸付対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことです。なお、労金連では、「簡便法」により、CVAリスク相当額を算定しています。
5. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことです。
6. 「マーケット・リスク」とは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスクおよび信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。
労金連では、自己資本比率告示第12条の2に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。なお、労金連では、2023年度末は「基礎的手法」により算出、2024年度末は「標準的計測手法」により算出しており、算出に使用するILMIについては、自己資本比率告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。また、BIおよびBICの額は以下のとおりです。

	2023年度末	2024年度末
BI		54,438
BIC		6,532

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

地域別

（単位：百万円）

地域区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等 (注2)		うち延滞 エクスポージャー (注3)	
	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末
国 内	9,281,862	8,205,585	3,256,069	2,594,173	3,289,810	3,357,402	123	58	2,735,858	2,253,951	-	-
国 外	1,255,770	1,266,633	992	-	1,143,832	1,265,040	2,698	-	108,247	1,593	-	-
合 計	10,537,633	9,472,218	3,257,062	2,594,173	4,433,642	4,622,442	2,822	58	2,844,105	2,255,544	-	-

(注) 1. 「貸出金等取引」は、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. 「その他の資産等」は、「貸出金等取引」、「債券」、「店頭デリバティブ取引」以外のエクスポージャーを記載しており、その他の資産のほか、株式等の債券以外の有価証券、預け金およびコールローン等の短期金融資産等のエクスポージャーのことです。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、2023年度末数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャー、2024年度末数値は「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当するエクスポージャーのことです。
4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

業種別

（単位：百万円）

業種区分	合 計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等		うち延滞 エクスポージャー	
	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末
製造業	442,604	451,050	-	-	426,256	434,660	-	-	16,347	16,389	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	2,002	2,002	-	-	2,002	2,002	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	1,370	13,202	-	-	1,200	13,001	-	-	170	201	-	-
建設業	50,921	59,464	-	-	49,938	58,369	-	-	983	1,094	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	180,660	190,063	-	-	180,469	189,872	-	-	190	190	-	-
情報通信業	55,710	74,630	1,302	1,302	52,642	71,402	-	-	1,765	1,925	-	-
運輸業、郵便業	227,455	188,828	-	-	226,147	187,626	-	-	1,307	1,201	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、 飲食サービス業	74,978	106,006	-	-	73,312	104,221	-	-	1,665	1,785	-	-
金融業、保険業	3,332,459	3,358,626	1,683,981	1,657,517	1,467,250	1,491,121	2,822	58	178,405	209,929	-	-
不動産業、 物品賃貸業	335,111	311,179	-	-	334,233	310,229	-	-	878	949	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	20,374	14,591	-	-	19,474	13,758	-	-	900	832	-	-
国・地方公共 団体	5,558,195	4,643,953	1,571,646	935,353	1,600,715	1,746,176	-	-	2,385,834	1,962,424	-	-
個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	255,789	58,620	133	-	-	-	-	-	255,656	58,620	-	-
合 計	10,537,633	9,472,218	3,257,062	2,594,173	4,433,642	4,622,442	2,822	58	2,844,105	2,255,544	-	-

(注) 「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーのことで、現金、その他資産、固定資産等が含まれています。

残存期間別

（単位：百万円）

期間区分	合 計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等		うち延滞 エクスポージャー	
	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末
期間定めなし	3,590,920	2,730,936	841,885	605,518	79,808	71,812	2,786	-	2,666,440	2,053,604	-	-
1年以下	3,151,067	2,621,381	2,413,450	1,985,840	564,040	433,600	2	-	173,574	201,939		
1年超 3年以下	667,708	1,242,610	31	12	667,026	1,242,577	-	20	651	-		
3年超 5年以下	1,187,592	1,071,066	1,360	1,301	1,185,699	1,069,727	32	37	499	-		
5年超 7年以下	477,033	417,465	-	15	475,321	417,450	-	-	1,712	-		
7年超 10年以下	483,710	630,234	26	8	483,683	630,226	-	-	-	-		
10年超	979,599	758,523	308	1,475	978,062	757,047	-	-	1,228	-		
合 計	10,537,633	9,472,218	3,257,062	2,594,173	4,433,642	4,622,442	2,822	58	2,844,105	2,255,544	-	-

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2024年度末					
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF・信用リスク削減効果適用後 エクスポージャー		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイト の加重平均値
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
現金	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,827,134	543,793	3,827,134	543,793	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	53,089	-	53,089	-	8,042	15%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	220,430	-	220,430	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	14,326	-	14,326	-	2,539	18%
国際開発銀行向け	39,044	-	39,044	-	6,725	17%
地方公共団体金融機構向け	19,063	-	19,063	-	1,906	10%
我が国の政府関係機関向け	354,339	-	354,339	-	29,334	8%
地方三公社向け	21,638	-	21,638	-	1,204	6%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,410,594	128,700	1,410,594	51,480	238,024	16%
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	226,126	-	226,126	-	63,542	28%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,384,312	1,005,910	1,384,312	1,005,910	518,479	22%
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	-	-
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	69,596	-	69,596	-	69,596	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	7	-	7	-	1	20%
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	40,434	-	40,434	-	40,434	100%
合 計	7,454,011	1,678,404	7,454,011	1,601,184	916,288	10%

(注) 1. 「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置を適用しています。
2. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2024年度末										合計
	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1250%未満	1250%以上		
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,370,928	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,370,928
外国の中央政府及び中央銀行向け	35,056	4,011	14,020	-	-	-	-	-	-	-	53,089
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	220,430	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220,430
外国の中央政府等以外の公共部門向け	3,284	11,038	-	-	3	-	-	-	-	-	14,326
国際開発銀行向け	5,418	33,625	-	-	-	-	-	-	-	-	39,044
地方公共団体金融機構向け	19,063	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,063
我が国の政府関係機関向け	349,332	5,006	-	-	-	-	-	-	-	-	354,339
地方三公社向け	15,617	6,020	-	-	-	-	-	-	-	-	21,638
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	582,661	813,787	65,625	-	-	-	-	-	-	-	1,462,074
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	196,092	30,034	-	-	-	-	-	-	-	226,126
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	1,658,073	655,752	73,887	2,510	-	-	-	-	-	2,390,223
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	69,596	-	-	-	-	69,596
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	7
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	40,434	-	-	-	40,434
合 計	5,601,794	2,531,571	735,398	73,887	2,513	69,596	40,434	-	-	-	9,055,196

(注) 1. 「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置を適用する前（完全実施ベース）のリスク・ウェイトに基づき記載しています。
2. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	4	18	—	4	18
	2024年度	18	16	—	18	16
個別貸倒引当金	2023年度	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—
合 計	2023年度	4	18	—	4	18
	2024年度	18	16	—	18	16

(注) 貸倒引当金は、「資産査定基準」および「決算経理規程」に定める償却・引当基準に則り、計上しています。詳しくは、単体財務諸表の貸借対照表注記（62 ページ〜）をご覧ください。

業種別個別貸倒引当金および貸出金償却の額

2023年度および2024年度は、個別貸倒引当金の残高および貸出金償却はありません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分		2023年度末		
		格付有り	格付無し	合 計
0%以上 10%未満		1,631,904	5,640,745	7,272,650
10%以上 20%未満		14,580	338,332	352,913
20%以上 35%未満		1,327,350	63,067	1,390,418
35%以上 50%未満		—	—	—
50%以上 75%未満		772,864	8,427	781,292
75%以上 100%未満		—	1,517	1,517
100%以上 150%未満		152,100	159,120	311,221
150%以上 200%未満		—	209,749	209,749
200%以上 250%未満		—	—	—
250%		—	213,217	213,217
1250%		—	—	—
その他		—	4,653	4,653
合 計		3,898,800	6,638,832	10,537,633

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 自己資本比率告示により自動的にリスク・ウェイトが決まるエクスポージャーは、「格付無し」に区分しています。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 「その他」は、ファンド（投資信託等）において、運用会社から開示された情報が資産構成別加重平均リスク・ウェイトのみといった事由によって、いずれにも区分することが困難なエクスポージャーのことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2024年度末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値	CCF・信用リスク削減効果適用後 エクスポージャー
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
40%未満	6,532,181	1,678,404	95.39%	8,133,366
40%～70%	735,398	—	—	735,398
75%	73,887	—	—	73,887
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	2,513	—	—	2,513
105%～130%	—	—	—	—
150%	69,596	—	—	69,596
250%	40,434	—	—	40,434
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	7,454,011	1,678,404	95.39%	9,055,196

(注) 1. 「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置を適用する前（完全実施ベース）のリスク・ウェイトに基づき記載しています。
2. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		1,592,368	1,571,346	96,648	99,223	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	10,319	6,311	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	3,272	3,284	－	－
	地方公共団体金融機構向け	－	－	13,922	－	－	－
	我が国の政府関係機関向け	－	－	46,710	66,004	－	－
	地方三公社向け	－	－	14,417	15,617	－	－
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	509,100	577,661	5,000	5,000	－	－
	法人等向け	1,083,268	993,685	3,005	3,005	－	－

(注) 労金連は、適格金融資産担保について「簡便手法」を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

	2023年度末			2024年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計
グロスの再構築コストの額 (A)	210	－	210	302	－	302
グロスのアドオンの額 (B)	2,612	－	2,612	2,102	－	2,102
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	2,822	－	2,822	2,405	－	2,405
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	－	－	－	－	－	－
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	2,822	－	2,822	2,405	－	2,405
外国為替関連取引	1,909		1,909	1,312		1,312
金利関連取引	35		35	58		58
金関連取引	－		－	－		－
株式関連取引	－		－	－		－
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	－		－	－		－
その他コモディティ関連取引	619		619	781		781
クレジット・デリバティブ取引	257		257	252		252
担保の額 (F)	－	－	－	－	－	－
現金	－	－	－	－	－	－
国債・地方債等	－	－	－	－	－	－
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案後の与信相当額 (E) - (F)	2,822	－	2,822	2,405	－	2,405

(注) 与信相当額は、「カレント・エクスポージャー方式」を用いて算出しています。

クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末
与信相当額算出の対象となる クレジット・デリバティブの想定元本額	3,169	3,089	－	－
クレジット・デリバティブ・スワップ	3,169	3,089	－	－
	2023年度末	2024年度末		
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている クレジット・デリバティブの想定元本額	－	－		

証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合

該当ありません。

投資家の場合

保有する証券化エクスポージャーに関する情報

リスク・ウェイト区分別・原資産種類別のエクスポージャーの額および所要自己資本の額 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分		2023年度末					2024年度末				
		カードローン	住宅ローン	自動車ローン	その他	所要自己資本	カードローン	住宅ローン	自動車ローン	その他	所要自己資本
0%以上	20%未満	－	974	－	－	3	－	869	－	－	3
20%以上	50%未満	－	－	－	－	－	－	5,759	－	－	46
50%以上	100%未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
100%以上	1250%未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1250%		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計		－	974	－	－	3	－	6,628	－	－	49

(注) 1. 所要自己資本＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. オフ・バランス取引はありません。
3. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

マーケット・リスクに関する事項

労金連では、自己資本比率告示第12条の2に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	146,577	146,577	72,109	72,109
非上場株式等	4,646	4,646	3,753	3,753
合 計	151,224	151,224	75,863	75,863

(注) 貸借対照表計上額および時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	2,907	1,747
売却損	17	102
償 却	－	－

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	41,939	35,429

(注) 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	－	－

(注) 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	202,623
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	3,954
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク量

(単位：百万円)

	2024年度末	2023年度末
VaR	44,490	47,295

(2) 銀行勘定の金利リスク (IRRBB)

(単位：百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末
1	上方パラレルシフト	69,827	75,890	12,657	12,342
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	80,389	99,969		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	80,389	99,969	12,657	12,342
		ホ		ヘ	
		2024年度末		2023年度末	
8	自己資本の額	304,591		301,309	



自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度末	2024年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	306,472	309,890
うち、出資金及び資本剰余金の額	120,000	120,000
うち、利益剰余金の額	191,472	195,750
うち、外部流出予定額 (△)	5,000	5,860
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	385	759
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	385	759
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	22	16
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	22	16
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	306,881	310,666
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4,409	4,522
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	4,409	4,522
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,409	4,522
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	302,471	306,143
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,913,388	1,846,292
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	83,617	84,041
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,997,006	1,930,334
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.14	15.85

(注) 労金連グループは、自己資本比率告示により自己資本比率を算定しています。
 なお、労金連グループは国内基準を採用しています。

定量的な開示事項（連結）

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	2023年度末		2024年度末	
	リスク・アセット（注1）	所要自己資本（注2）	リスク・アセット（注1）	所要自己資本（注2）
信用リスク・アセットの額の合計額（A）	1,913,388	76,535	1,846,292	73,851
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー（注3）	1,913,200	76,528	1,723,665	68,946
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	11,401	456	8,042	321
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,018	80	2,539	101
国際開発銀行向け	6,725	269	6,725	269
地方公共団体金融機構向け	2,003	80	1,906	76
我が国の政府関係機関向け	32,925	1,317	29,334	1,173
地方三公社向け	1,229	49	1,204	48
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	228,851	9,154	238,082	9,523
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	63,542	2,541
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	631,616	25,264	517,327	20,693
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-
不動産関連向け	1,806	72	-	-
（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	69,596	2,783
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	32	1	26	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	1	0
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
株式等	108,879	4,355	39,895	1,595
上記以外	885,709	35,428	808,983	32,359
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	526,502	21,060	456,047	18,241
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	6,178	247	7,620	304
（うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー（国内基準の適用を受ける労働金庫連合会に限る。））	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の10/100を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー（国内基準の適用を受ける労働金庫連合会に限る。））	314,624	12,584	321,357	12,854
（うち上記以外のエクスポージャー）	38,404	1,536	23,958	958
証券化	97	3	1,238	49
（うちSTC要件適用分）	97	3	86	3
（うち非STC要件適用分）	-	-	1,151	46
再証券化	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	121,297	4,851
（うちルック・スルー方式）	-	-	117,342	4,693
（うちマンデート方式）	-	-	3,954	158
（うち蓋然性方式（リスク・ウェイト250%））	-	-	-	-
（うち蓋然性方式（リスク・ウェイト400%））	-	-	-	-
（うちフォールバック方式（リスク・ウェイト1250%））	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額（注4）	10	0	26	1
中央清算機関関連エクスポージャー（注5）	80	3	64	2
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額（注6）（B）	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額（注7）（C）	83,617	3,344	84,041	3,361
リスク・アセット、所要自己資本の総額（A）+（B）+（C）	1,997,006	79,880	1,930,334	77,213

- （注） 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、労金連グループでは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引）について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことです。なお、労金連グループでは、「簡便法」により、CVAリスク相当額を算定しています。
5. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことです。
6. 「マーケット・リスク」とは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスクおよび信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。
労金連グループでは、自己資本比率告示第3条の2に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。なお、労金連グループでは、2023年度末は「基礎的手法」により算出、2024年度末は「標準的計測手法」により算出しており、算出に使用するILMIについては、自己資本比率告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。また、BIおよびBICの額は以下のとおりです。

	2023年度末	2024年度末
BI		56,027
BIC		6,723

信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

地域別 (単位: 百万円)

地域区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等 (注2)		うち延滞 エクスポージャー (注3)	
	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末
国 内	9,283,749	8,210,594	3,254,828	2,596,106	3,289,810	3,357,402	123	58	2,738,986	2,257,028	21	17
国 外	1,255,770	1,266,633	992	—	1,143,832	1,265,040	2,698	—	108,247	1,593	—	—
合 計	10,539,520	9,477,228	3,255,821	2,596,106	4,433,642	4,622,442	2,822	58	2,847,233	2,258,621	21	17

- (注) 1. 「貸出金等取引」は、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. 「その他の資産等」は、「貸出金等取引」、「債券」、「店頭デリバティブ取引」以外のエクスポージャーを記載しており、その他の資産のほか、株式等の債券以外の有価証券、預け金およびコールローン等の短期金融資産等のエクスポージャーのことであります。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、2023年度末数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャー、2024年度末数値は「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当するエクスポージャーのことであります。
4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

業種別 (単位: 百万円)

業種区分	合 計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等		うち延滞 エクスポージャー	
	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末
製造業	442,604	451,050	—	—	426,256	434,660	—	—	16,347	16,389	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	2,002	2,002	—	—	2,002	2,002	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	1,370	13,202	—	—	1,200	13,001	—	—	170	201	—	—
建設業	50,921	59,464	—	—	49,938	58,369	—	—	983	1,094	—	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	180,660	190,063	—	—	180,469	189,872	—	—	190	190	—	—
情報通信業	55,728	74,647	1,302	1,302	52,642	71,402	—	—	1,783	1,942	—	—
運輸業、郵便業	227,455	188,828	—	—	226,147	187,626	—	—	1,307	1,201	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、 飲食サービス業	74,978	106,006	—	—	73,312	104,221	—	—	1,665	1,785	—	—
金融業、保険業	3,330,735	3,356,946	1,682,462	1,656,004	1,467,250	1,491,121	2,822	58	178,199	209,762	—	—
不動産業、 物品賃貸業	335,111	311,179	—	—	334,233	310,229	—	—	878	950	—	—
医療、福祉	4	2	—	—	—	—	—	—	4	2	—	—
サービス業	20,387	14,599	—	—	19,474	13,758	—	—	913	840	—	—
国・地方公共 団体	5,558,202	4,643,954	1,571,646	935,353	1,600,715	1,746,176	—	—	2,385,841	1,962,425	—	—
個人	3,697	6,916	277	3,445	—	—	—	—	3,420	3,470	21	17
その他	255,660	58,363	133	—	—	—	—	—	255,527	58,363	—	—
合 計	10,539,520	9,477,228	3,255,821	2,596,106	4,433,642	4,622,442	2,822	58	2,847,233	2,258,621	21	17

(注) 「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーのことで、現金、その他資産、固定資産等が含まれています。

残存期間別 (単位: 百万円)

期間区分	合 計		貸出金等取引		債 券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等		うち延滞 エクスポージャー	
	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末	2023年 度末	2024年 度末
期間定めなし	3,592,738	2,735,874	840,644	607,453	79,808	71,812	2,786	—	2,669,498	2,056,608	21	17
1年以下	3,151,137	2,621,453	2,413,449	1,985,839	564,040	433,600	2	—	173,644	202,013		
1年超 3年以下	667,708	1,242,610	31	12	667,026	1,242,577	—	20	651	—		
3年超 5年以下	1,187,592	1,071,066	1,360	1,301	1,185,699	1,069,727	32	37	499	—		
5年超 7年以下	477,033	417,465	—	15	475,321	417,450	—	—	1,712	—		
7年超 10年以下	483,710	630,234	26	8	483,683	630,226	—	—	—	—		
10年超	979,599	758,523	308	1,475	978,062	757,047	—	—	1,228	—		
合 計	10,539,520	9,477,228	3,255,821	2,596,106	4,433,642	4,622,442	2,822	58	2,847,233	2,258,621	21	17

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2024年度末					
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF・信用リスク削減効果適用後 エクスポージャー		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイト の加重平均値
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
現金	0	-	0	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,827,135	543,793	3,827,135	543,793	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	53,089	-	53,089	-	8,042	15%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	220,430	-	220,430	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	14,326	-	14,326	-	2,539	18%
国際開発銀行向け	39,044	-	39,044	-	6,725	17%
地方公共団体金融機構向け	19,063	-	19,063	-	1,906	10%
我が国の政府関係機関向け	354,339	-	354,339	-	29,334	8%
地方三公社向け	21,638	-	21,638	-	1,204	6%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,410,884	128,700	1,410,884	51,480	238,082	16%
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	226,126	-	226,126	-	63,542	28%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,382,910	1,005,910	1,382,910	1,005,910	517,327	22%
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	-	-
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	69,596	-	69,596	-	69,596	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	17	-	17	-	26	150%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	7	-	7	-	1	20%
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	39,895	-	39,895	-	39,895	100%
合 計	7,452,380	1,678,404	7,452,380	1,601,184	914,682	10%

(注) 1. 「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置を適用しています。
2. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2024年度末										合計
	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1250%未満	1250%		
現金	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,370,929	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,370,929
外国の中央政府及び中央銀行向け	35,056	4,011	14,020	-	-	-	-	-	-	-	53,089
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	220,430	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220,430
外国の中央政府等以外の公共部門向け	3,284	11,038	-	-	3	-	-	-	-	-	14,326
国際開発銀行向け	5,418	33,625	-	-	-	-	-	-	-	-	39,044
地方公共団体金融機構向け	19,063	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,063
我が国の政府関係機関向け	349,332	5,006	-	-	-	-	-	-	-	-	354,339
地方三公社向け	15,617	6,020	-	-	-	-	-	-	-	-	21,638
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	582,661	814,077	65,625	-	-	-	-	-	-	-	1,462,364
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	196,092	30,034	-	-	-	-	-	-	-	226,126
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	1,658,073	655,752	73,887	1,108	-	-	-	-	-	2,388,821
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	69,596	-	-	-	-	69,596
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	17	-	-	-	-	17
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	7
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	39,895	-	-	-	39,895
合 計	5,601,795	2,531,861	735,398	73,887	1,111	69,614	39,895	-	-	-	9,053,564

(注) 1. 「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置を適用する前（完全実施ベース）のリスク・ウェイトに基づき記載しています。
2. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	21	22	－	21	22
	2024年度	22	16	－	22	16
個別貸倒引当金	2023年度	59	58	31	28	58
	2024年度	58	55	20	38	55
合 計	2023年度	80	80	31	49	80
	2024年度	80	71	20	60	71

(注) 貸倒引当金は、労金連グループが各々定める引当基準に則り、計上しています。

業種別個別貸倒引当金および貸出金償却の額

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金	貸出金償却
2023年度	58	31
2024年度	55	20

(注) 個別貸倒引当金および貸出金償却ともに、業種は個人分のみです。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2023年度末		
	格付有り	格付無し	合 計
0%以上 10%未満	1,631,904	5,640,753	7,272,657
10%以上 20%未満	14,580	338,332	352,913
20%以上 35%未満	1,327,602	63,067	1,390,669
35%以上 50%未満	－	－	－
50%以上 75%未満	772,864	8,427	781,292
75%以上 100%未満	－	－	－
100%以上 150%未満	152,100	162,390	314,490
150%以上 200%未満	－	209,770	209,770
200%以上 250%未満	－	－	－
250%	－	213,072	213,072
1250%	－	－	－
その他	－	4,653	4,653
合 計	3,899,052	6,640,468	10,539,520

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 自己資本比率告示により自動的にリスク・ウェイトが決まるエクスポージャー等については、「格付無し」に区分しています。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 「その他」は、ファンド（投資信託等）において、運用会社から開示された情報が資産構成別加重平均リスク・ウェイトのみといった事由によって、いずれにも区分することが困難なエクスポージャーのことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2024年度末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値	CCF・信用リスク削減効果適用後 エクスポージャー
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
40%未満	6,532,472	1,678,404	95.39%	8,133,657
40%～70%	735,398	－	－	735,398
75%	73,887	－	－	73,887
80%	－	－	－	－
85%	－	－	－	－
90%～100%	1,111	－	－	1,111
105%～130%	－	－	－	－
150%	69,614	－	－	69,614
250%	39,895	－	－	39,895
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合 計	7,452,380	1,678,404	95.39%	9,053,564

(注) 1. 「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置を適用する前（完全実施ベース）のリスク・ウェイトに基づき記載しています。
2. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		1,592,118	1,571,096	96,648	99,223	－	－
	外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	10,319	6,311	－	－
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	3,272	3,284	－	－
	地方公共団体金融機構向け	－	－	13,922	－	－	－
	我が国の政府関係機関向け	－	－	46,710	66,004	－	－
	地方三公社向け	－	－	14,417	15,617	－	－
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	509,100	577,661	5,000	5,000	－	－
	法人等向け	1,083,018	993,435	3,005	3,005	－	－

(注) 労金連グループは、適格金融資産担保について「簡便手法」を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

	2023年度末			2024年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計
グロスの再構築コストの額 (A)	210	—	210	302	—	302
グロスのアドオンの額 (B)	2,612	—	2,612	2,102	—	2,102
グロスの与信相当額 (A) + (B) (C)	2,822	—	2,822	2,405	—	2,405
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案前の与信相当額 (C) - (D) (E)	2,822	—	2,822	2,405	—	2,405
外国為替関連取引	1,909		1,909	1,312		1,312
金利関連取引	35		35	58		58
金関連取引	—		—	—		—
株式関連取引	—		—	—		—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—		—	—		—
その他コモディティ関連取引	619		619	781		781
クレジット・デリバティブ取引	257		257	252		252
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案後の与信相当額 (E) - (F)	2,822	—	2,822	2,405	—	2,405

(注) 与信相当額は、「カレント・エクスポージャー方式」を用いて算出しています。

クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末
与信相当額算出の対象となる クレジット・デリバティブの想定元本額	3,169	3,089	—	—
クレジット・デリバティブ・スワップ	3,169	3,089	—	—

	2023年度末	2024年度末
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている クレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合

該当ありません。

投資家の場合

保有する証券化エクスポージャーに関する情報

リスク・ウェイト区分別・原資産種類別のエクスポージャーの額および所要自己資本の額 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分		2023年度末					2024年度末				
		カードローン	住宅ローン	自動車ローン	その他	所要自己資本	カードローン	住宅ローン	自動車ローン	その他	所要自己資本
0%以上	20%未満	－	974	－	－	3	－	869	－	－	3
20%以上	50%未満	－	－	－	－	－	－	5,759	－	－	46
50%以上	100%未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
100%以上	1250%未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1250%		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計		－	974	－	－	3	－	6,628	－	－	49

(注) 1. 所要自己資本＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. オフ・バランス取引はありません。
3. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

マーケット・リスクに関する事項

労金連グループでは、自己資本比率告示第3条の2に基づき、自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	146,577	146,577	72,109	72,109
非上場株式等	4,107	4,107	3,215	3,215
合 計	150,685	150,685	75,324	75,324

(注) 連結貸借対照表計上額および時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	2,907	1,747
売却損	17	102
償 却	－	－

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	41,939	35,429

(注) 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	－	－

(注) 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	－	202,623
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	3,954
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクに関する事項

労金連グループの金利リスクについては、大宗を労金連が占めており、影響が限定的であるため、連結ベースでの金利リスク量の算定を行っていません。

不良債権の状況(単体)

労働金庫法に基づく開示債権及び金融再生法に基づく債権

2024年度末の不良債権額はありません。

2024年度末の総与信額（貸借対照表）の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）は、全額が正常債権です。

(単位：百万円、％)

債権区分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による 回収見込み額	貸倒引当金	保全率 (B)/(A)
労働金庫法に基づく開示債権 及び金融再生法に基づく債権(C)	2023年度末	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2023年度末	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－
危険債権	2023年度末	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－
要管理債権	2023年度末	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	2023年度末	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	2023年度末	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－
正常債権	2023年度末	1,331,407				
	2024年度末	992,988				
総与信残高(D)	2023年度末	1,331,407				
	2024年度末	992,988				
(C)/(D)	2023年度末	－				
	2024年度末	－				

(注) 1. 単位未満四捨五入しています。

2. 「担保・保証等による回収見込み額」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権（三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）」のうち、優良担保や優良保証または一般担保や一般保証により回収が可能と見込まれる金額です。

3. 「貸倒引当金」とは、将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のこと、個別貸倒引当金（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」に対して計上）および一般貸倒引当金（「要管理債権（三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）」に対して計上）の合計額のことです。

資産査定に係る各種基準の比較表

「資産査定」および「労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権」の関係

(単位：百万円)

資産査定			労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権		
区分単位	債務者単位		区分単位	債務者単位(ただし、要管理債権(三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権)は債権単位)	
対象資産	全資産(ただし、資産査定の対象として債務者区分を行うのは貸出金、外国為替、貸出金に係る未収利息・未収金、与信関係仮払金、求償権および債務保証見返のみ)		対象債権	総与信(ただし、要管理債権(三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権)は貸出債権のみ)	
定義	労金連の資産査定規程および基準		定義	・労働金庫法施行規則第114条 ・労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	
債務者区分		2024年度末	債権区分		2024年度末
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	－	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	－
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	－			
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	－	危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	－
要注意先	要管理先	－	要管理債権(債権単位)	三月以上延滞債権 元金又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権を除く)	－
	上記以外の要注意先	－		貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権を除く)	－
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	601,429	正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権	992,988
その他	国および地方公共団体等	391,559			

(注) 1. 「資産査定」の債務者区分「その他」に含まれるものは、国および地方公共団体等に対する債権です。労金連の「資産査定基準」では、「回収の危険性または価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しない」と規定されています。
2. 「労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権」については、単位未満四捨五入しています。

労金連の償却・引当基準と実績額

(単位：百万円 2024年度末)

資産査定		労金連の償却・引当基準			
対象資産	全資産（ただし、資産査定の対象として債務者区分を行うのは貸出金、外国為替、貸出金に係る未収利息・未収金、与信関係仮払金、求償権および債務保証見返のみ）				
定義	労金連の資産査定規程および基準				
債務者区分		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられている部分など分類対象外債権 —	一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収可能と認められる部分および清算配当等により回収が可能と認められる部分 —	優良担保および一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額 —	非・Ⅱ・Ⅲ分類以外の部分（保証による回収が不確実な部分を含む） —
		担保・保証等による保全		個別債務者毎にⅢ分類およびⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、個別貸倒引当金に計上または直接償却	
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられている部分など分類対象外債権 —	一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収可能と認められる部分および清算配当等により回収が可能と認められる部分 —	優良担保および一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額 —	非・Ⅱ・Ⅲ分類以外の部分（保証による回収が不確実な部分を含む） —
		担保・保証等による保全		個別債務者毎にⅢ分類およびⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、個別貸倒引当金に計上または直接償却	
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられている部分など分類対象外債権 —	一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収可能と認められる部分および清算配当等により回収が可能と認められる部分 —	非・Ⅱ分類以外の部分（保証による回収が不確実な部分を含む） —	Ⅲ分類とされた額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金に計上 —
		担保・保証等による保全			
要注意先	要管理先 上記以外の要注意先	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられている部分など分類対象外債権 —	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられていない部分 —		
		今後3年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上			
		優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられている部分など分類対象外債権 —	優良担保の処分可能見込額および優良保証等により保全措置が講じられていない部分 —		
		今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上			
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	正常先に対する債権(全額) 992,988 今後1年間の予想損失額を格付別に算出し、その合計額を一般貸倒引当金に計上			

(注)

部分は担保・保証等により保全されている部分です。

(注) 部分は担保・保証等により保全されている部分です。

報酬等に関する事項(単体)

対象役員

労金連における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事が該当します。

対象役員に対する報酬等は、役位ごとの役割と責務に応じて支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退職手当金」で構成されています。

1 報酬体系の概要

(1) 報酬

非常勤を含む全理事の報酬につきましては、総会で承認された報酬総額の範囲内において、理事会で決定しています。また、非常勤を含む全監事の報酬につきましては、総会で承認された報酬総額の範囲内において、監事の協議により決定しています。

そのうえで、各理事の報酬は「理事報酬規程」において、各監事の報酬は「監事報酬規程」において、報酬額を定め、支払っています。

(2) 退職手当金

退職手当金は、常勤役員に支給する「退任慰労金」および全役員に支給する「記念品代」で構成されています。

理事の退職手当金につきましては、総会の決議に従い理事会が決定した額を支払っています。また、監事の退職手当金につきましては、総会の決議に従い監事の協議によって決定した額を支払っています。

なお、労金連では、退職手当金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めています。

- ① 決定方法
- ② 算定基準
- ③ 支給時期と支払方法

2 報酬額の決定に関する方針

報酬額につきましては、労金連の経営状況、〈ろうきん〉および〈ろうきん〉の会員の状況、職員との均衡ならびに民間企業の役員報酬の水準等を考慮して、決定しています。

なお、2024年度において、報酬方針等に重要な変更はありませんでした。

3 2024年度における対象役員に対する報酬等の総額

(単位: 人、百万円)

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			報酬額	退職手当金	その他
常 勤 理 事	6	122	103	13	5
常 勤 監 事	1	20	17	2	0

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 2. 「員数」および「総額」には、期中に退任した者を含んでいます。
 3. 「退職手当金」は、当事業年度中に支払った退職手当金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
 4. 「その他」は、住宅貸与等に係る費用です。

4 その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁・厚生労働省告示第4号)第1条第3号および第5号ならびに第2条第3号および第5号に該当する事項はありません。

対象職員等

労金連における報酬体系の開示となる「対象職員等」は、労金連の非常勤役員、労金連の執行役員、労金連の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、労金連の業務の運営および財産の状況に重要な影響を与える者が該当します。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
 2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
 3. 2024年度において、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

預金に関する指標

預金科目別残高(期末残高)

(単位: 百万円)

項 目	2023年度末			2024年度末		
	会 員	会員外	計	会 員	会員外	計
当座預金	－	－	－	－	－	－
普通預金	573,107	30,196	603,304	479,534	29,481	509,016
貯蓄預金	－	－	－	－	－	－
通知預金	－	－	－	－	－	－
別段預金	－	135	135	－	194	194
定期預金	5,035,731	1,058,389	6,094,120	4,503,290	1,069,824	5,573,114
その他の預金	－	－	－	－	－	－
合 計	5,608,838	1,088,721	6,697,560	4,982,825	1,099,499	6,082,325
譲渡性預金	－	232,876	232,876	－	126,976	126,976

預金種類別内訳(平均残高)

(単位: 百万円)

項 目	2023年度	2024年度
流動性預金	644,652	441,540
定期性預金	6,426,446	5,904,499
その他の預金	－	－
合 計	7,071,099	6,346,039
譲渡性預金	239,176	161,876

定期預金の固定金利・ 変動金利別内訳(期末残高)

(単位: 百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
固定金利定期預金	6,094,120	5,573,114
変動金利定期預金	－	－
その他	－	－
合 計	6,094,120	5,573,114

預金者別内訳(期末残高)

(単位: 百万円、%)

項 目		2023年度末		2024年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
会 員		5,608,838	83.7	4,982,825	81.9
会員外	労働組合及び公務員の団体	538	0.0	538	0.0
	消費生活協同組合及び同連合会	33,535	0.5	48,582	0.7
	国・地方公共団体及び非営利法人	17,581	0.2	17,091	0.2
	その他	1,037,067	15.4	1,033,287	16.9
合 計		6,697,560	100.0	6,082,325	100.0

貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位: 百万円)

項 目	2023年度	2024年度
手形貸付	476,251	518,576
証書貸付	1,003,531	374,459
当座貸越	3,216	3,825
割引手形	—	—
合 計	1,482,999	896,861

貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位: 百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
固定金利貸出金	1,329,880	991,044
変動金利貸出金	1,517	1,511
合 計	1,331,398	992,555

(注) 貸出種類を問わず、約定内容で区分しています。

貸出金担保種類別内訳(期末残高)

(単位: 百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
労金連預金	509,350	577,850
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小 計	509,350	577,850
保証	—	—
信用	822,048	414,705
合 計	1,331,398	992,555

(注) 「保証」には、個人保証を含んでいます。

債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)

(単位: 百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
労金連預金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小 計	—	—
保証	—	—
信用	—	—
合 計	—	—

貸出金使途別内訳(期末残高)

(単位: 百万円、%)

項 目		2023年度末		2024年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
労働金庫資金		509,409	38.2	587,113	59.1
福利共済資金		—	—	—	—
生協資金	運営資金	—	—	—	—
	設備資金	—	—	—	—
住宅事業資金		—	—	—	—
その他事業資金	運営資金	821,988	61.7	405,442	40.8
	設備資金	—	—	—	—
合 計		1,331,398	100.0	992,555	100.0

貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

(単位: 百万円、%)

項 目		2023年度末		2024年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
会 員		509,409	38.2	587,113	59.1
会員外		821,988	61.7	405,442	40.8
業 種 別 内 訳	製造業	—	(—)	—	(—)
	農業、林業	—	(—)	—	(—)
	漁業	—	(—)	—	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
	建設業	—	(—)	—	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
	情報通信業	1,300	(0.1)	1,300	(0.3)
	運輸業、郵便業	—	(—)	—	(—)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
	金融業、保険業	13,582	(1.6)	12,692	(3.1)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
	医療、福祉	—	(—)	—	(—)
	サービス業	—	(—)	—	(—)
	国・地方公共団体	806,856	(98.1)	391,200	(96.5)
	個人	—	(—)	—	(—)
	その他	—	(—)	—	(—)
小 計		821,738	61.7 (100.0)	405,192	40.8 (100.0)
預金担保貸出		250	0.0	250	0.0
合 計		1,331,398	100.0	992,555	100.0

(注) ()内は、業種別内訳の構成比です。

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別内訳(平均残高)

労金連では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ちの在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

有価証券の種類別・残存期間別の期末残高

(単位：百万円)

項 目		計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	2023年度末	1,229,495	－	6,009	243,537	543,879	436,068
	2024年度末	1,396,128	－	－	512,589	611,470	272,067
地方債	2023年度末	282,044	－	43,985	43,725	72,036	122,297
	2024年度末	208,561	－	31,034	28,435	64,536	84,554
短期社債	2023年度末	221,964	－	221,964	－	－	－
	2024年度末	143,868	－	143,868	－	－	－
社債	2023年度末	1,511,905	78,682	182,215	660,636	215,209	375,162
	2024年度末	1,487,892	69,947	136,785	758,251	190,224	332,682
貸付信託	2023年度末	－	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－	－
投資信託	2023年度末	249,366	123,074	2,395	89,666	34,231	－
	2024年度末	248,844	131,200	597	83,552	33,493	－
株式	2023年度末	62,016	62,016	－	－	－	－
	2024年度末	57,377	57,377	－	－	－	－
外国証券	2023年度末	1,141,051	－	105,185	907,927	127,937	－
	2024年度末	1,246,356	－	114,098	994,133	138,124	－
その他の証券	2023年度末	4,091	－	－	1,151	1,712	1,228
	2024年度末	3,862	－	－	2,654	－	1,208
合 計	2023年度末	4,701,936	263,772	561,755	1,946,644	995,006	934,757
	2024年度末	4,792,891	258,525	426,385	2,379,617	1,037,850	690,512

有価証券の種類別内訳(期末残高)

(単位：百万円、％)

項 目	2023年度末		2024年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	1,229,495	26.1	1,396,128	29.1
地方債	282,044	5.9	208,561	4.3
短期社債	221,964	4.7	143,868	3.0
社債	1,511,905	32.1	1,487,892	31.0
貸付信託	－	－	－	－
投資信託	249,366	5.3	248,844	5.1
株式	62,016	1.3	57,377	1.1
外国証券	1,141,051	24.2	1,246,356	26.0
その他の証券	4,091	0.0	3,862	0.0
合 計	4,701,936	100.0	4,792,891	100.0

有価証券の種類別内訳(平均残高)

(単位：百万円、％)

項 目	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	1,229,256	26.5	1,305,502	27.6
地方債	294,316	6.3	264,526	5.5
短期社債	251,532	5.4	208,642	4.4
社債	1,564,440	33.7	1,509,424	31.9
貸付信託	－	－	－	－
投資信託	190,669	4.1	205,424	4.3
株式	24,681	0.5	26,216	0.5
外国証券	1,078,619	23.2	1,205,529	25.4
その他の証券	4,333	0.0	3,946	0.0
合 計	4,637,851	100.0	4,729,213	100.0

有価証券等の時価情報

I. 有価証券

1 売買目的有価証券

該当ありません。

2 満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

項 目		2023年度末			2024年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	24,919	25,078	159	1,992	1,994	1
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	84,347	84,524	177	23,662	23,698	35
	外国証券	99,589	100,030	440	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	208,856	209,633	777	25,655	25,692	37
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	23,062	22,865	△ 196	81,087	77,956	△ 3,131
	短期社債	221,964	221,964	—	143,868	143,868	—
	社債	314,583	313,444	△ 1,139	563,707	554,226	△ 9,481
	外国証券	111,782	111,037	△ 744	266,363	263,200	△ 3,163
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	671,392	669,312	△ 2,080	1,055,028	1,039,251	△ 15,776
合 計		880,249	878,945	△ 1,303	1,080,683	1,064,944	△ 15,738

- (注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
 2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 市場価格のない有価証券は本表には含めていません。

3 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

子会社・子法人等株式および関連法人等株式は市場価格がないため、後掲5. に記載しています。



4 その他有価証券

(単位：百万円)

項 目		2023年度末			2024年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	61,251	24,827	36,424	56,287	25,016	31,271
	債券	1,096,338	1,073,584	22,754	400,954	396,326	4,627
	国債	521,223	504,996	16,227	290,387	287,126	3,261
	地方債	85,148	84,783	364	12,657	12,649	8
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	177,926	176,864	1,062	46,881	46,717	164
	外国証券	312,039	306,938	5,100	51,027	49,834	1,193
	その他	164,395	106,541	57,853	167,080	117,984	49,096
	小 計	1,321,986	1,204,953	117,032	624,322	539,327	84,994
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	209	210	△ 1	534	612	△ 77
	債券	2,409,874	2,473,907	△ 64,033	3,001,169	3,144,133	△ 142,963
	国債	708,272	737,903	△ 29,631	1,105,740	1,182,898	△ 77,158
	地方債	148,914	155,157	△ 6,243	112,823	121,430	△ 8,607
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	935,048	957,710	△ 22,662	853,640	893,715	△ 40,075
	外国証券	617,639	623,136	△ 5,496	928,964	946,088	△ 17,123
	その他	112,970	123,913	△ 10,942	100,764	109,220	△ 8,456
	小 計	2,523,054	2,598,032	△ 74,977	3,102,468	3,253,965	△ 151,497
合 計		3,845,040	3,802,985	42,055	3,726,790	3,793,293	△ 66,502

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 市場価格のない有価証券は本表には含めていません。
4. 本表には、貸借対照表の有価証券のほか、「預け金」の中の譲渡性預け金が含まれています。

5 市場価格のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
子会社・子法人等株式	538	538
関連法人等株式	－	－
非上場株式	16	16
投資事業有限責任組合出資金	4,091	3,862
合 計	4,646	4,418

II. 金銭の信託

(単位：百万円)

項 目	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	4,986	－	5,000	－

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 「満期保有目的の金銭の信託」および「その他の金銭の信託」はありません。

デリバティブ取引情報

労金連のデリバティブへの取組み姿勢等について

●利用目的

労金連では、保有している金融資産や負債に対する将来の金利変動による損失を回避する目的で、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。また、全国の〈ろうきん〉に対してリスクヘッジ機能の提供を目的としたデリバティブ取引を行っています。

●取引の情報

保有している有価証券や預金の金利変動リスク回避を目的とした金利スワップ取引、キャップ取引、スワップション取引、外貨建債券の為替リスク回避を目的とした通貨スワップ取引、また、全国の〈ろうきん〉に対しては、金利スワップ取引等を行っています。

●リスク管理体制

労金連では、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱い基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。また、運用状況を理事会等に報告しています。今後とも相互牽制機能がはたらく運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向けて一層の体制整備に努めてまいります。

対労働金庫デリバティブ取引業務

労金連は、全国の〈ろうきん〉に対し、将来の金利変動リスクを回避するためのALMヘッジ手段を提供することを目的に、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っています。

取引を行うに当たり、業務方針書を作成しリスク管理および事務処理等について適切な相互牽制機能と管理体制を構築しています。また、商品性やリスクの所在等について〈ろうきん〉の理解を得たうえで取引を行うこととしています。なお、市場リスクを排除するため、取引に際しては市場において同種・同等の反対取引を行い、フルヘッジとすることを原則としています。

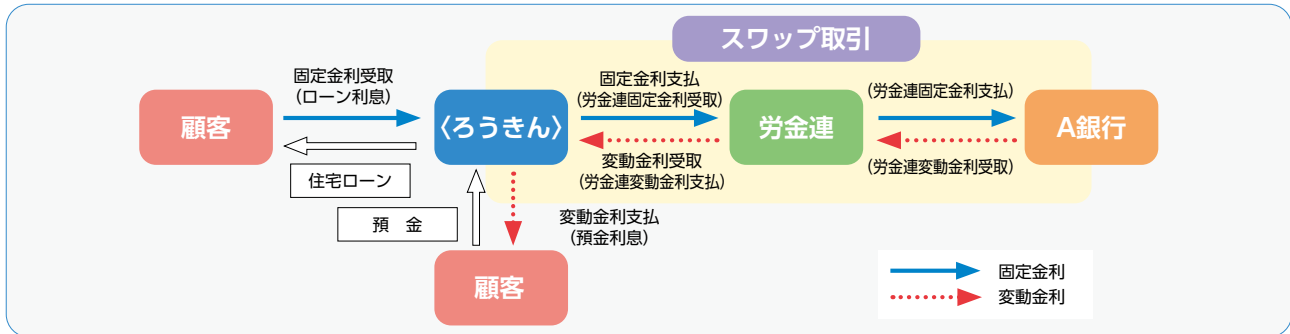
「デリバティブ」とは

デリバティブは、「金融派生商品」とも呼ばれ、金利・債券・株式・為替・商品等の原資産から派生した取引の総称をいいます。その種類については、元となる原資産、取引の形態（店頭取引、取引所取引）、商品の仕組み（スワップ、オプション等）によって分類することができ、代表的なものには、先物取引（金利や商品等を原資産とする取引）、スワップ取引（金利等を交換する取引）、オプション取引（取引を行う権利を売買する取引）等が挙げられます。一般にデリバティブは、伝統的な金融取引に比べて、少ない資金で効果的にリスクヘッジやアービトラージ（裁定取引）、スペキュレーション（投機取引）を行うことができます。

「金利スワップ」とは

金利スワップは、金利を対象とするデリバティブ取引の一つで、同一通貨間で異なる種類の金利を、取引の当事者間で交換（スワップ）する取引をいいます。最も多い取引としては、固定金利と変動金利を交換する円金利スワップがあり、固定金利と6か月変動金利とを半年ごとに交換する取引が具体例として挙げられます。一般に金利スワップは、金融機関や企業等で金利変動リスク（金利上昇リスク、金利低下リスク）を回避（ヘッジ）する手段の一つとして利用されています。

〈ろうきん〉のデリバティブ取引活用事例 スワップ取引活用による金利上昇リスクのヘッジ



金利関連取引

(単位: 百万円)

項目		2023年度				2024年度			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—
		受取変動・支払固定	3,900	2,000	25	2,000	2,000	48	48
	スワップション	買建	—	—	—	—	—	—	—
合計		3,900	2,000	25	25	2,000	2,000	48	48

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いています。
2. 時価の算定
店頭取引については、割引現在価値や価格計算モデル等により算定しています。

通貨関連取引

該当ありません。

株式関連取引

該当ありません。

債券関連取引

該当ありません。

商品関連取引

該当ありません。

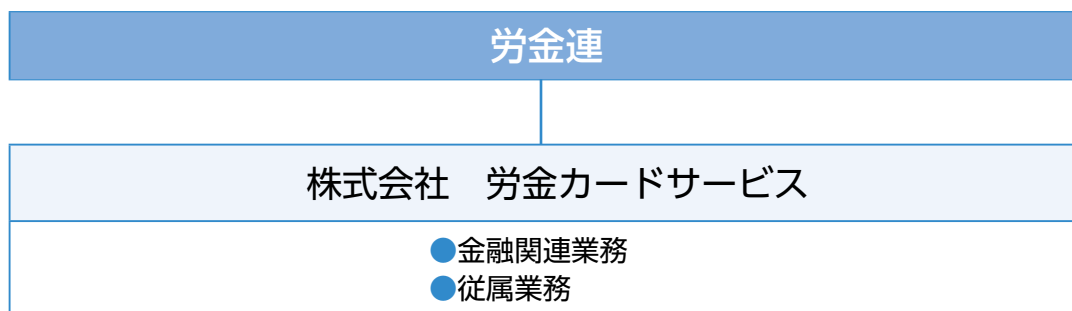
クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

連結情報

労金連の子会社は、株式会社労金カードサービス1社です。株式会社労金カードサービスは、連結財務諸表等の作成にあたって連結対象とした子会社です。

労金連および子会社の主要な事業の内容および組織の構成



<https://www.rokincardservice.co.jp/>

子会社の概要

（2025年6月30日現在）

名 称	株式会社 労金カードサービス
事務所の所在地	東京都千代田区神田猿樂町 2丁目 1番 14号
資本金	100百万円
主要な事業の内容	●金融関連業務 ・クレジットカード業務 ・リース業務 ・損害保険代理業務 ●従属業務 ・管理受託業務 ・商品販売業務 ・事務代行業務
設立年月日	1983年 8月 20日
代表者	代表取締役社長 岡部 剛久
役職員数	37名
支配関係	子会社
連結の区分	対象
労金連議決権比率	87.33 %
子会社等議決権比率	— %

[ろうきんUCカードのオンライン入会お申込み](https://www.rokincardservice.co.jp/join-personal-card/)

<https://www.rokincardservice.co.jp/join-personal-card/>



労金連および子会社の事業の概況

主要勘定	純資産	労金連と株式会社労金カードサービスを連結した結果、利益剰余金は前期末比42億円増加の1,957億円、出資金は前期末同額の1,200億円となり、純資産は2,692億円となりました。
	預金	労金連預金のうち、連結対象子会社からの預金を相殺消去しました。期末残高は、前期末比6,152億円減少の6兆818億円となりました。
	有価証券	労金連の連結対象子会社に対する投資額と対象子会社の資本を相殺消去しました。期末残高は、前期末比909億円増加の4兆7,923億円となりました。
	貸出金	労金連および連結対象子会社の貸出金を連結し、労金連の連結対象子会社に対する貸出金を相殺消去しました。期末残高は、前期末比3,388億円減少の9,913億円となりました。
損益の状況		経常収益は前年度比51億円増加の720億円、経常費用は前年度比41億円増加の606億円となりました。この結果、経常利益は前年度比9億円増加の114億円、税金等調整前当期純利益は前年度比7億円増加の112億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比7億円増加の92億円となりました。

労金連および子会社の主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	63,136	62,486	90,143	66,952	72,068
経常費用	50,363	51,052	79,755	56,507	60,666
経常利益	12,773	11,433	10,388	10,445	11,401
親会社株主に帰属する 当期純利益	10,489	9,336	8,432	8,498	9,277
包括利益	30,220	△ 21,029	△ 43,150	21,818	△ 68,385
純資産額	401,759	374,530	325,780	342,598	269,213
総資産額	10,799,995	9,647,621	9,488,376	8,857,690	8,033,529
連結自己資本比率	21.73 %	19.53 %	15.06 %	15.14 %	15.85 %

- (注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 連結自己資本比率について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき算定しています。
- なお、労金連グループは国内基準を採用しています。

連結財務諸表

連結財務諸表の作成方針

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社および子法人等 1 社
会社名 株式会社労金カードサービス
- (2) 非連結の子会社および子法人等
該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用および持分法非適用の子会社および子法人等、関連法人等はありません。

3 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等の決算日は、連結決算日と一致しています。

4 のれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金(利益)処分に基づいて作成しています。

連結貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	2023年度末	2024年度末
(資産の部)		
現金	0	0
預け金	2,423,819	1,990,649
コールローン及び買入手形	139,000	179,000
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	4,986	5,000
商品有価証券	—	—
有価証券	4,701,397	4,792,352
貸出金	1,330,174	991,312
外国為替	—	—
その他資産	237,438	34,051
有形固定資産	14,857	15,405
建物	6,020	5,613
土地	6,519	6,454
リース資産	2	1
建設仮勘定	174	1,405
その他の有形固定資産	2,141	1,930
無形固定資産	6,096	6,315
ソフトウェア	6,027	6,275
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	68	39
退職給付に係る資産	—	—
繰延税金資産	—	19,513
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	—	—
貸倒引当金	△ 80	△ 71
資産の部 合計	8,857,690	8,033,529

連結貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	2023年度末	2024年度末
(負債の部)		
預金	6,697,037	6,081,800
譲渡性預金	232,876	126,976
借入金	453,700	502,200
コールマネー及び売渡手形	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	1,085,335	996,228
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	33,979	56,591
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	206	196
役員賞与引当金	—	—
退職給付に係る負債	1,117	216
役員退職慰労引当金	63	67
その他の引当金	39	38
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	10,736	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	—	—
負債の部 合計	8,515,091	7,764,316
(純資産の部)		
出資金	120,000	120,000
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	0	0
利益剰余金	191,472	195,750
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定 合計	311,473	315,750
その他有価証券評価差額金	30,534	△ 47,507
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
為替換算調整勘定	—	—
退職給付に係る調整累計額	385	759
その他の包括利益累計額合計	30,920	△ 46,747
新株予約権	—	—
非支配株主持分	205	210
純資産の部 合計	342,598	269,213
負債及び純資産の部 合計	8,857,690	8,033,529

(注) あわせて、連結貸借対照表注記(105ページ～)をご覧ください。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	66,952	72,068
資金運用収益	44,212	49,511
貸出金利息	290	911
預け金利息	1,550	5,496
コールローン利息及び買入手形利息	23	432
買現先利息	－	－
債券貸借取引受入利息	－	－
有価証券利息配当金	42,252	42,671
その他の受入利息	94	0
役務取引等収益	19,218	20,222
その他業務収益	617	569
その他経常収益	2,903	1,763
貸倒引当金戻入益	－	－
償却債権取立益	－	－
その他の経常収益	2,903	1,763
経常費用	56,507	60,666
資金調達費用	17,375	22,243
預金利息	17,073	20,253
譲渡性預金利息	180	144
借入金利息	4	65
コールマネー利息及び売渡手形利息	－	0
売現先利息	－	－
債券貸借取引支払利息	116	1,780
コマーシャル・ペーパー利息	－	－
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,413	1,306
その他業務費用	13,082	11,949
経費	24,038	24,519
その他経常費用	597	646
貸倒引当金繰入額	31	11
その他の経常費用	565	634
経常利益	10,445	11,401
特別利益	－	45
固定資産処分益	－	45
負ののれん発生益	－	－
その他の特別利益	－	－
特別損失	27	235
固定資産処分損	27	235
減損損失	－	－
その他の特別損失	－	－
税金等調整前当期純利益	10,417	11,212
法人税、住民税及び事業税	1,950	1,806
法人税等調整額	△ 29	123
法人税等合計	1,920	1,930
当期純利益	8,497	9,282
非支配株主に帰属する当期純利益	△ 1	5
親会社株主に帰属する当期純利益	8,498	9,277

(注) あわせて、連結損益計算書注記(109ページ)をご覧ください。

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	305	305
資本剰余金増加高	—	—
増資による持分の増加	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	305	305
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	187,974,520	191,472,977
利益剰余金増加高	8,498,457	9,277,372
親会社株主に帰属する当期純利益	8,498,457	9,277,372
利益剰余金減少高	5,000,000	5,000,000
配当金	5,000,000	5,000,000
利益剰余金期末残高	191,472,977	195,750,350



連結貸借対照表注記

労金連は以下「本会」といい、労金連グループは以下「本会グループ」といいます。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 一部の外貨建債券(その他有価証券)に係る為替変動リスクの相殺を目的に、ヘッジ対象を契約単位で識別する個別ヘッジを実施しております。

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一にする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

これは、本会の「2024年度リスク管理方針」に基づいて個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の償還時における為替変動リスクをヘッジすることを目的とするものであります。

なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

6. 固定資産の減価償却の方法

(1) 本会の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、本会の定める決算経理規程に基づきそれぞれ次のとおり償却しております。

建物(本館)	定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は15年～18年であります。
建物(事務センター)	定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は6年～60年であります。
その他	定額法(利用可能期間による耐用年数を使用)を採用しております。 また、主な耐用年数は4年～20年であります。

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、本会グループ利用のソフトウェアについては、本会及び連結される子会社で定める利用可能期間に基づいて償却を行っております。

主要な償却年数は5年であります。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

8. 本会の外貨建資産・負債は連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 本会の貸倒引当金は、本会の定める資産査定基準及び決算経理規程に則り、次のとおり計上しております。

正常先償権及び要注意先償権に相当する償権(以下「償権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の償権をいう)については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づいた引当額を引当てることとしております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る償権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る償権に相当する償権については、償権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての償権は本会の定める資産査定基準に則り本会各部が第一次査定を、統合リスク管理部が第二次査定を実施し、当該部から独立した監査部が査定監査を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

本会の引当基準は、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般償権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念償権等特定の償権につい

ては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により算出した額を損益処理

(2) 数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、嘱託職員の退職金の支払いに備えるため、嘱託職員就業規則に基づき、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 収益の計上方法は、本会グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、連結損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。

14. 本会及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権

4百万円

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。

17. 有形固定資産の減価償却累計額

13,572百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額はあります。

19. 償権のうち、破産更生償権及びこれらに準ずる償権額は39百万円、危険償権額は17百万円であります。

なお、償権は、連結貸借対照表の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。))です。

破産更生償権及びこれらに準ずる償権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する償権及びこれらに準ずる償権です。

また、危険償権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った償権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い償権で、破産更生償権及びこれらに準ずる償権に該当しないものです。

20. 償権のうち、三月以上延滞償権額は15百万円であります。

なお、三月以上延滞償権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生償権及びこれらに準ずる償権並びに危険償権に該当しないものです。

21. 償権のうち、貸出条件緩和償権額は10百万円であります。

なお、貸出条件緩和償権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、償権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生償権及びこれらに準ずる償権、危険償権並びに三月以上延滞償権に該当しないものです。

22. 破産更生償権及びこれらに準ずる償権、危険償権、三月以上延滞償権及び貸出条件緩和償権の合計額は73百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた償権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. ローン・パーティシペーションについては、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づき、原債務者に対する貸出金として会計処理していますが、連結決算日における残高はありません。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

1,553,786百万円

- 貸出金 391,200百万円
- 担保資産に対応する債務
- 借入金 502,200百万円
- 債券貸借取引受入担保金 996,228百万円
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券291,400百万円を差し入れております。
- また、その他の資産のうち保証金は252百万円であります。
25. 出資1口当たりの純資産額 224,169円47銭
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 本会グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 本会グループが保有する金融資産は、主として有価証券です。主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- また、貸出金は主に日本国政府及び全国にある13の労働金庫向けであります。
- 一方、金融負債はそのほとんどが全国にある13の労働金庫からの預金であり、すべて固定金利の預金です。金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。
- 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、為替予約取引を行うことにより当該リスクを回避しています。
- デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 本会グループは、取引先の信用状態の調査を基に与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する与信管理と、信用リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する信用VaRによりモニタリングすることなどで、信用リスクを管理しております。
- 与信管理は、信用リスクに関する管理諸規程に従い各部が管理しており、与信管理の状況を統合リスク管理部がチェックし、算出した信用VaRと合わせて経営管理委員会及び常務会に報告を行っております。
- また、連結会計年度ごとにリスク資本を信用リスクに配賦しており、月次で信用VaRとの対比を行うことで、信用リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 本会グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等を定めており、理事会において決定したリスク管理方針に基づき、経営管理委員会及び常務会においてリスク管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、総合企画部のALM報告と合わせて月次で経営管理委員会及び常務会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
- 本会グループは、価格変動リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する市場VaRによりモニタリングすることなどで、市場リスクを管理しております。また、市場環境や財務状況などのモニタリングを行い、これらの情報を統合リスク管理部が経営管理委員会及び常務会に報告しております。
- なお、連結会計年度ごとにリスク資本を市場リスクに配賦しており、算出した市場VaRとの対比を行うことで、市場リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。
- (iii) デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価及び事務管理に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引実施基準に基づき実施しております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 本会グループでは、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaR等により計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内と

なるよう管理しております。

本会グループのVaRは分散共分散法(保有期間:満期保有目的の債券及び一部の定期預金120営業日、その他の資産及び負債60営業日、信頼区間:99%、観測期間:1,250営業日)により算出しており、令和7年3月31日現在で本会グループの市場リスク量(損失額の推計値)は全体で59,590百万円であります。

なお、本会グループでは、モデルが算出するVaRと仮想損益(ポジションを固定した場合に発生したと想定される評価損益)を比較するバックテストを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、令和4年8月より、仮想損益額がVaRを超過する頻度が、モデルが想定している回数を超過したことから、市場変動率の高まりを反映させ、VaRに一定の掛け目を乗じた値に補正しております。

- ③ 流動性リスクの管理
- 本会グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
27. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1参照)。また、現金は記載を省略しており、預け金、コールローン、コールマネー、債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	5,000	5,000	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,080,683	1,064,944	△ 15,738
その他有価証券	3,707,790	3,707,790	-
(3) 貸出金	991,312		
貸倒引当金(*1)	△ 71		
	991,241	987,290	△ 3,951
金融資産計	5,784,714	5,765,024	△ 19,690
(1) 預金	6,081,800	6,113,998	32,198
(2) 譲渡性預金	126,976	126,976	-
(3) 借入金	502,200	502,200	-
金融負債計	6,710,977	6,743,175	32,198
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	48	48	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	48	48	-

(注) 時価には、既に損益認識し連結貸借対照表に計上されている下記の未収利息及び未払利息に相当する金額が含まれています。

(未収利息) 貸出金 431百万円

(未払利息) 預金 5,559百万円

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	16
投資事業有限責任組合出資金(*2)	3,862
合 計	3,879

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項の取扱いを適用しており、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)							
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
有価証券							
満期保有目的の債券	236,958	390,506	351,078	45,382	47,670	9,856	—
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2,919	8,266	20,654	5,382	42,670	3,047	—
短期社債	144,000	—	—	—	—	—	—
社債	60,949	215,440	264,924	40,000	—	6,809	—
外国証券	29,090	166,800	65,500	—	5,000	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	199,153	912,338	751,207	398,430	561,365	687,185	—
国債	—	319,000	188,000	180,000	425,100	303,300	—
地方債	36,041	13,883	17,479	11,293	20,699	33,779	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—
社債	77,024	134,630	149,830	98,790	58,975	349,052	—
外国証券	85,298	400,088	374,900	86,800	50,190	—	—
その他	788	44,736	20,998	21,546	6,400	1,052	—
貸出金	502,499	451,612	1,301	15	8	35,875	—
合 計	938,611	1,754,457	1,103,587	443,827	609,044	732,917	—

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)							
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
預金	2,042,832	2,018,321	1,511,710	—	—	—	508,935
譲渡性預金	126,976	—	—	—	—	—	—
借入金	50,600	451,600	—	—	—	—	—
合 計	2,220,409	2,469,921	1,511,710	—	—	—	508,935

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

以下の表には、連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「預け金」の中の譲渡性預け金が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)				
	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	1,992	1,994	1
	短期社債	—	—	—
	社債	23,662	23,698	35
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	25,655	25,692	37
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	81,087	77,956	△ 3,131
	短期社債	143,868	143,868	—
	社債	563,707	554,226	△ 9,481
	外国証券	266,363	263,200	△ 3,163
	その他	—	—	—
	小計	1,055,028	1,039,251	△ 15,776
合 計		1,080,683	1,064,944	△ 15,738

(注) 時価は、当連結会計年度末における市場価格等に基づいております。

(2) その他有価証券

(単位：百万円)				
	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	56,287	25,016	31,271
	債券	400,954	396,326	4,627
	国債	290,387	287,126	3,261
	地方債	12,657	12,649	8
	短期社債	—	—	—
	社債	46,881	46,717	164
	外国証券	51,027	49,834	1,193
	その他	167,080	117,984	49,096
	小計	624,322	539,327	84,994
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	534	612	△ 77
	債券	3,001,169	3,144,133	△ 142,963
	国債	1,105,740	1,182,898	△ 77,158
	地方債	112,823	121,430	△ 8,607
	短期社債	—	—	—
	社債	853,640	893,715	△ 40,075
	外国証券	928,964	946,088	△ 17,123
	その他	100,764	109,220	△ 8,456
	小計	3,102,468	3,253,965	△ 151,497
合 計		3,726,790	3,793,293	△ 66,502

(注1) 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、対象発行体の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定しております。また、市場価格のない株式等については発行体における財政状態の悪化等の要件を勘案し、減損処理の要否を検討しております。

29. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)				
区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
金銭の信託	—	5,000	—	5,000
有価証券				
その他有価証券	1,471,171	1,705,232	531,386	3,707,790
国債	1,396,128	—	—	1,396,128
地方債	—	125,480	—	125,480
社債	—	900,522	—	900,522
株式	56,822	—	—	56,822
外国証券	2,932	445,673	531,386	979,992
その他	15,287	233,557	—	248,844
資産計	1,471,171	1,710,232	531,386	3,712,790
デリバティブ取引 (*1)				
金利関連	—	48	—	48
通貨関連	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	48	—	48

(*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)				
区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	1,013,107	51,837	1,064,944
地方債	—	79,950	—	79,950
短期社債	—	143,868	—	143,868
社債	—	556,267	21,657	577,924
外国証券	—	233,020	30,180	263,200
貸出金	—	—	987,290	987,290
資産計	—	1,013,107	1,039,127	2,052,234
預金	—	6,113,998	—	6,113,998
譲渡性預金	—	126,976	—	126,976
借入金	—	502,200	—	502,200
負債計	—	6,743,175	—	6,743,175

(注1) 時価算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格がない投資信託について、重要な解約制限等がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、主にブローカー等の第三者から入手した評価価格を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・パニョ型の金利スワップ取引、為替予約等が含まれております。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、金利スワップション取引が含まれます。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を基準日において同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。

なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。算定された時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

該当はありません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

		その他有価証券		デリバティブ取引	
		社債	外国証券	金利関連	
期首残高		428,873	—	428,873	—
当期の損益	損益に計上(*1)	4	—	4	—
またはその他の包括利益	その他の包括利益に計上(*2)	△ 9,269	—	△ 9,269	—
購入、売却、発行および決済	購入	176,977	—	176,977	—
	売却	—	—	—	—
	発行	—	—	—	—
	決済	△ 65,200	—	△ 65,200	—
レベル3の時価への振替		—	—	—	—
レベル3の時価からの振替		—	—	—	—
期末残高		531,386	—	531,386	—
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産および金融負債の評価損益		—	—	—	—

(*1) 連結損益計算書の「資金運用収益」及び「資金調達費用」並びに「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 本会グループは労働金庫法施行規則第113条に定める別紙様式に則り、包括利益計算書は作成していません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

本会グループは常務理事または常務執行役員が決裁した時価算定要領にて時価の算定に係る手続等を定めており、これに沿って営業部が時価を算定しております。算定された時価は、営業部にて検証を行うほか、統合リスク管理部においても時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証することにより、時価の算定の手続に関する適正性及び算定された時価の適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、他の第三者から入手した会計基準に従って算定されていると期待される価格と比較検討を行う等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当はありません。

30. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2,478	1,448	6
債券	151,231	1	7,187
国債	1,736	—	244
地方債	59,293	—	4,434
短期社債	—	—	—
社債	74,200	—	2,508
外国証券	16,001	1	—
その他	1,010	299	95
合 計	154,719	1,749	7,289

32. 当連結会計年度中に、保有目的の区分を変更した有価証券はありません。

33. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	5,000	—

(2) 満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。

(3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)の取扱いはありません。

34. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。また、使用貸借又は質貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

35. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、173,986百万円であります。

このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が173,986百万円あります。

36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

積立型制度の退職給付債務	3,821 百万円
年金資産(時価)	△ 3,619
小計	202
非積立型制度の退職給付債務	14
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216
退職給付に係る負債	216
退職給付に係る資産	—

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は以下のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	707 百万円
未認識過去勤務費用	343
合 計	1,050

37. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.67%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は506百万円増加(繰延税金負債は16百万円増加)し、その他有価証券評価差額金は476百万円増加し、法人税等調整額は13百万円減少しております。

38. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	534百万円
契約負債	153百万円

39. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

40. 追加情報

(退職金制度の変更)

本会は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更(退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等)を決定いたしました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用374百万円(退職給付債務の減少)が発生し、2024年度はこのうちの31百万円を費用処理しております。

連結損益計算書注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資一口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 7,731円14銭
3. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:	百万円
当期発生額	△ 114,098
組替調整額	5,540
税効果調整前	△ 108,558
税効果額	30,516
その他有価証券評価差額金	△ 78,041

繰延ヘッジ損益:

当期発生額	－
組替調整額	－
資産の取得原価調整額	－
税効果調整前	－
税効果額	－
繰延ヘッジ損益	－

退職給付に係る調整累計額:

当期発生額	647
組替調整額	△ 130
税効果調整前	517
税効果額	△ 143
退職給付に係る調整累計額	374
その他の包括利益合計	△ 77,667

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、20,723百万円であります。

5. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は下表のとおりであります。

(単位: 百万円)

		連結損益計算書計上額
本会	主要な財又はサービス	
	金融業務全般に係る電算機処理手数料	18,566
	集中型財形の事務処理に係る手数料	354
	投信販売手数料の証券販売業務関係の受入手数料	391
	保証制度に係る電算機処理手数料	98
	口座振替業務に係る手数料	78
	保険販売業務関係の受入手数料	52
	その他	158
	小計	19,700
連結される子会社	主要な財又はサービス	
	クレジットカード業務に係る手数料	512
	商品販売に係る売上高	471
	建物管理・事務代行に係る手数料	15
	その他	24
	小計	1,023
合 計		20,723

6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
その他の役務取引	金融業務全般に係る電算機処理手数料	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。金融業務全般に係る電算機処理手数料については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
	集中型財形の事務処理に係る手数料	
	投信販売手数料の証券販売業務関係の受入手数料	
	保証制度に係る電算機処理手数料	
	口座振替業務に係る手数料	
	保険販売業務関係の受入手数料	

(注1) 役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、金融商品の利息配当金や売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)が適用されないため除いております。

なお、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

また、顧客との契約から生じる収益に該当する収益のうち、連結される子会社の収益及び金額的重要性が乏しいものについても記載しておりません。

7. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報は下表のとおりであります。

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位: 百万円)

	当連結会計年度
契約資産(期首残高)	－
契約資産(期末残高)	－
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	495
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	534
契約負債(期首残高)	308
契約負債(期末残高)	153

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は308百万円であります。

契約負債の増減は、主として前受金受取り(契約負債の増加)と、収益認識(同、減少)により生じたものです。

なお、契約負債は、主として金融業務全般に係る電算機処理サービスの提供において、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。当該サービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足の履行義務に配分した収益はありません。

不良債権の状況(連結)

労働金庫法に基づく開示債権

2024年度末の労金連およびその子会社等の総与信残高のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」額は39百万円、「危険債権」額は17百万円、「三月以上延滞債権」額は15百万円、「貸出条件緩和債権」額は百万円未満となっています。

(単位：百万円、%)

区 分		残 高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度末	42	—	42	100.0
	2024年度末	39	—	39	100.0
危険債権	2023年度末	19	—	15	83.0
	2024年度末	17	—	15	86.9
三月以上延滞債権	2023年度末	18	—	10	60.1
	2024年度末	15	—	9	63.9
貸出条件緩和債権	2023年度末	3	—	1	34.0
	2024年度末	0	—	0	24.4
小 計	2023年度末	83	—	70	84.3
	2024年度末	73	—	65	88.4
正常債権	2023年度末	1,333,560			
	2024年度末	995,180			
合 計	2023年度末	1,333,644			
	2024年度末	995,253			

(注) 1. 「担保・保証 (B)」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」のうち、優良担保や優良保証または一般担保や一般保証により回収が可能と見込まれる金額です。

2. 「貸倒引当金(C)」とは、不良債権の各項目の貸出金に対して引き当てたもので、貸借対照表の残高より少なくなっています。

報酬等に関する事項(連結)

対 象 役 員

主要な連結子法人等を含む労金連グループにおける報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、労金連の常勤理事および労金連の常勤監事が該当します。

対象役員に対する報酬等は、役位ごとの役割と責務に応じて支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功勞の対価として退任時に支払う「退職手当金」で構成されています。

なお、下記1.～4.につきましては、単体で記載した内容と相違ありませんので、(単体)(92ページ)をご覧ください。

1. 報酬体系の概要
2. 報酬額の決定に関する方針
3. 2024年度における対象役員に対する報酬等の総額
4. その他

対象職員等

主要な連結子法人等を含む労金連グループにおける報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、労金連の非常勤役員、労金連の執行役員、労金連の職員、労金連の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、労金連およびその主要な連結子法人等の業務の運営および財産の状況に重要な影響を与える者が該当します。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、労金連の連結子法人等のうち、労金連の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2024年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
4. 2024年度において、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

連結セグメント情報

連結会社は、金融業以外に一部でリース業務、商品販売業務等を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人 (2025年7月現在)

事務所の所在地

労働金庫連合会

〒101-0047 千代田区内神田1-13-4(仮事務所)
TEL 03-3295-9322(代)

※労働金庫会館建替えに伴い、2023年7月24日より上記住所に仮移転しています。

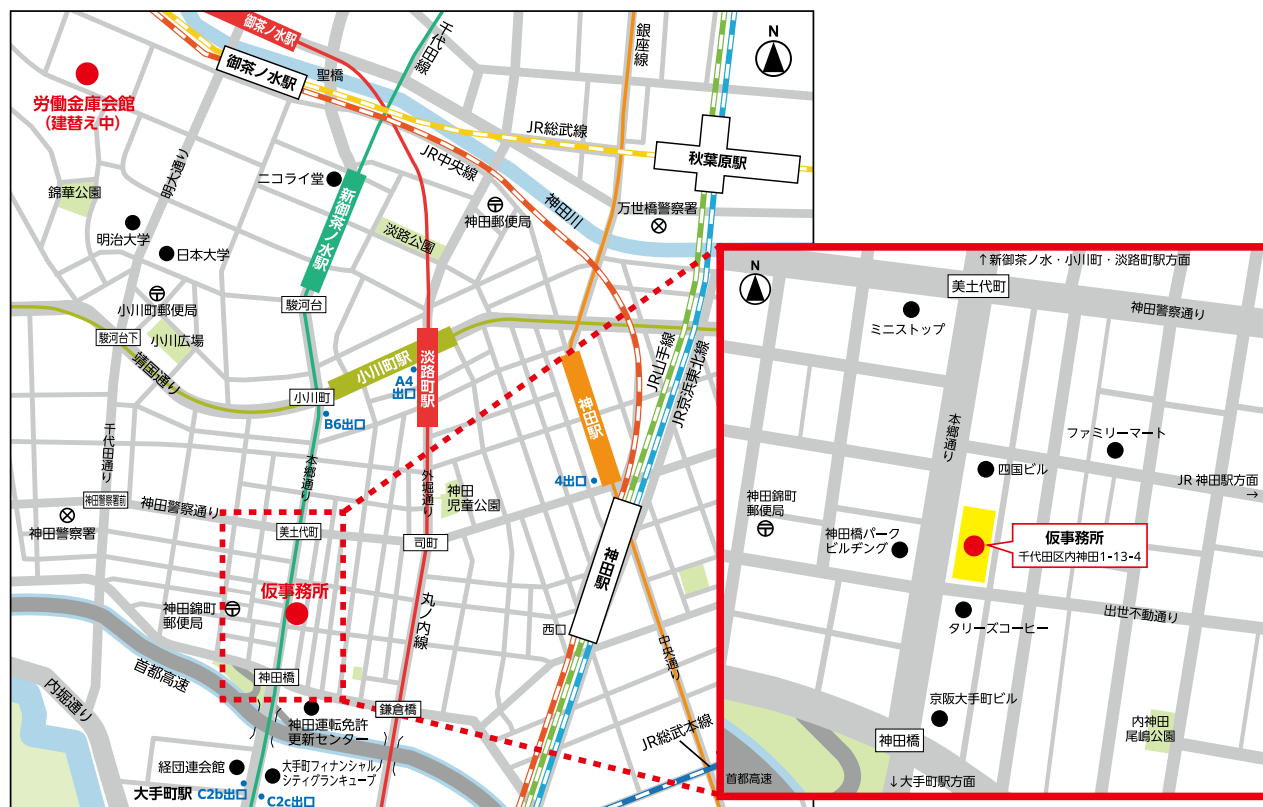
監査部	TEL 03-3293-2365	—
コンプライアンス部	TEL 03-3295-9032	FAX 03-3295-9310
統合リスク管理部	TEL 03-3295-9335	FAX 03-3295-9328
人事総務部	TEL 03-3295-9322	FAX 03-3295-9353
総合企画部	TEL 03-3295-9332	FAX 03-3295-9328
営業部	TEL 03-3295-9356	FAX 03-3295-9394

資金運用部	TEL 03-3295-9334	FAX 03-3295-9397
業務部	TEL 03-3293-2360	FAX 03-3293-2218
営業推進企画部	TEL 03-3295-9341	FAX 03-3295-8039
財形部	TEL 03-3295-9321	FAX 03-3295-8005
施設管理部	TEL 03-3295-9317	—
監事会事務局	TEL 03-3293-1624	—

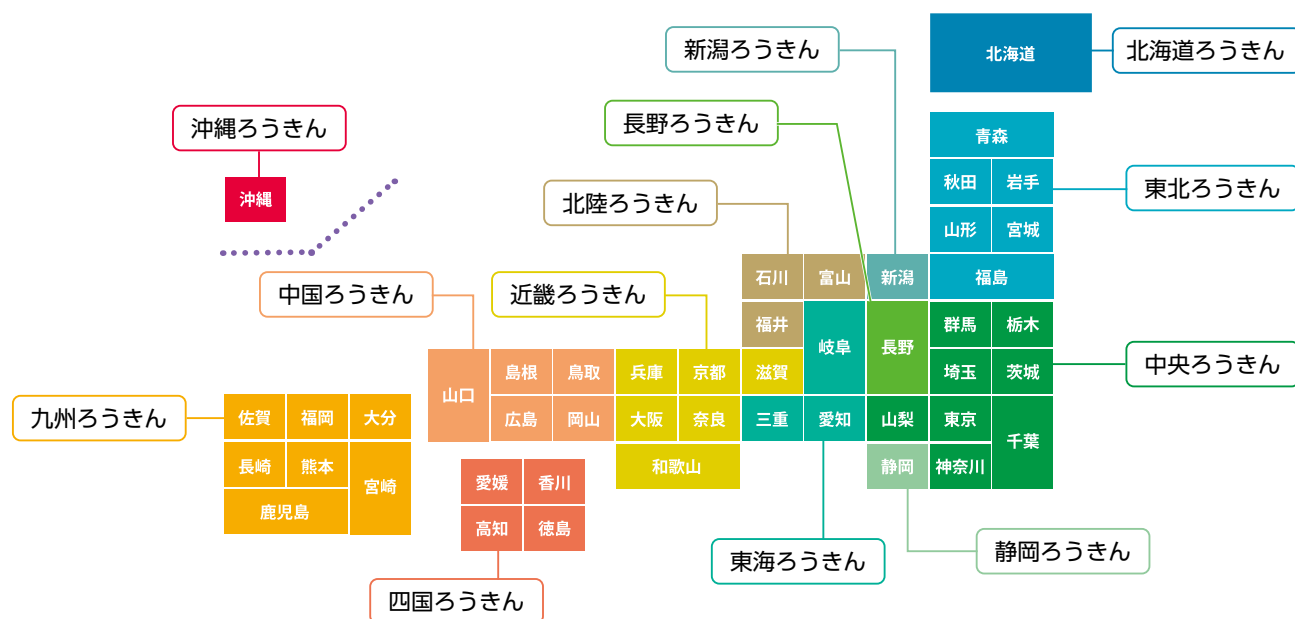
●〒550-8538

大阪市西区江戸堀1-12-1 近畿労働金庫肥後橋ビル9F

大阪オフィス	TEL 06-6449-6861	FAX 06-6449-6863
--------	------------------	------------------



全国〈ろうきん〉のお問い合わせ先一覧



() 内は事業地区

北海道労働金庫 (北海道ろうきん)	TEL 0120-5-109-26 〒060-0001 札幌市中央区北1条西5-3-10 https://www.rokin-hokkaido.or.jp/	近畿労働金庫 (近畿ろうきん)	TEL 0120-191-968 (滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫) 〒550-8538 大阪市西区江戸堀1-12-1 https://www.rokin.or.jp/
東北労働金庫 (東北ろうきん)	TEL 0120-1919-62 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島) 〒980-0023 仙台市青葉区北目町1-15 https://www.tohoku-rokin.or.jp/	中国労働金庫 (中国ろうきん)	TEL 0120-86-3760 (鳥取・島根・岡山・広島・山口) 〒732-0827 広島市南区稲荷町1-14 https://www.chugoku-rokin.or.jp/
中央労働金庫 (中央ろうきん)	TEL 0120-86-6956 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨) 〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5 https://chuo.rokin.com/	四国労働金庫 (四国ろうきん)	TEL 0120-505-690 (徳島・香川・愛媛・高知) 〒760-0011 高松市浜ノ町72-3 https://www.shikoku-rokin.or.jp/
新潟県労働金庫 (新潟ろうきん)	TEL 0120-191-880 〒951-8565 新潟市中央区寄居町332-38 https://www.niigata-rokin.or.jp/	九州労働金庫 (九州ろうきん)	TEL 0120-796-210 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島) 〒810-0074 福岡市中央区大手門3-3-3 https://kyusyu-rokin.com/
長野県労働金庫 (長野ろうきん)	TEL 0120-606-150 〒380-8611 長野市県町523 https://www.nagano-rokin.co.jp/	沖縄県労働金庫 (沖縄ろうきん)	TEL 0120-602-040 〒900-0029 那覇市旭町1-9 https://www.okinawa-rokin.or.jp/
静岡県労働金庫 (静岡ろうきん)	TEL 0120-609-123 〒420-0851 静岡市葵区黒金町5-1 https://shizuoka.rokin.or.jp/	一般社団法人 全国労働金庫協会 (労金協会)	TEL 03-3295-6721 〒101-0047 千代田区内神田1-13-4 https://all.rokin.or.jp/
北陸労働金庫 (北陸ろうきん)	TEL 076-231-8000 (富山・石川・福井) 〒920-8552 金沢市芳斉2-15-18 https://hokuriku.rokin.or.jp/	労働金庫連合会 (労金連)	TEL 03-3295-9322 〒101-0047 千代田区内神田1-13-4 https://www.rokinren.com/
東海労働金庫 (東海ろうきん)	TEL 0120-226616 (愛知・岐阜・三重) 〒460-0007 名古屋市中区新栄1-7-12 https://tokai.rokin.or.jp/		

インターネットでも情報がご覧いただけます。労金連ウェブサイト <https://www.rokinren.com/>

索引

【労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目】

〔労働金庫法施行規則第114条による開示項目〕

1. 労金連の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 49
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 50
- (3) 会計監査人の氏名又は名称 110
- (4) 事務所の名称及び所在地 111
- (5) 労働金庫代理業者に関する事項 該当なし

2. 労金連の主要な事業の内容 52～56

3. 労金連の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 16～17
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 18
 - ① 経常収益 18
 - ② 経常利益又は経常損失 18
 - ③ 当期純利益又は当期純損失 18
 - ④ 出資総額及び出資総口数 18
 - ⑤ 純資産額 18
 - ⑥ 総資産額 18
 - ⑦ 預金残高 18
 - ⑧ 貸出金残高 18
 - ⑨ 有価証券残高 18
 - ⑩ 単体自己資本比率 18
 - ⑪ 出資に対する配当金 18
 - ⑫ 職員数 18
 - ⑬ 信託報酬 該当なし
 - ⑭ 信託勘定貸出金残高 該当なし
 - ⑮ 信託勘定有価証券残高 該当なし
 - ⑯ 信託財産額 該当なし
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 68～69、93～95
 - ① 主要な業務の状況を示す指標 68～69
 - ア. 業務粗利益及び業務粗利益率
 - イ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
 - ウ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支
 - エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや（総資金利ざや）
 - オ. 受取利息及び支払利息の増減
 - カ. 総資産経常利益率
 - キ. 総資産当期純利益率
 - ② 預金に関する指標 93
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
 - ③ 貸出金等に関する指標 69、94
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 94
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 94
 - ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 94
 - エ. 使途別の貸出金残高 94
 - オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 94
 - カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 69
 - ④ 有価証券に関する指標 69、95
 - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高 95
 - イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 95
 - ウ. 有価証券の種類別の平均残高 95
 - エ. 預証率の期末値及び期中平均値 69

4. 労金連の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 42～44
- (2) 法令遵守（コンプライアンス）の体制 45～48
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 19～26
- (4) 銀行法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 38

5. 労金連の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 58～66
- (2) 債権のうち次に掲げるものの額及び①から④の合計額 89
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - ② 危険債権
 - ③ 三月以上延滞債権
 - ④ 貸出条件緩和債権
 - ⑤ 正常債権
- (3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 該当なし
- (4) 自己資本の充実の状況(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号に定める開示項目) 70～81
- (5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 96～98
 - ① 有価証券 96～97
 - ② 金銭の信託 97
 - ③ 労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 98
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 78
- (7) 貸出金償却の額 78
- (8) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている旨 61

6. 労金連の報酬等に関する事項

- (平成24年金融庁・厚生労働省告示第4号に定める開示項目) 92

[労働金庫法施行規則第115条による開示項目]

1. 労金連及びその子会社等の概況に関する事項

- (1) 労金連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 99
- (2) 労金連の子会社等に関する事項 99
 - ① 名称
 - ② 主たる営業所又は事務所の所在地
 - ③ 資本金又は出資金
 - ④ 事業の内容
 - ⑤ 設立年月日
 - ⑥ 労金連が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
 - ⑦ 労金連の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

2. 労金連及びその子会社等の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 100
- (2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 100
 - ① 経常収益
 - ② 経常利益又は経常損失
 - ③ 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失
 - ④ 包括利益
 - ⑤ 純資産額
 - ⑥ 総資産額
 - ⑦ 連結自己資本比率

3. 労金連及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- (1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 101～109
- (2) 債権のうち次に掲げるものの額及び①から④の合計額 110
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - ② 危険債権
 - ③ 三月以上延滞債権
 - ④ 貸出条件緩和債権
 - ⑤ 正常債権
- (3) 自己資本の充実の状況(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号に定める開示項目) 70～73、82～89
- (4) 労金連及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの 110

4. 労金連及びその子会社等の報酬等に関する事項

- (平成24年金融庁・厚生労働省告示第4号に定める開示項目) 110

【金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」】

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	89
2. 危険債権	89
3. 要管理債権	89
4. 正常債権	89

【労金連の自主開示項目】

1. 概況等	
（1）第11期中期経営計画	27
（2）2025年度事業計画	28
（3）経営方針	29
（4）業務の適正を確保するための体制	30～32
（5）経営体制	49
（6）役員の所属団体等	50
（7）執行役員	50
（8）職員の状況	51
（9）会員の内訳	51
（10）出資会員	51
（11）出資配当等	67
2. 経理・事業内容	
（1）経常費用	18
（2）純資産の内訳	67
（3）利益率	68
（4）常勤役職員1人当たり預金残高	69
（5）1店舗当たり預金残高	69
（6）常勤役職員1人当たり貸出金残高	69
（7）1店舗当たり貸出金残高	69
3. 資金調達	
（1）預金科目別残高	93
（2）預金者別内訳	93
4. その他の業務	
（1）内国為替取扱実績	54
（2）国債窓販残高の推移	55
（3）投信窓販純資産残高の推移	56
5. 労金連及びその子会社等に関する事項	
（1）経常費用	100
6. その他	
（1）労金連・全国労働金庫の概要	1
（2）トピックス	6～10
（3）沿革・あゆみ	11～12
（4）お客さま本位の業務運営に関する方針	33～35
（5）個人情報保護の取組み	36～37
（6）顧客保護等管理方針	38
（7）利益相反管理方針の概要	39
（8）反社会的勢力に対する基本方針	40
（9）金融商品に関する勧誘方針	40
（10）確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針	40
（11）証券業務に関する倫理コード	41
（12）総合事務センターの概要	57
（13）資産査定に係る各種基準の比較表	90～91

その他、「労金連のESG投融资原則」「反社会的勢力に対する基本方針」「金融円滑化の取組み」「労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」等の各種規程・方針は労金連ウェブサイトへ掲載しておりますので、詳細は労金連ウェブサイトをご覧ください。

凡例

1

表示方法

金額

- 各表に表示した金額は、特段注意書きがない限り、単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
- 合計と内訳がある場合、それぞれ切り捨てて記載していますので、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

諸比率・諸利回り

- 各表上の諸比率・諸利回りは円単位の計数を使用して算出し、小数点第1位表示の場合は小数点第2位を、小数点第2位表示の場合は小数点第3位を切り捨てて記載しています。
ただし、監督官庁に報告している数値はそのまま記載しています。
- 合計と内訳がある場合、それぞれ切り捨てて記載していますので、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

2

記載例

- 「0」単位未満の数字がある場合
- 「－」該当数字がない場合
- 「△」マイナス値の場合

3

その他

- 全国〈ろうきん〉の数値は速報値です。



シンボルマーク

〈ろうきん〉のシンボルマークは、ROKINの頭文字の「R」を鳥の親子で表現しており、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれる労金運動を意味し、〈ろうきん〉の親近性を伝えています。はばたく鳥は、より発展する〈ろうきん〉の飛翔を表現しています。
ブルーのシンボルカラーは「知性」「未来」「希望」を意味し、シンボルマーク全体で〈ろうきん〉の基本理念を表現しています。

労働金庫連合会 2025

2025年 7月発行

〒 101-0047

東京都千代田区内神田 1-13-4

労働金庫連合会 総合企画部

TEL 03-3295-9332

<https://www.rokinren.com/>





SPA-230014-J

CARBON EMISSION

847 kg-CO₂ ▶ **0**

この印刷物は、CO₂排出量を算定し、カーボンオフセットすることで、CO₂排出量を実質ゼロにしています。

CNP-25-0036390 (100copies)



ミックス

紙 | 責任ある森林
管理を支えています

FSC® C009168

